# ふるさと安心高齢者プラン

## 白山市高齢者福祉計画
## 白山市介護保険事業計画

計画期間：2018年度～2020年度
（平成30年度～平成32年度）

平成30年3月
石川県白山市

## 「高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり」を目指して

我が国では、世界に類を見ないスピードで高齢化が進み、本市においても、６５歳以上の高齢化率が２６％を超える超高齢社会となっており、高齢者施策の充実は喫緊の課題となっております。

こうした中で、平成１２年に創設された介護保険制度は、「介護」という課題を社会全体で支えるという理念のもと、１８年が経過し、高齢者やその家族を支える仕組みとして市民生活の中に定着してまいりました。

本市では、これまで６期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、多様化、高度化し、増大する高齢者福祉や介護ニーズなどに適切かつ効果的に対応するため、計画に基づき介護予防や居宅支援サービスをはじめ、居住環境の充実や施設の基盤整備など様々な施策に積極的に取り組んできたところであります。

この度、策定いたしました「ふるさと安心高齢者プラン（高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画）」では、第２次白山市総合計画の将来都市像の実現を念頭に、前計画を踏襲し、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるまちづくり」を基本理念とするとともに、高齢者自身の暮らしを支える「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」を一体的かつ包括的に提供し、これまで取り組んできました地域包括ケアシステムの構築をさらに推進していくこととしております。

地域包括ケアシステムにつきましては、介護保険や医療保険のサービスだけで高齢者の方を支えるものではなく、市民、ボランティア団体、事業所など様々な皆様と行政が協働して取り組んでいく必要があります。

こうした取り組みを進めていく中で、様々な社会資源を活用し、地域住民がそれぞれ役割を持ち、共に支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に全力を傾注していく所存でありますので、今後とも皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民並びに関係の皆様、熱心にご審議賜りました介護保険運営協議会の皆様に心より感謝申し上げます。

平成３０年３月

白山市長　山　田　憲　昭

# 目　　次


第１章　計画策定の趣旨
　１．計画策定の趣旨及び位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２．計画の期間及び点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　基本理念と重点施策
　１．基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　２．重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　３．施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第３章　日常生活圏域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第４章　高齢者、要介護（要支援）の状況
　１．高齢者人口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２．要介護（要支援）認定者数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第５章　元気でいきいきと暮らすための環境づくり
　１．市民主体の介護予防の推進（重点施策）　・・・・・・・・・・・・・・ 9
　２．社会参加の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第６章　地域で安心して暮らすための支援の充実
　１．在宅医療・介護連携の強化（重点施策）　・・・・・・・・・・・・・・ 13
　２．認知症施策の拡充（重点施策）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
　３．介護に取り組む家族等への支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　４．居住環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第７章　地域全体で見守り・支え合う体制づくり
　１．地域包括支援センターの機能の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
　２．地域包括ケアシステムの推進による生活支援体制の整備（重点施策） 23
　３．高齢者虐待防止対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　４．見守りネットワークの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第８章　介護保険事業の充実
　１．自立支援、重度化防止の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
　２．給付費の見込・保険料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

# 第１章　計画策定の趣旨

１．計画策定の趣旨及び位置づけ

２．計画の期間及び点検

第
１
章

# 第１章　計画策定の趣旨

## １．計画策定の趣旨及び位置づけ

我が国の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、平成 29 年 10 月１日現在で 27.7%となっています。（総務省統計局による人口推計概算値より）

本市においても、高齢化は進んでおり、平成 29 年 10 月１日現在の高齢化率は 26.5%となっています。

このような超高齢社会に対応するためには、介護保険制度等の公的な制度だけではなく、市民自らが地域の課題を把握し、市民やＮＰＯ、民間企業等、地域の多様な主体と連携して解決していく仕組みづくりが不可欠です。

本計画は、介護保険制度の持続性を確保しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、今後の高齢者福祉事業に関する基本的な施策方針と介護保険事業に係る円滑な保険給付の確保に関する指針等を定めるとともに、第6期計画と同様に、団塊の世代が75歳を迎える2025年度（平成37年度）を見据えた計画でもあります。

### （１）高齢者福祉計画　【根拠法令：老人福祉法第20条の8】

全ての高齢者を対象とした福祉施策全般に関する総合的な計画です。

### （２）介護保険事業計画　【根拠法令：介護保険法第117条】

介護保険の保険者として、介護保険事業を円滑に推進するための、介護保険サービスの必要量や財源、施設等の基盤整備、地域支援事業等に関する計画です。

**本計画は、高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、両計画を一体的に策定するものです。**

### （３）他計画との関係

本市の最上位計画である「第2次白山市総合計画」をはじめ、「第2次白山市地域福祉計画」との整合性を図ります。

また、分野別個別計画である「白山市障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画」「白山市子ども・子育て支援事業計画」「白山市健康プラン」及び白山市社会福祉協議会が策定する「白山市地域福祉活動計画」の内容とも連携することで、世代や分野を超えて市民が主体的に取り組むことができる「我が事・丸ごと」のまちづくりを推進します。

※分野別個別計画については、第〇次等の表記を省略します。

## ２．計画の期間及び点検

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）までの3年間とします。

計画期間中は、進捗状況等を分析し、介護保険運営協議会において、分析結果を報告し、点検、評価を行います。

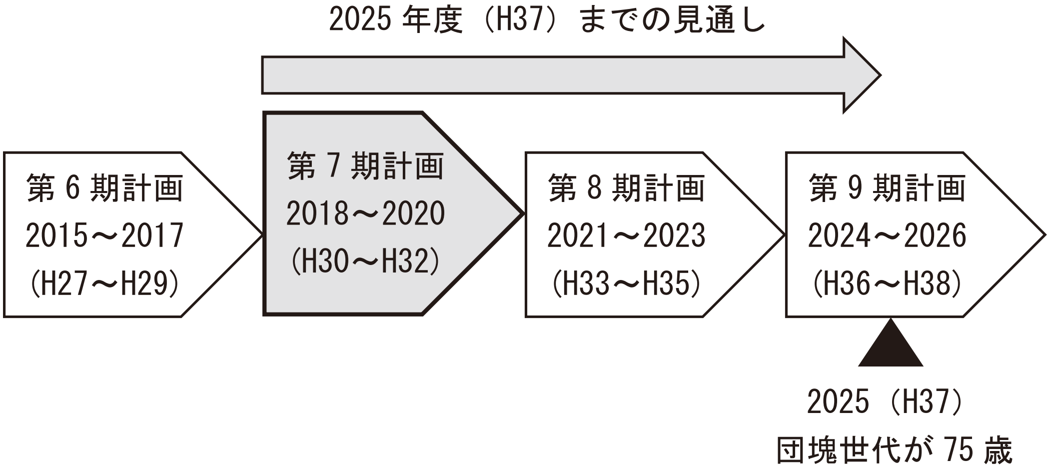


参　考

【老人福祉法】
（市町村老人福祉計画）
第２０条の８　市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
２～６　（略）
７　市町村老人福祉計画は、介護保険法第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
８～１０　（略）

【介護保険法】
（市町村介護保険事業計画）
第１１７条　市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
２～５　（略）
６　市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第２０条の８第１項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
７～１１　（略）

【我が事・丸ごと】
国が進めている地域共生社会の実現に向けた取り組み。全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うため、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築していくことです。

# 第２章　基本理念と重点施策

１．基本理念

２．重点施策

３．施策の体系

# 第２章　基本理念と重点施策

## １．基本理念



社会全体で高齢者を支える仕組みとして平成 12 年 4 月に創設された介護保険制度は、その時代に応じた様々な制度改正が行われました。

国は、平成 29 年６月に介護保険法の一部を改正し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組み及び医療・介護連携の推進のほか、年齢や障害の有無等にかかわらず、全ての人が、自分らしく、それぞれに役割をもちながら社会参加できる地域共生社会の実現に向けた取組み等による「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指すことを方向付けました。

本市では、第５期から第６期計画において、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センターの拡充や白山市在宅医療介護連携協議会を中心とした医療・介護連携の推進等に取り組んできました。

第７期計画においても、国の指針等を踏まえ、これらの取り組みをさらに推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるまちを目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

そのため、本計画の基本理念は、第２次白山市総合計画及び第２次白山市地域福祉計画も踏まえながら、次のとおりとします。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるまちづくり

## ２．重点施策

本計画においては、基本理念のもと、地域包括ケアシステムの深化・推進するため、次の諸課題について重点的に取り組みます。

**（１）市民主体の介護予防の推進**
**（２）在宅医療・介護連携の強化**
**（３）認知症施策の拡充**
**（４）地域包括ケアシステムの推進による生活支援体制の整備**

## ３．施策の体系

計画の最終目標である、基本理念「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるまちづくり」を達成するため、基本目標や基本方針を体系的にまとめました。

この体系を基に、今後の各種施策を展開していき、基本理念の達成を目指します。

<table>
<tr><th>基本理念</th><th>基本目標</th><th>基本方針</th></tr>
<tr><td rowspan="12">高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けられるまちづくり</td><td rowspan="2">元気でいきいきと暮らすための環境づくり<br>（第５章）</td><td>１．市民主体の介護予防の推進（重点施策）</td></tr>
<tr><td>２．社会参加の促進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域で安心して暮らすための支援の充実<br>（第６章）</td><td>１．在宅医療・介護連携の強化（重点施策）</td></tr>
<tr><td>２．認知症施策の拡充（重点施策）</td></tr>
<tr><td>３．介護に取り組む家族等への支援の充実</td></tr>
<tr><td>４．居住環境の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域全体で見守り・支え合う体制づくり<br>（第７章）</td><td>１．地域包括支援センターの機能の充実</td></tr>
<tr><td>２. 地域包括ケアシステムの推進による生活支援体制の整備（重点施策）</td></tr>
<tr><td>３．高齢者虐待防止対策の推進</td></tr>
<tr><td>４．見守りネットワークの推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護保険事業の充実<br>（第８章）</td><td>１．自立支援、重度化防止の推進</td></tr>
<tr><td>２．給付費の見込・保険料</td></tr>
</table>

# 第３章　日常生活圏域の設定

# 第３章　日常生活圏域の設定

本市では、第３期から第６期計画においては、平成 17 年２月の市町村合併前の区域を基本に、人口規模や地域特性等を考慮し、「5 つの日常生活圏域」を設定してきました。

第７期計画においては、高齢者のニーズが多様化・複雑化していることに加え、同じ圏域内でも高齢化率等の実情が異なることから、効果的に地域包括ケアシステムを推進し、より地域の実情に即した施策を展開できるよう、「7 つの日常生活圏域」を設定します。



＜日常生活圏域（第 6 期計画まで）＞

1．松 任 東：松任地域の松任地区、一木地区、旭地区、中奥地区、林中地区、郷地区、山島地区
2．松 任 西：松任地域の石川地区、柏野地区、笠間地区、宮保地区、出城地区、御手洗地区、千代野地区、加賀野地区
3．美　　川：美川地域
4．鶴　　来：鶴来地域
5．白山ろく：河内地域、吉野谷地域、鳥越地域、尾口地域、白峰地域

⇩

＜日常生活圏域（第 7 期計画）＞

1．松任中央：松任地域の松任地区、一木地区、林中地区、山島地区
2．松 任 東：松任地域の旭地区、中奥地区、郷地区
3．松 任 西：松任地域の出城地区、御手洗地区、千代野地区
4．松任西南：松任地域の石川地区、柏野地区、笠間地区、宮保地区、加賀野地区
5．美　　川：美川地域
6．鶴　　来：鶴来地域
7．白山ろく：河内地域、吉野谷地域、鳥越地域、尾口地域、白峰地域

■圏域別高齢者人口等（平成 29 年 10 月 1 日現在）

| | 人　口<br>（人） | 65 歳以上 | | 75 歳以上 | | 要介護（要支援）<br>認定者数（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人　数<br>（人） | 人口に占める<br>割合（%） | 人　数<br>（人） | 人口に占める<br>割合（%） | |
| 松任中央 | 26,081 | 6,604 | 25.3 | 3,111 | 11.9 | 1,131 |
| 松 任 東 | 17,065 | 3,970 | 23.3 | 1,561 | 9.1 | 606 |
| 松 任 西 | 16,975 | 4,173 | 24.6 | 1,671 | 9.8 | 577 |
| 松任西南 | 11,244 | 3,218 | 28.6 | 1,399 | 12.4 | 522 |
| 美　　川 | 12,940 | 3,585 | 27.7 | 1,773 | 13.7 | 710 |
| 鶴　　来 | 23,055 | 6,046 | 26.2 | 2,635 | 11.4 | 999 |
| 白山ろく | 5,916 | 2,368 | 40.0 | 1,398 | 23.6 | 503 |
| 合　　計 | 113,276 | 29,964 | 26.5 | 13,548 | 12.0 | 5,048 |

※人口は、住民基本台帳（情報統計課資料）による数値です。

※要介護（要支援）認定者数は、住民情報システムより抽出した数値であり、住所地特例者（60 人）は除いています。

# 日常生活圏域

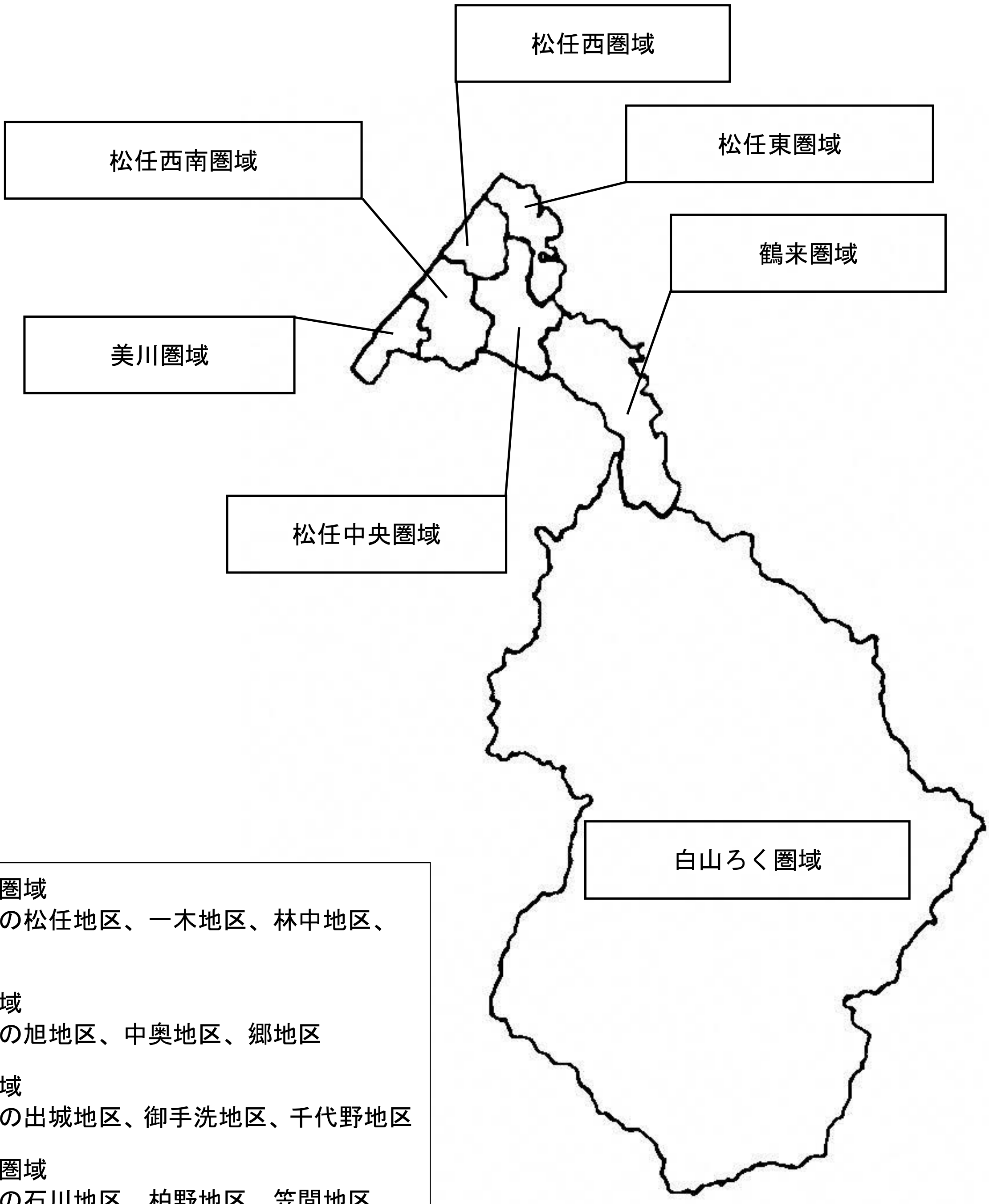


○松任中央圏域
松任地域の松任地区、一木地区、林中地区、山島地区

○松任東圏域
松任地域の旭地区、中奥地区、郷地区

○松任西圏域
松任地域の出城地区、御手洗地区、千代野地区

○松任西南圏域
松任地域の石川地区、柏野地区、笠間地区、宮保地区、加賀野地区

○美川圏域
美川地域

○鶴来圏域
鶴来地域

○白山ろく圏域
河内地域、吉野谷地域、鳥越地域、尾口地域、白峰地域

# 第４章　高齢者、要介護（要支援）の状況

１．高齢者人口

２．要介護（要支援）認定者数

# 第４章　高齢者、要介護（要支援）の状況

## １．高齢者人口

本市の 65 歳以上人口は、2015 年（平成 27 年）の 28,524 人から 2017 年（平成 29 年）には 29,964 人と、1,440 人（伸び率約 5.0%）増加しています。また、高齢化率も 25.3%から 26.5%に上昇しており、この傾向は今後も続くことが予想されます。

特に、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年（平成 37 年）には、65 歳以上人口が 31,489 人（高齢化率 28.9%）となり、約 3.5 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

■総人口及び高齢者人口の推移（各年 10 月 1 日現在）　（単位：人）

| 項　目 | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画期間 | | | 2025 年(H37) |
| | 2015 年(H27) | 2016 年(H28) | 2017 年(H29) | 2018 年(H30) | 2019 年(H31) | 2020 年(H32) | |
| 総人口 | 112,625 | 112,973 | 113,276 | 112,029 | 110,782 | 109,534 | 109,107 |
| 40～64 歳人口 | 37,712 | 37,719 | 37,709 | 37,129 | 36,551 | 35,971 | 35,572 |
| 65 歳以上人口 | 28,524 | 29,285 | 29,964 | 30,152 | 30,340 | 30,527 | 31,489 |
| 65～74 歳 | 15,989 | 16,260 | 16,416 | 16,331 | 16,248 | 16,162 | 13,284 |
| 75 歳以上 | 12,535 | 13,025 | 13,548 | 13,821 | 14,092 | 14,365 | 18,205 |
| 高齢化率 | 25.3% | 25.9% | 26.5% | 26.9% | 27.4% | 27.9% | 28.9% |

※2015 年（H27）から 2017 年（H29）の人口は、住民基本台帳（情報統計課資料）による数値です。
※2020 年（H32)、2025 年（H37）の人口等は、白山市人口ビジョン（2015 年 10 月作成）の数値です。
※2018 年（H30)、2019 年（H31）の人口等は、2020 年（H32）と 2017 年（H29）の差が３年間で均等に推移すると仮定した数値です。
※高齢化率は、65 歳以上人口を総人口で割ったものです。

■人口及び高齢化率の推移

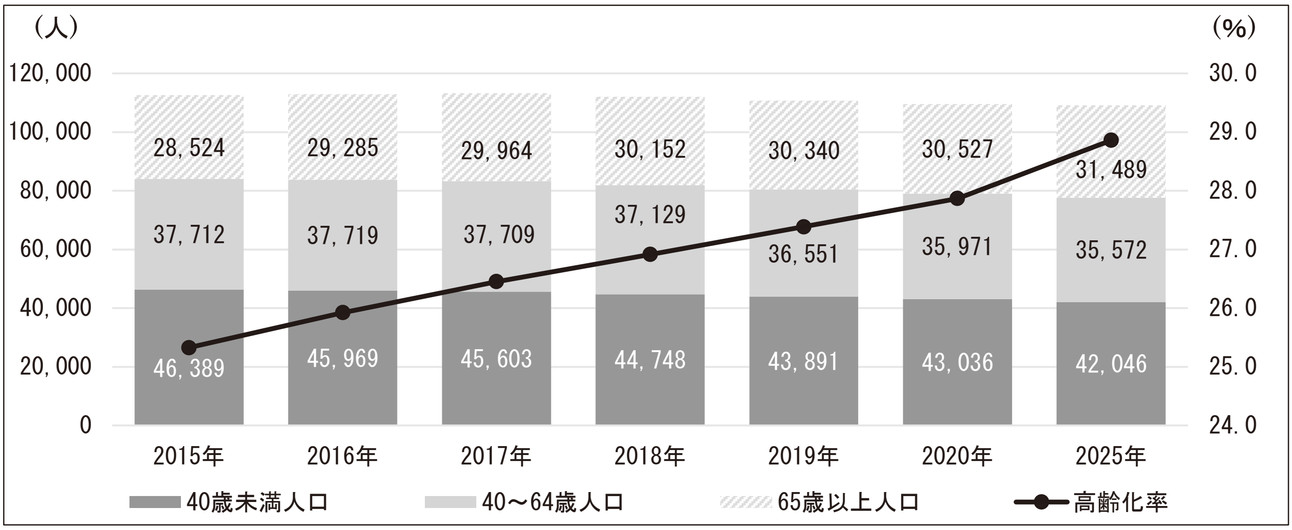

## ２．要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加傾向にあり、2020年（平成32年）には5,655人まで上昇するものと見込まれます。

また、計画期間における要介護（要支援）認定者の増加率が3.3%から3.5%台となるよう、介護予防への取り組みを推進します。

■要介護（要支援）認定者数の推移（各年10月1日現在）　（単位：人）

| 項　目 | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画期間 | | | 2025年(H37) |
| | 2015年(H27) | 2016年(H28) | 2017年(H29) | 2018年(H30) | 2019年(H31) | 2020年(H32) | |
| 第1号認定者数 | 4,718 | 4,857 | 5,014 | 5,170 | 5,341 | 5,504 | 6,801 |
| 要支援1 | 476 | 555 | 662 | 726 | 826 | 912 | 1,139 |
| 要支援2 | 736 | 829 | 865 | 880 | 912 | 933 | 1,155 |
| 要支援計 | 1,212 | 1,384 | 1,527 | 1,606 | 1,738 | 1,845 | 2,294 |
| 要介護1 | 940 | 931 | 995 | 1,074 | 1,160 | 1,227 | 1,579 |
| 要介護2 | 832 | 852 | 812 | 819 | 790 | 757 | 872 |
| 要介護3 | 640 | 634 | 640 | 625 | 634 | 627 | 745 |
| 要介護4 | 652 | 629 | 608 | 586 | 556 | 516 | 621 |
| 要介護5 | 442 | 427 | 432 | 460 | 463 | 532 | 690 |
| 要介護計 | 3,506 | 3,473 | 3,487 | 3,564 | 3,603 | 3,659 | 4,507 |
| 第2号認定者数 | 86 | 89 | 94 | 117 | 131 | 151 | 160 |
| 合計 | 4,804 | 4,946 | 5,108 | 5,287 | 5,472 | 5,655 | 6,961 |

※第１号認定者とは、要介護（要支援）認定者のうち、65歳以上の方です。

※第２号認定者とは、要介護（要支援）認定者のうち、40歳以上64歳以下の方です。

※認定者数（事業対象者含む）については、2018年（H30）、2019年（H31）が3.5%増、2020年（H32）は3.3%増を見込んでいます。

※事業対象者とは、要支援 1、2 のうち、訪問型サービス（ホームヘルプサービス）・通所型サービス（デイサービス）のいずれか（あるいは両方）のみの利用者が、要支援認定の更新申請をせずに、基本チェックリストでサービスを利用できるようになった方です。

※2018年（H30）以降の第２号認定者数は、全国で統一された推計方法（見える化システム）による推計値です。

# 第５章　元気でいきいきと暮らすための環境づくり

１．市民主体の介護予防の推進（重点施策）

２．社会参加の促進

# 第５章　元気でいきいきと暮らすための環境づくり

## １．市民主体の介護予防の推進（重点施策）

高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けるためには、元気なうちから意識的に介護予防に取り組むことが効果的です。このため、介護予防の普及啓発を進めるとともに、市民主体の介護予防事業の充実を図ります。

**現状と課題**

○　地域ふれあいサロン等での介護予防講座開催の希望は多く、平成 29 年４月の地域包括支援センター拡充後は、さらに増加しています。今後は、より身近になった地域包括支援センターが、それぞれの地域の実情に合わせて講座を企画・開催していくことが必要です。

○　本市における 65 歳以上の新規要介護（要支援）認定者のうち、認定に至る原因疾患の第１位は骨折・筋骨格系疾患であり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）でも約 43％の方が転倒に対する不安を感じています。市独自の介護予防体操（ふるさと白山体操、足腰ぴんぴん体操）を広く普及し、体操に取り組む人や団体を増やすことで、運動器の機能向上を図っています。

○　地域で継続的に介護予防体操の普及啓発や指導を行う介護予防サポーターを養成しています。さらに、養成講座終了後は、連絡会やスキルアップ講座を開催しています。介護予防体操に取り組む団体が増えたことで、サポーターの活動がますます重要になるため、サポーターの養成及び活動支援を継続する必要があります。

○　介護予防体操等に取り組む市民主体の通いの場（週１回程度開催）も少しずつ増えており、継続的に介護予防活動に取り組めるよう、支援していく必要があります。
　また、地域住民が気軽に集う通いの場を各地域で展開する働きかけが必要です。

**施策の展開**

○　市民主体の介護予防活動を支える介護予防サポーターを養成するとともに、養成講座修了後は連絡会等を開催し、サポーター活動の充実と継続を支援します。

○　町内会に対しては、地域における多様な市民同士のつながりの場の必要性を伝えるとともに、地域ふれあいサロンの開設を促進します。また、ボランティアの活躍の場としても有効であることから、積極的に支援します。

○　地域での介護予防を推進するため、介護予防体操や居場所づくり等に取り組む市民主体の通いの場を日常生活圏域ごとに設置します。また、それらの団体が継続的に介護予防活動に取り組めるよう、介護予防サポーターとともに支援します。

### （１）介護予防普及啓発事業

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 介護予防講座<br>開催回数　114 回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |

### （２）介護予防サポーター養成事業

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| サポーター養成及びスキルアップ講座<br>開催回数　8 回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |
| 介護予防サポーター数<br>73 人 | 拡　充<br>85 人 | 拡　充<br>95 人 | 拡　充<br>105 人 |

### （３）市民主体の通いの場づくり

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 地域ふれあいサロン<br>設置数　117 か所 | 拡　充<br>119 か所 | 拡　充<br>123 か所 | 拡　充<br>127 か所 |
| 介護予防体操等の通いの場<br>設置数　　7 か所 | 拡　充<br>10 か所 | 拡　充<br>12 か所 | 拡　充<br>15 か所 |

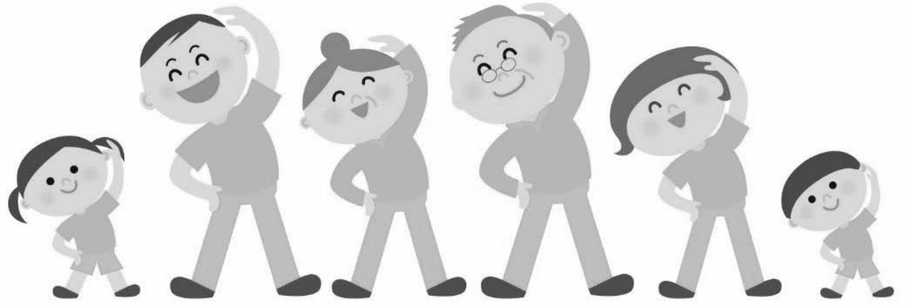

## ２．社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で安心して健康に暮らし続けるためには、地域での孤立を防止し、同世代と交流できる場が必要です。また、これまでの経験や知識を生かした就労やボランティア活動、生涯学習等に参加し、生きがいを持って活躍できる場の充実も求められることから、高齢者の社会参加しやすい環境づくりを推進します。

**現状と課題**

○　ニーズ調査では、週１回以下の外出頻度の方が約 14%となっています。また、地域の健康づくり活動や趣味等のグループ活動に、参加者として参加したい方は約61%、お世話役として参加したい方は約 33%となっています。高齢者の地域での居場所や目的を創造し、外出機会を確保することが必要となります。

○　ひとり暮らしや虚弱等で、自立した生活に不安のある状態になっても、地域の支え合いの中で安心した生活を営むことができるよう、日常的なつながりを持ち、役割や生きがいを持って暮らしていける環境づくりが必要です。

**施策の展開**

○　意欲と能力のある高齢者がこれまでの知識や経験を生かして、様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、環境の整備を推進します。

○　高齢者が自らの能力を生かした就労を通して、明るく活力ある地域社会づくりに参加できるよう、シルバー人材センターへの活動支援を行います。

○　地域や世代を超えた、スポーツ・文化の交流大会であるゆーりんピックを通じ、高齢者が元気で生きがいを持って生活できるよう、県と連携し支援します。

### （１）老人クラブ等への支援

老人クラブが高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりに取り組むことにより、豊かな社会生活につながるよう支援します。

また、高齢者の各種スポーツ大会（ゆーりんピック等）の参加を推進し、健康づくりを支援します。

クラブ数　138 クラブ、会員数　9,142 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）

### （２）シルバー人材センターへの支援

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 会員数<br>1,059 人 | 拡　充<br>1,137 人 | 拡　充<br>1,138 人 | 拡　充<br>1,140 人 |

### （３）ゆーりんピックへの支援

■ゆーりんピック開催状況（平成 29 年度）

<table>
<tr><th>競　技</th><th>開催場所</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>卓球</td><td>白山市</td><td></td></tr>
<tr><td>ソフトテニス、ゲートボール、ペタンク、マラソン、水泳、ダンススポーツ、マレットゴルフ、トリムバレーボール、弓道、剣道、囲碁、将棋、美術展</td><td rowspan="2">金沢市</td><td>60 歳以上</td></tr>
<tr><td>サッカー、ボウリング、かるた、健康マージャン</td><td></td></tr>
<tr><td>ゴルフ、還暦野球</td><td>加賀市</td><td>60 歳以上</td></tr>
<tr><td>ソフトボール、太極拳</td><td>野々市市</td><td>60 歳以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ラグビーフットボール（能美市）、パークゴルフ（小松市）、俳句（内灘町）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">テニス（能美市）、グラウンドゴルフ（加賀市、かほく市、中能登町）、ソフトバレーボール（津幡町）</td><td>60 歳以上</td></tr>
</table>

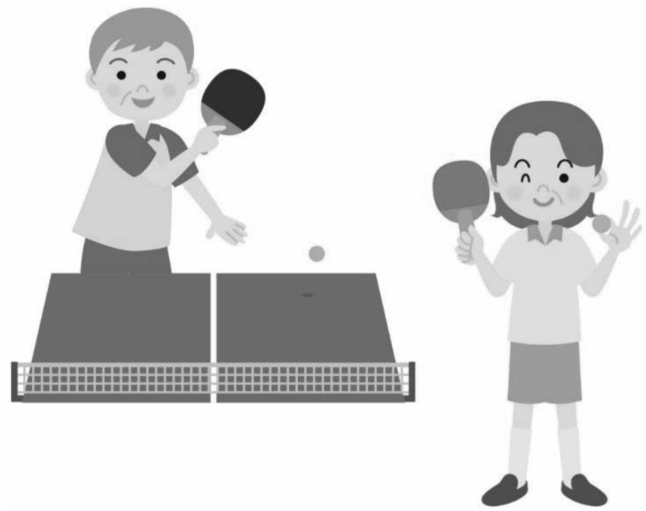

# 第６章　地域で安心して暮らすための支援の充実

１．在宅医療・介護連携の強化（重点施策）

２．認知症施策の拡充（重点施策）

３．介護に取り組む家族等への支援の充実

４．居住環境の整備

# 第６章　地域で安心して暮らすための支援の充実

## １．在宅医療・介護連携の強化（重点施策）

地域包括ケアシステムを推進するには、医療と介護の連携は必要不可欠な要素となっています。

このため、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、官民の多職種協働により、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための支援が求められています。

**現状と課題**

○　本市では、白山市医師会・公立つるぎ病院と連携して、歯科医師会や薬剤師会、介護サービス事業所とともに、白山市在宅医療介護連携協議会を立ち上げました。また、松任、美川、鶴来、白山ろくの各地域で、地域包括支援センターや医療・介護サービス事業所が集まり、サービス連携会議を開催しています。サービス連携会議により明らかとなった課題を、市の施策に効果的に反映させていくことが必要です。

**施策の展開**

○　白山市在宅医療介護連携協議会を中心に連携体制を構築するとともに、参画する医療・介護サービス事業所を増やし、さらに地域住民を交えた関係づくりを進めます。

○　松任、美川、鶴来、白山ろくの各地域のサービス連携会議で抽出された課題を、市の施策に反映していきます。

### （１）在宅医療と介護の連携体制の構築

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 在宅医療介護連携協議会<br>開催回数　２回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |
| サービス連携会議<br>開催回数　16 回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |
| 研修会、シンポジウム等<br>開催回数　４回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |

第６章

■在宅医療・介護連携の仕組み

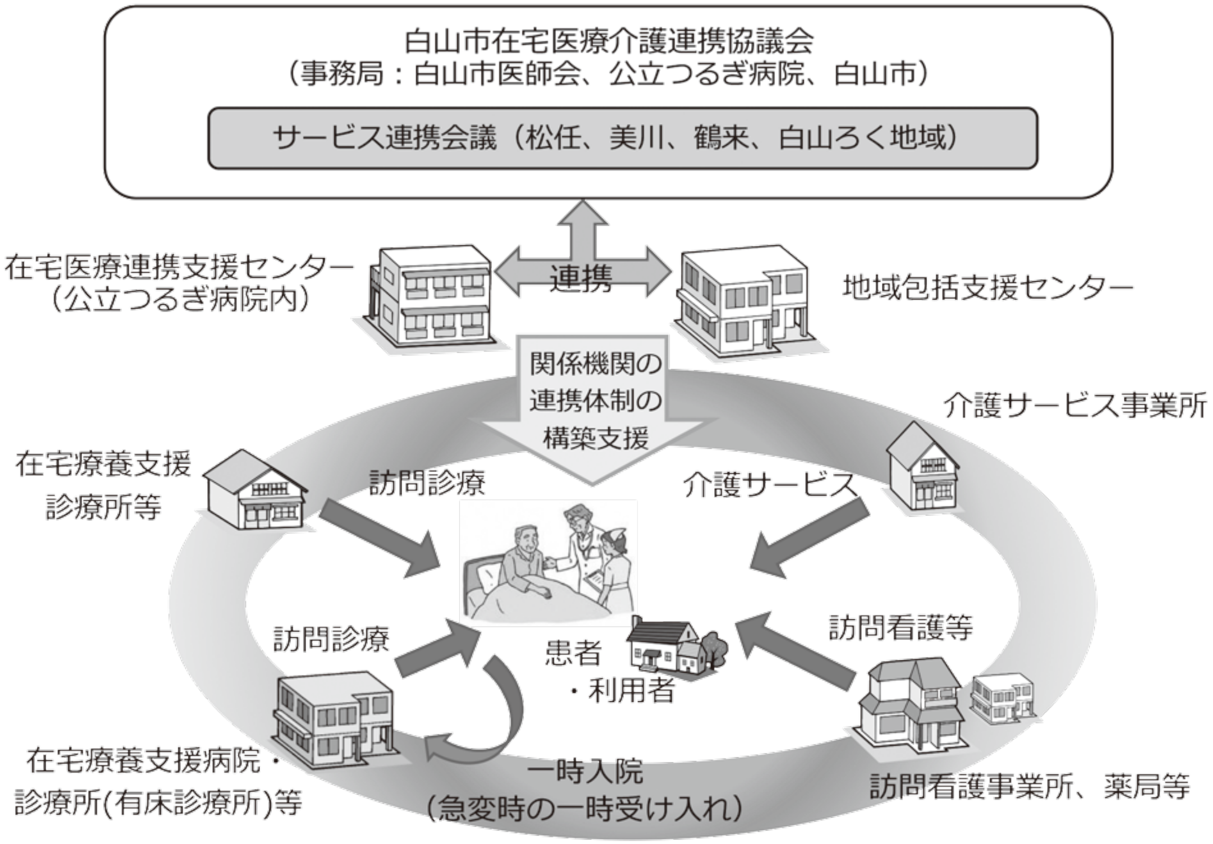


| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | 公立つるぎ病院内に設置した在宅医療連携支援センターが、在宅医療・介護連携に関する事項の相談に対応します。 |
| 地域の医療・介護の資源の把握 | 在宅医療連携支援センターが、医療と介護に関する地域資源情報を作成し、市ホームページに掲載します。 |
| 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 | 医療・介護サービス事業所等がサービス連携会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。 |
| 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | 公立つるぎ病院を中心に、在宅医療機関カンファレンスの実施、地域包括ケア病棟・病床の運用、地域支援病院や在宅療養支援病院・診療所との連携強化を推進します。 |
| 医療・介護関係者の情報共有の支援 | 白山市医師会が中心となり、ＩＣＴ（コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術）を活用した訪問看護や居宅介護支援事業所との情報共有を図ります。 |
| 医療・介護関係者の研修 | 医療・介護サービス事業所等が研修を通して、顔の見える関係を構築します。 |
| 地域住民への普及啓発 | 在宅医療介護連携協議会が、在宅医療や介護、看取り等への市民の理解が進むよう、講演会等を開催します。 |
| 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携 | 在宅医療介護連携協議会が、近隣市町と共同でシンポジウム等を開催します。 |

## ２．認知症施策の拡充（重点施策）

高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加しており、在宅介護実態調査でも、要介護・要支援者が抱える傷病として、認知症が約 36%となっています。また、今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護として、認知症状への対応が約 39%となっています。

今や認知症は、誰もが何らかの形で関わる可能性のある身近な病気であり、認知症の人がよりよく生きていくことができる環境整備が必要です。

**現状と課題**

○　認知症予防対策の推進を目的に、専門医等による講座や介護予防講座を開催しています。認知症に対する不安の声は多く、認知症の理解がまだまだ十分ではないことから、今後も認知症の普及・啓発が必要です。

○　認知症相談の窓口を地域包括支援センターや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等で開設しています。また、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを理解できるよう、認知症ケアパスを作成しました。地域包括支援センター拡充により、地域での相談窓口がより身近になりました。

○　認知症の早期診断・早期対応の遅れや行動・心理症状等への不適切な対応により症状が悪化することがあります。早い段階で適切な医療や介護へとつなげる支援を認知症初期集中支援チームが実践できるよう、活動体制を整備することが必要です。

○　地域包括支援センターの拡充により、認知症の人や家族、地域住民、専門職等が集い、自由に相談や情報交換できる場となる認知症カフェを、日常生活圏域ごとで定期的に開催しています。

○　地域や銀行、スーパー等認知症の人と関わることが多い企業等で、認知症の人や家族を見守り、手助けする認知症サポーターの養成講座を開催しています。また、はいかい高齢者等安心ネットワーク等の取り組みを実施しており、そのネットワークには、介護サービス事業所やＬＰガス協会、銀行等の事業所が登録しています。

○　一部の自治会の中では、徘徊対策に関する委員会ができ、徘徊対応訓練を継続して行っています。地域住民への理解をさらに深めるとともに、地域でのさりげない見守り体制の構築が必要です。

○　若年性認知症の人は、就労や生活費、子どもの教育費等の問題があることから、雇用の継続や障害者手帳の取得•障害年金の受給等、様々な制度による支援が必要です。

施策の展開

○　認知症を正しく理解し、自分のできる範囲のボランティア活動として認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成に引き続き取り組むとともに、サポーター養成の講師となるキャラバン・メイトの連絡会を開催し、その活動を支援します。

○　認知症の人や家族を支援する相談業務及び地域の実情に応じた関係機関とのネットワークづくり等を行う認知症地域支援推進員を、地域包括支援センターに配置します。また、認知症が疑われる人等に対して、必要な医療や介護サービスを調整し、家族支援等の初期支援を行う、認知症初期集中支援チームの実践的な活動体制を整備します。

○　認知症カフェについては、民間事業所等による開設や、地域の集まり等に出向く出前カフェの開催を促し、認知症の人や家族等の情報交換、負担軽減を図ります。

○　徘徊発生時に、より早く行方不明者を発見するため、はいかい高齢者等安心ネットワークを強化していくとともに、地域での見守り体制の整備を進めます。

○　若年性認知症の人が発症初期から適切な支援を受けることができるよう、県に配置されている若年性認知症支援コーディネーター等、関係機関との連携による支援体制を整備します。

**（１）認知症への理解を深めるための普及・啓発**

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 認知症に関する講座<br>開催回数　22 回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |
| 認知症サポーター数<br>7,950 人 | 拡　充<br>8,750 人 | 拡　充<br>9,500 人 | 拡　充<br>10,250 人 |

**（２）認知症の状態に応じた医療・介護の体制整備**

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 認知症地域支援推進員<br>配置数<br>地域包括支援センター　13 人<br>市　2 人 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |

## （３）認知症の人や家族への支援

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 認知症カフェ<br>設置数　7 か所 | 拡　充<br>8 か所 | 拡　充<br>10 か所 | 拡　充<br>14 か所 |
| はいかい高齢者等安心ネットワーク<br>協力事業所数　110 か所<br>（登録　51 団体） | 拡　充<br>116 か所 | 拡　充<br>118 か所 | 拡　充<br>120 か所 |

■認知症の人や家族への支援体制

## ３．介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢化と核家族化が進む中、社会全体の課題となっているのが「介護問題」です。介護サービスや高齢者福祉サービスの利用を通じ、家族介護者の介護負担の軽減を図るとともに、適切な介護情報や介護知識が習得できるような機会の充実が必要です。

### 現状と課題

○　在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護として、夜間の排泄が約 31%、日中の排泄が約 25%、外出の付き添い、送迎等が約 20%となっています。また、フルタイム又はパートタイムで勤務している主な介護者は約 44%となっています。働く家族を含めた、家族介護者に対する支援体制の充実が必要です。

### 施策の展開

○　地域包括支援センターを中心に、高齢者全般の相談体制を整備するとともに、施設整備（詳細は次項参照）をはじめとした介護サービスや高齢者福祉サービスの充実により、家族介護の支援及び身体的・経済的負担の軽減を図ります。

■高齢者福祉サービス

| サービス名 | 内　容 |
|---|---|
| 紙おむつ購入助成事業 | 大人用紙おむつ、大人用紙パンツ、尿取りパットを購入時に費用の一部を助成します。 |
| 外出支援サービス事業 | ○車いす等利用者外出支援事業<br>自宅と医療機関等の往復時に利用する、移送用車輌対応タクシーの料金の一部を助成します。<br>○要援護高齢者外出支援事業<br>通常の交通機関での外出困難な方に、タクシー料金の一部を助成します。 |
| 寝具乾燥消毒サービス事業 | 掛布団、敷布団、毛布を丸洗い、乾燥、消毒します。 |
| 理髪サービス事業 | 自宅に理容師、美容師が訪問し、整髪、顔そりを行います。 |
| 在宅介護サービス利用料助成事業 | 利用した在宅サービスの自己負担額のうち、30%を助成します。 |
| 在宅介護支援金支給事業 | 在宅で生活している要介護 4･5 の方の介護者に対し、5,000 円／月を支給します。 |
| 在宅介護者リフレッシュ事業（社会福祉協議会） | 家族介護者の外出の機会をつくり、介護者同士の意見交換、交流を行います。 |

※いずれのサービスも、利用対象者となるための要件があります。

# ４．居住環境の整備

高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活するためには、住環境の整備が不可欠です。
特に、転倒については、生活の自立度や介護度の悪化を一挙に招く可能性があることから、住宅等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推奨し、住環境の整備を図ります。
また、自宅での生活が難しくなった高齢者に対する生活の場の確保に努めます。

## 現状と課題

○　ニーズ調査では、転倒に不安を感じる方が約 43％となっています。また、実際に過去１年間に転倒した経験のある方は約 29％となっています。
○　本市における 65 歳以上の新規要介護（要支援）認定者のうち、認定に至る原因疾患の第１位は骨折・筋骨格系疾患となっています。
○　要介護（要支援）認定者の増加に加え、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯も増加すると考えられることから、高齢者等が安全安心に生活できる住まいの確保が求められます。

## 施策の展開

○　手すりの取り付け、段差の解消、和式トイレを洋式トイレに交換する等、高齢者が安全安心に暮らすことができるよう、住宅改修の相談や改修費の助成について支援します。
○　介護は必要ではないが、自宅での生活に不安や不便を感じる高齢者に対応した生活の場を確保するため、ケアハウスや養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅への入居を支援します。また、施設の利用状況や待機者の状況を勘案し、必要な施設整備に努めます。

### （１）ケアハウス

軽費老人ホームの一つで、自炊ができない程度の身体機能の低下、あるいは加齢や心身機能の低下により自宅での生活に不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者（原則 60 歳以上）のための施設です。
入所については、直接施設に申込みます。

■施設の状況

| 項　目 | 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 施設数 | 4 施設 | 4 施設 | 4 施設 | 5 施設 |
| 定　員 | 200 人 | 200 人 | 200 人 | 250 人 |

※2020 年度（H32）に１施設（50 床）の整備を予定しています。

### （２）養護老人ホーム

心身機能の低下や経済的な理由により自宅での生活に支障のある高齢者（原則 65 歳以上）のための施設です。

入所については、市が入所希望者の状態を調査し、入所の必要性について検討します。

施設数　6 施設、入所者数　25 人（平成 30 年 3 月 1 日現在）

### （３）有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

加齢等により自宅での生活に不安のある高齢者（一般的に 60 歳以上）のための施設で、食事の提供や生活上の相談等の支援を受けることができます。

入居については、直接施設に申し込みます。

■有料老人ホームの状況

| 項　目 | 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 施設数 | 7 施設 | 7 施設 | 7 施設 | 7 施設 |
| 定　員 | 223 人 | 223 人 | 223 人 | 223 人 |

※民間事業者が整備するため、計画期間中に施設数等が増加する場合があります。

■サービス付き高齢者向け住宅の状況

| 項　目 | 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 施設数 | 4 施設 | 4 施設 | 4 施設 | 4 施設 |
| 定　員 | 142 人 | 142 人 | 142 人 | 142 人 |

※民間事業者が整備するため、計画期間中に施設数等が増加する場合があります。

# 第７章　地域全体で見守り・支え合う体制づくり

１．地域包括支援センターの機能の充実

２．地域包括ケアシステムの推進による生活支援体制の整備（重点施策）

３．高齢者虐待防止対策の推進

４．見守りネットワークの推進

# 第７章　地域全体で見守り・支え合う体制づくり

## １．地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの実現に向け取り組んでいます。

今後は、地域包括支援センターの機能のさらなる充実を目指し、医療や関係団体等の連携強化、地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの充実、高齢者虐待や支援困難ケースへの相談体制の強化に取り組んでいきます。

＜地域包括支援センターの概要＞

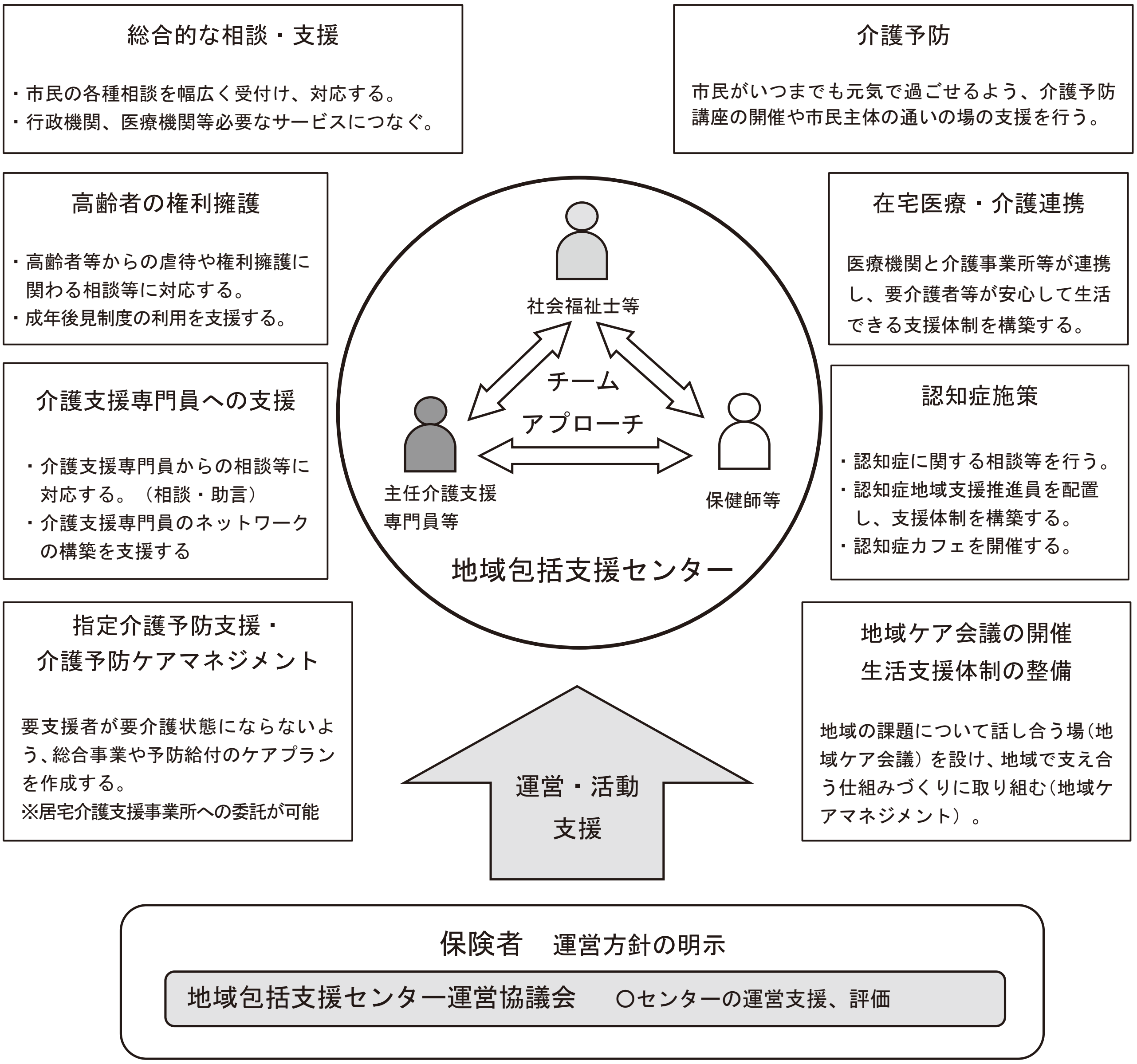

### 現状と課題

○　本市では、平成 29 年４月より地域包括支援センターを７か所設置しました。地域包括支援センターがその機能を適切に発揮するとともに、センター間の格差が生じないよう、総合調整、後方支援が必要です。

■白山市地域包括支援センター一覧（平成 30 年 3 月 1 日現在）

| 名　称 | 運営主体 | 担当圏域 |
|---|---|---|
| 地域包括支援センター松任中央 | 白山市 | 松任中央圏域<br>松任・一木・林中・山島 |
| 地域包括支援センター光野 | 社会福祉法人福寿会 | 松任東圏域<br>旭・中奥・郷 |
| 地域包括支援センター千代野 | 医療法人社団白山会 | 松任西圏域<br>出城・御手洗・千代野 |
| 地域包括支援センター笠間 | 社会福祉法人福寿会 | 松任西南圏域<br>石川・柏野・笠間・宮保・加賀野 |
| 地域包括支援センター美川 | 社会福祉法人白山市<br>社会福祉協議会 | 美川圏域<br>美川・蝶屋・湊 |
| 地域包括支援センター鶴来 | 白山石川医療企業団 | 鶴来圏域<br>一ノ宮・鶴来・蔵山・林・舘畑 |
| 地域包括支援センター大門園 | 社会福祉法人手取会 | 白山ろく圏域<br>河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰 |

### 施策の展開

○　地域包括支援センター定例会を開催し、業務内容やセンター間の総合調整、後方支援を行います。
○　地域包括支援センター業務の進捗状況や量等を把握し、地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検していきます。

#### （１）地域包括支援センターの設置

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間<br>2018 年度（H30） | 計画期間<br>2019 年度（H31） | 計画期間<br>2020 年度（H32） |
|---|---|---|---|
| 地域包括支援センター<br>設置数　7 か所 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |
| 地域包括支援センター<br>運営協議会<br>開催回数　2 回 | 継　続 | 継　続<br>評価・点検の実施 | 継　続<br>評価・点検の実施 |

## ２．地域包括ケアシステムの推進による生活支援体制の整備（重点施策）

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、認知症の高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民やＮＰＯ・民間企業等、多様な主体によるサービスが提供される仕組みづくりを進め、地域力の強化を図る必要があります。

「我が事・丸ごと」の地域づくりを育むため、地域住民や高齢者自身もサポーターとなることで、地域で支え合うまちづくりの意識を高めていきます。

### 現状と課題

○　地域包括支援センターが中心となり、個別ケースの課題解決を図り、地域住民や関係機関のネットワークを構築する「個別地域ケア会議」や、地域の課題の整理・解決策の検討を行う「公民館単位や日常生活圏域の地域ケア会議」を開催しています。

○　個別課題の解決から地域課題の解決、さらに新たな社会資源の開発や地域づくり等、市全体の課題の解決までつなげる体制づくりが必要です。

○　日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする生活支援サポーターを養成し、利用者とのマッチングにより活動する場を確保し、市民同士がお互い支え合うまちづくりを目指しています。

○　生活支援に関する資源開発、関係者のネットワークづくりを行う生活支援コーディネーターと協働し、地域づくりを実質的に進めるため、地域の関係者や行政で組織する協議体を日常生活圏域ごとに設置していく必要があります。

### 施策の展開

○　「個別地域ケア会議」、「公民館単位や日常生活圏域の地域ケア会議」を市内全域で開催し、地域課題の整理・解決策の検討を行い、地域力の強化を図ります。

○　市全域を対象に、「地域ケア推進会議」を開催し、新たな社会資源の開発や地域づくりのあり方を検討し、施策につなげます。

○　日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の開発や関係者とのネットワークづくりを行います。また、地域住民、ＮＰＯ、民間企業、協同組合等の多様な主体による生活支援サービスが利用できるよう協議体を設置し、地域づくりを支援します。

○　生活支援サポーターを養成し、さらに活動継続の支援を行います。

○　ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が、地域で安全安心に生活できるよう、自立支援サービスを推進します。

### （１）地域ケア会議

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 個別地域ケア会議<br>開催回数　38 回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |
| 公民館単位や日常生活圏域の地域ケア会議<br>開催回数　５回 | 拡　充<br>７回 | 継　続 | 拡　充<br>14 回 |
| 地域ケア推進会議<br>開催回数　１回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |

### （２）生活支援コーディネーターの配置

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| コーディネーター<br>配置数　１人 | 拡　充<br>圏域ごとに配置 | 継　続 | 継　続 |

### （３）協議体の設置

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 圏域ごとの設置に向けた話し合い | 拡　充<br>圏域ごとに設置 | 継　続 | 継　続 |
| 市全域レベルの設置 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |

■生活支援コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

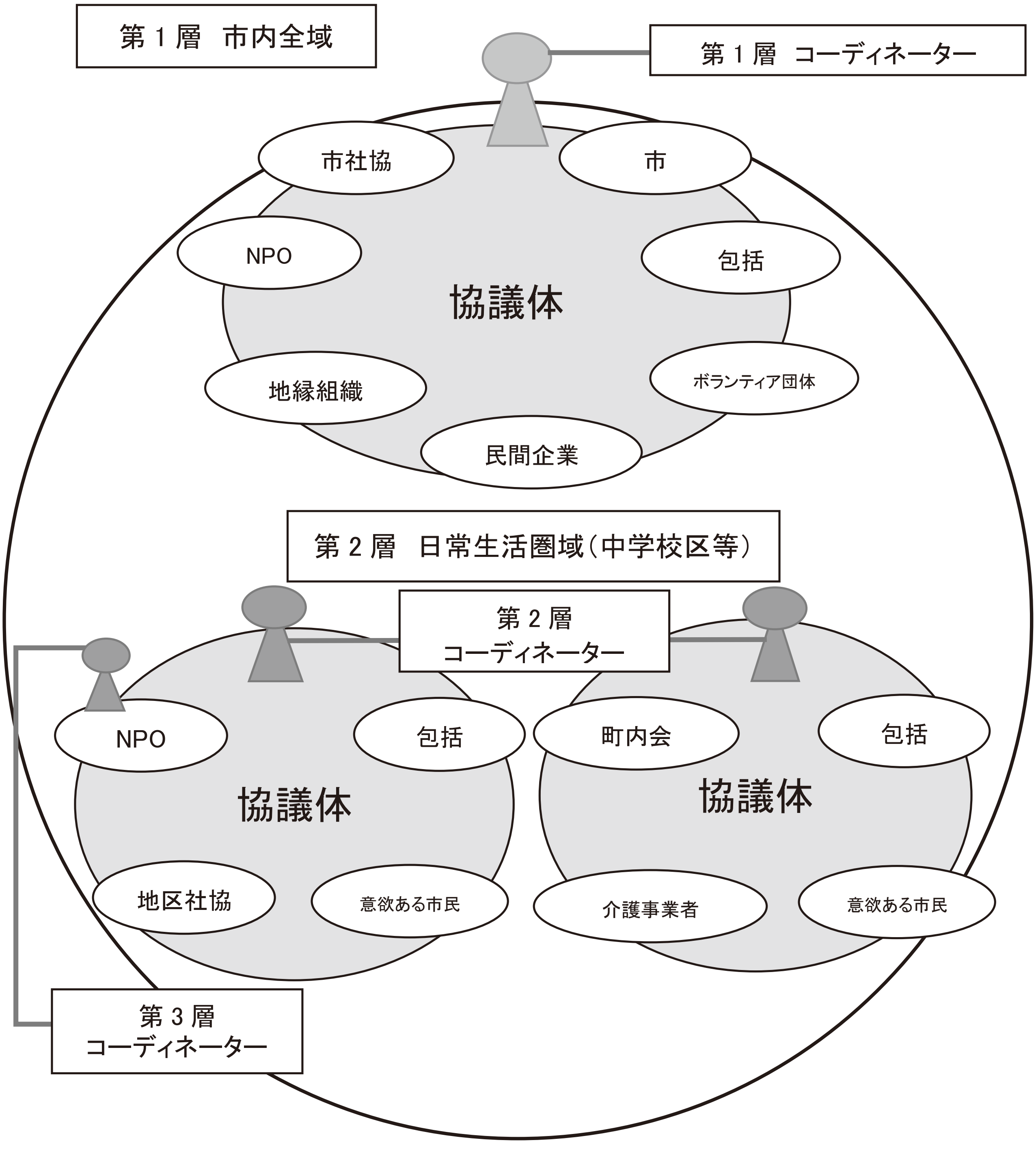


※第１層のコーディネーターは市全域を、第２層のコーディネーターは日常生活圏域（中学校区域等）を対象に、生活支援の担い手の養成、資源開発、関係者のネットワークの推進、地域のニーズとサービス提供主体のマッチング等を主たる役割とします。
第３層のコーディネーターはサービス提供主体に配置され、当該サービス提供主体での利用者と提供者のマッチング（利用者へのサービス提供内容の調整）という役割に特化されます。

### （４）生活支援サポーター養成事業

| 2017 年度（H29）<br>実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| サポーター養成及びスキルアップ講座<br>開催回数　3 回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |
| 生活支援サポーター数<br>96 人 | 拡　充<br>100 人 | 拡　充<br>110 人 | 拡　充<br>120 人 |

### （５）自立支援サービス

| サービス名 | 内　容 |
|---|---|
| 生活支援型ホームヘルプサービス事業 | 食事や清掃等の家事援助や生活相談・指導を行い、自立を支援します。 |
| ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業 | 心身の障害等により自分で調理できず、食事の提供を受けられない高齢者に弁当を自宅まで届けます。 |
| 救急医療情報キット | 万一の救急時に備えて、医療情報等を準備し、救急時に活用します。 |
| 緊急通報体制整備事業 | 急病や火災等の緊急時に協力員等に連絡される通報装置、安否センサー、火災報知器を設置して、安全で安心できる生活を支援します。 |
| 高齢者リフレッシュ支援事業 | 健康保険が適用されない、はり、きゅう、マッサージ施術を受ける場合に、料金の一部を助成する利用券を支給します。 |
| 高齢者入浴サービス事業 | 65 歳以上の高齢者に公衆浴場や市民温泉等の利用券を交付します。 |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 介護認定で自立と認定された、社会対応が困難なひとり暮らしの高齢者に対し、短期間、ケアハウス等で日常生活について指導や支援を行います。 |
| シルバー用具給付事業 | 身体的に障害があるため必要と認められる方に対し、日常生活の便宜を図る用具を給付します。 |
| 雪害対策支援 | ○屋根融雪化等促進事業<br>　持ち家の屋根融雪・ロードヒーティングを設置する経費に補助金を交付します。<br>○要援護者住宅屋根雪下ろし等支援事業<br>　労力的にかつ経済的に自力での屋根雪下ろしが困難な要援護世帯に対し、屋根雪下ろし等に要する経費を支援することにより、雪害からの人的被害防止を図ります。<br>○屋根雪下ろし業者の斡旋<br>　多雪時に、ひとり暮らし高齢者等、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対し、屋根雪下ろし業者の団体等を紹介します。 |

※いずれのサービスも、利用対象者となるための要件があります。

## ３．高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行された平成 18 年度以降、全国的に増加傾向にあり、対策が急務となっています。高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくため、高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止及び高齢者虐待、権利擁護の相談・支援等、高齢者虐待を防止する体制を強化し、取り組んでいきます。

### 現状と課題

○　昨今の虐待事例では、高齢者、障害者、児童の担当課が連携して支援しなければならない事案もみられ、行政内、関係機関においても包括的な連携が求められることが多くなっています。本市では虐待を受けた高齢者、障害者、児童並びに養護者及び保護者の支援の方策と関係機関との連携協力体制の強化、市民の権利利益の擁護に資することを目的に、平成 29 年６月に白山市虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しました。

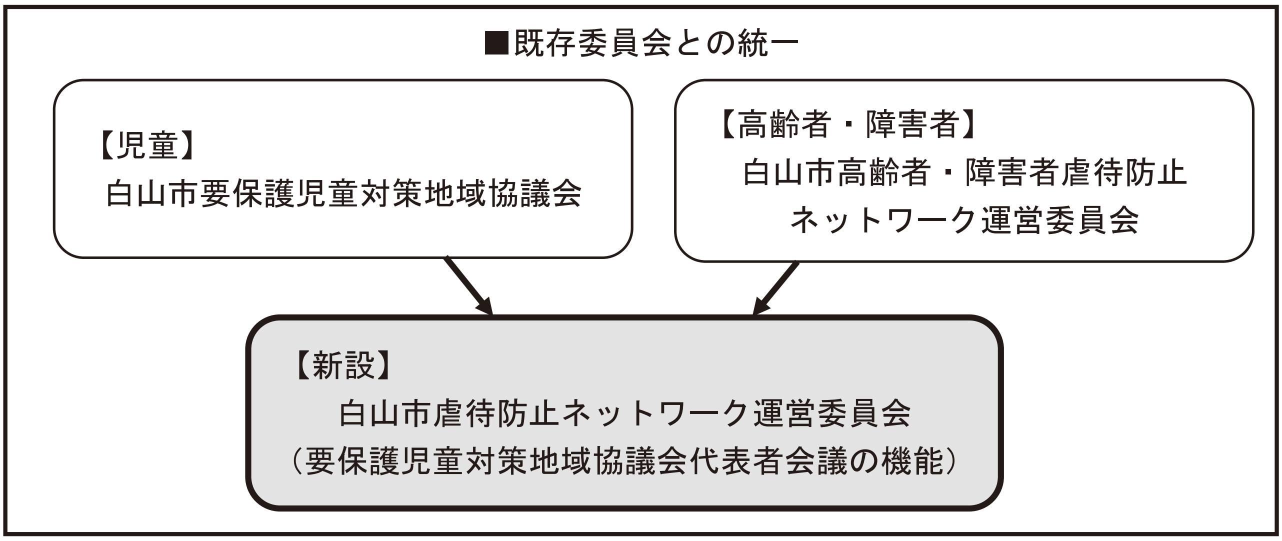


○　白山市虐待防止ネットワーク運営委員会では、虐待の対応時のみならず、虐待の早期発見、予防のために、虐待が発見されやすい警察や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携し、見守りや虐待防止、早期発見のための普及啓発の強化に努めています。

○　虐待を受ける高齢者は、介護負担が大きくなった後期高齢者に多い傾向にあります。その多くが認知症を患っており、家族の認知症に対する理解が乏しいことから、不適切な対応となり、虐待につながる場合もあります。

○　成年後見制度については、相談や申立件数は増えています。今後ますます増加することが見込まれる認知症高齢者に対応するため、市民への普及啓発や相談援助職員のスキルアップをさらに進める必要があります。

## 施策の展開

○　医師や警察、民生委員児童委員等で構成される白山市虐待防止ネットワーク運営委員会を中心に、高齢者、障害者及び児童に対する虐待防止や適切な保護、養護者及び保護者に対する支援、関係機関と連携・協力するネットワークの充実を図ります。
○　高齢者虐待に至る背景に着目し、養護者や家族の抱えている不安や悩みの解消につながるよう、支援関係者との連携や介護サービス等の利用の促進を図るとともに、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所等を対象に虐待防止の普及啓発を行います。
○　成年後見制度等高齢者の権利を擁護する制度の周知に努めるとともに、相談窓口の充実強化を図り、制度の利用に向けた支援を行います。

### （１）白山市虐待防止ネットワーク運営委員会

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 開催回数　２回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |

### （２）高齢者虐待防止研修会

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 開催回数　１回 | 継　続 | 継　続 | 継　続 |

### （３）権利擁護に関する事業

| 事業名 | 内　容 |
|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度とは、認知症等によって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てを行います。<br>申立する親族がいない場合に、市長による申立てを行います。また、資力のない人に対し、後見人等への報酬助成を行います。 |
| 福祉サービス利用支援事業（社会福祉協議会） | 福祉サービス利用手続きの援助や代行・日常的な金銭管理等のサービスを行います。 |
| 消費者被害の防止（消費生活センター） | 振り込め詐欺や悪徳商法の防止・相談・支援を行います。 |

■白山市虐待防止ネットワーク組織図

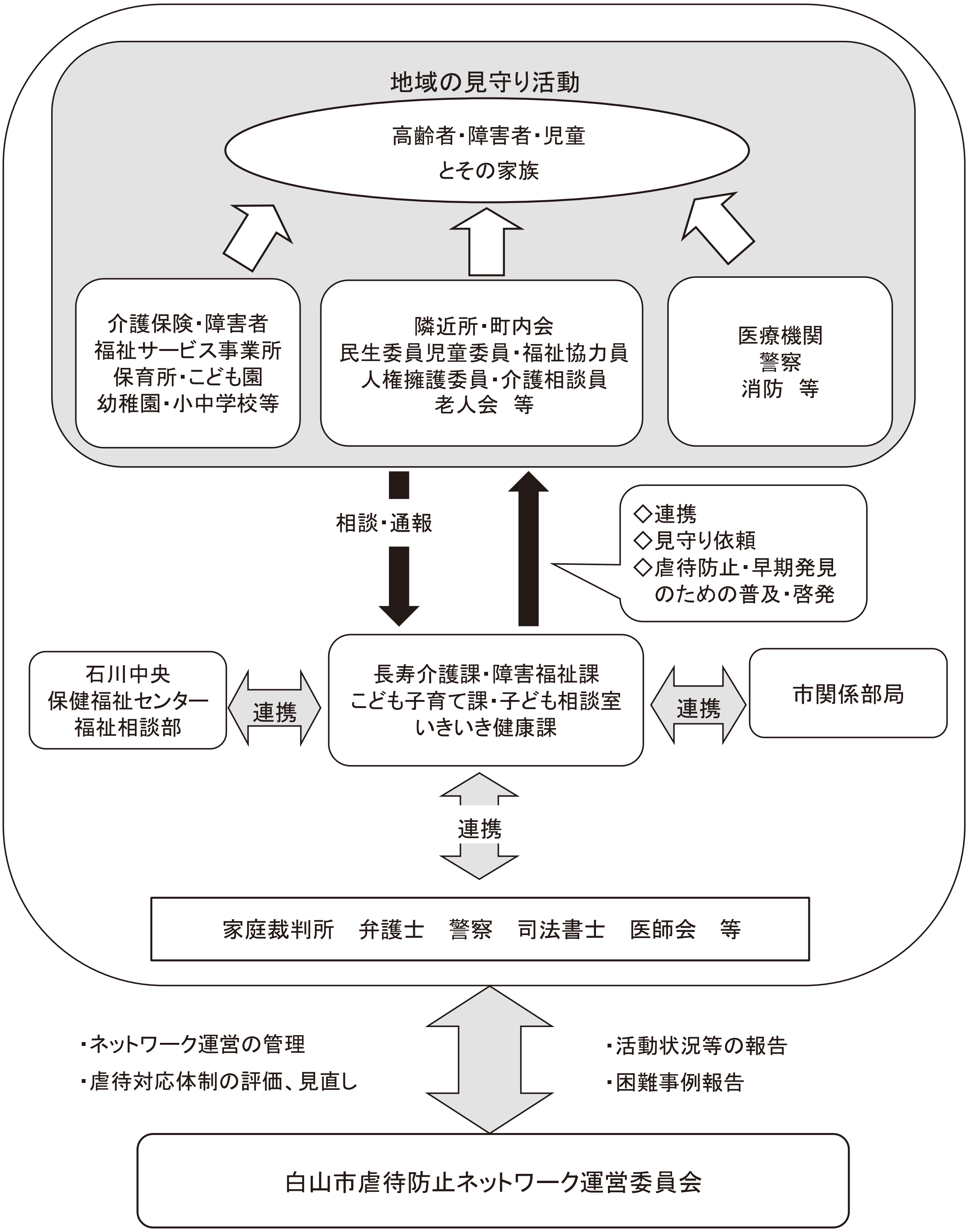

# ４．見守りネットワークの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域から孤立しないよう見守りや地域での「支え合い」、「共助」を軸にしたネットワークづくりや、大規模災害への備えとして、地域住民が積極的に関われるよう、緊急・災害時における支援体制の整備が必要です。

## 現状と課題

○　支援を必要とする人を地域の住民同士で見守り、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を目指すため、民生委員児童委員や福祉協力員を配置し、地域で支え合う意識の向上を図る必要があります。

○　本市と事業所が協力して高齢者に対する見守りを行う地域見守り活動（事業所が地域の高齢者の異変を発見し、その状況を市へ連絡し、市は必要な支援を行う）に関する協定を締結しています。

○　県においても民間企業と協定を締結し、ゆるやかな見守り活動を行っており、異変を発見した場合には、各市町へ連絡することとしています。

○　平成 25 年度の災害対策基本法の一部改正により義務付けられた、65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、介護保険認定者等の避難行動要支援者名簿を民生委員児童委員が行う実態調査等により作成しています。避難行動要支援者については、平時においても、日常の声かけや見守り等の地域の支え合いが必要です。

○　災害時においては、避難行動要支援者の安否確認や一般の避難所での生活が困難な要支援者を受け入れる福祉避難所を設置しています。福祉避難所の運営方法等について今後も検討していきます。

## 施策の展開

○　支え合いのネットワークの構築のため、福祉協力員の全町内会への配置を進めます。

○　見守り活動を行う協力事業所を拡大していくとともに、発見から支援までの仕組みの確立にむけてネットワークの連携を強化します。

○　地域の特性や実情を踏まえつつ、市民一人ひとりの防災意識の向上や地域福祉への理解の推進を図り、避難行動要支援者に情報提供を行うため、町内会等との協定を結びます。

○　福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定を進めます。

**（１）見守り活動ネットワークの整備**

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 見守り協定事業所数 8 か所 | 拡　充 10 か所 | 拡　充 11 か所 | 拡　充 12 か所 |

【協定事業所】平成 30 年３月１日現在

・生活協同組合コープいしかわ
・セブンイレブン
・鶴来信用金庫
・サークルK・サンクス
・デイリーヤマザキ
・いらっしカード会（鶴来商工会）
・石川県エルピーガス協会石川支部
・ワタミ株式会社

**（２）避難行動要支援者に関する町内会等協定**

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 町内会等との協定率 43% | 拡　充 55% | 拡　充 70% | 拡　充 85% |

**（３）福祉避難所の設置**

| 2017 年度（H29）実績見込み | 計画期間 | | |
|---|---|---|---|
| | 2018 年度（H30） | 2019 年度（H31） | 2020 年度（H32） |
| 福祉避難所 設置数　35 か所 | 拡　充 39 か所 | 拡　充 40 か所 | 拡　充 41 か所 |

■白山市福祉避難所一覧（平成 30 年 3 月 1 日現在）

| No. | 施設名 | 所在地 |
|---|---|---|
| 1 | 特別養護老人ホーム　松美苑 | 笠間町 1738 番地 |
| 2 | 特別養護老人ホーム　つるべ荘 | 一塚町 1351 番地 1 |
| 3 | 特別養護老人ホーム　福寿園 | 山島台四丁目 100 番地 |
| 4 | 特別養護老人ホーム　キラッと篤寿苑 | 平加町ヌ 110 番地 1 |
| 5 | 特別養護老人ホーム　あじさいの郷 | 明島町春 130 番地 |
| 6 | 特別養護老人ホーム　大門園 | 佐良ロ 123 番地 |
| 7 | 特別養護老人ホーム　美杉の郷 | 桑島 4 号 87 番地 5 |
| 8 | 特別養護老人ホーム　かんじん | 野々市市新庄２丁目 45 番地 |
| 9 | 特別養護老人ホーム　富樫苑 | 野々市市中林４丁目 62 番地 |
| 10 | 小規模特別養護老人ホーム　キラッと美川 | 美川和波町ワ 76 番地 2 |
| 11 | 介護老人保健施設　千代野苑 | 米永町 303 番地 5 |
| 12 | 介護老人保健施設　なごみ苑 | 米永町 300 番地 2 |
| 13 | 介護老人保健施設　あんじん | 野々市市新庄２丁目 30 番地 |
| 14 | 介護老人保健施設　あんじん川北 | 川北町壱ツ屋 195 番地 |
| 15 | ケアハウス　剣崎 | 剣崎町 1488 番地 |
| 16 | ケアハウス　まっとう | 山島台四丁目 110 番地 |
| 17 | ケアハウス　鳥越 | 若原町甲 86 番地 |
| 18 | ケアハウス　キラッと白山 | 美川和波町カ 1 番地 3 |
| 19 | 石川県百々鶴荘 | 野々市市上林１丁目 179 番地 |
| 20 | グループホーム　ほたる | 石同新町 155 番地 |
| 21 | グループホーム　あいけむ | 宮保町 1160 番地 4 |
| 22 | ほほえみホーム | 米永町 303 番地 5 |
| 23 | ぐる～ぷほ～む　暖暖 | 北安田町 5380 番地 |
| 24 | グループホーム　遊子苑 | 乙丸町 484 番地 2 |
| 25 | グループホーム　キラッと篤寿苑 | 平加町ヌ 110 番地 1 |
| 26 | グループホーム　あすか | 月橋町 405 番地 |
| 27 | グループホーム　ぼたん | 明島町西 115 番地 3 |
| 28 | グループホーム　くろゆり | 吉野東 2 番地 1 |
| 29 | グループホーム　共永 | 上野町東 95 番地 1 |
| 30 | グループホーム　あんのん | 野々市市新庄２丁目 14 番地 |
| 31 | 小規模多機能ホーム　絆 | 中奥町 172 番地 1 |
| 32 | 知的障害児施設　仏子園 | 北安田町 548 番地 2 |
| 33 | 障害者支援施設　青い鳥 | 杉森町へ 1 番地 1 |
| 34 | 障害者支援施設　金沢ふくみ苑 | 金沢市福増町南 16 番地 |
| 35 | 金城大学　看護学部棟 | 倉光一丁目 250 番地 |

# 第８章　介護保険事業の充実

１．自立支援、重度化防止の推進

２．給付費の見込・保険料

# 第８章　介護保険事業の充実

## １．自立支援、重度化防止の推進

平成 12 年度の介護保険制度の創設以来、サービス需要が増大し続けていますが、少子高齢化の進展に伴い、それを支える介護人材の確保が深刻な問題になっています。

介護保険制度の持続可能性の観点から、介護保険制度の理念である高齢者の自立支援や予防、重度化防止に向けた取組みを進めます。

参　考

【介護保険法】

（目的）

第１条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（国民の努力及び義務）

第４条　国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

### 現状と課題

○　介護サービスを必要とする方に対し、適正に認定を行います。また、利用者に必要なサービスを事業者が適切に提供できるよう促すため、県や国保連合会と協力し、介護給付適正化の取組みを行っています。

■介護給付適正化の取組み

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 要介護認定の適正化 | ・調査員研修やｅラーニングシステムの受講等の勧奨<br>・介護認定審査会委員の研修等の受講勧奨<br>・認定調査状況のチェックや指導 |
| ケアマネジメント等の適正化 | ・介護支援専門員への指導及びケアプラン点検の実施<br>・住宅改修や福祉用具貸与等の利用状況の点検及び指導<br>・サービス事業者連絡会の開催 |
| 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 | ・入院等の医療情報と介護情報の突合点検<br>・加算等の算定要件、過剰な給付、サービス利用形態の偏り等、給付実績の点検・評価<br>・サービス事業者への実地指導や監査の実施、研修等の受講勧奨<br>・介護給付費通知書の送付 |
| その他 | ・介護相談員による施設訪問 |

○　主に要支援１、２の方が利用する訪問型サービス・通所型サービスについて、平成29年10月から国の基準を緩和したサービスを開始しました。サービスには、民間企業やNPO等が参入できるとともに、高齢者を含め一定の研修を修了した方がサービスに従事できる仕組みを創設しました。

○　要介護（要支援）認定者の増加により、介護サービスの利用は大幅に拡大しています。持続可能な介護保険制度の構築を目指すためには、適正な介護サービスを確保するとともに、自立支援や重度化防止の取組みが必要です。

## 施策の展開

○　介護給付適正化の取組みを継続し、適切なサービスの確保に努めます。

○　要支援１、２の方で、訪問型サービス・通所型サービスのいずれか、あるいは両方を利用している場合、基本チェックリストにより事業対象者と判断することで、介護認定を受けずに、サービスを継続利用できる体制を整備します。

○　地域での市民主体の介護予防の取組みを推進するとともに、自立支援や要介護度の改善、維持という考え方が市民に広がるよう、広報等で周知を図ります。

○　地域包括支援センターの機能を充実し、市民やリハビリ専門職等の事業者を含めた地域ケア会議を開催し、地域ケアマネジメントの推進を図ります。

○　介護の仕事はやりがいがあり、魅力的であることをアピールするため、大学等と積極的に連携し、次代の担い手を育成します。

○　介護サービス事業者以外の生活を支援するボランティア等の人材育成や新たなサービスの創設に努めます。

※地域ケアマネジメントとは、ケアマネジメントの発想を基礎とした相談支援によって、地域社会において多岐にわたる生活課題を、地域ぐるみで解決していくための手法です。

■自立支援、重度化防止の概要

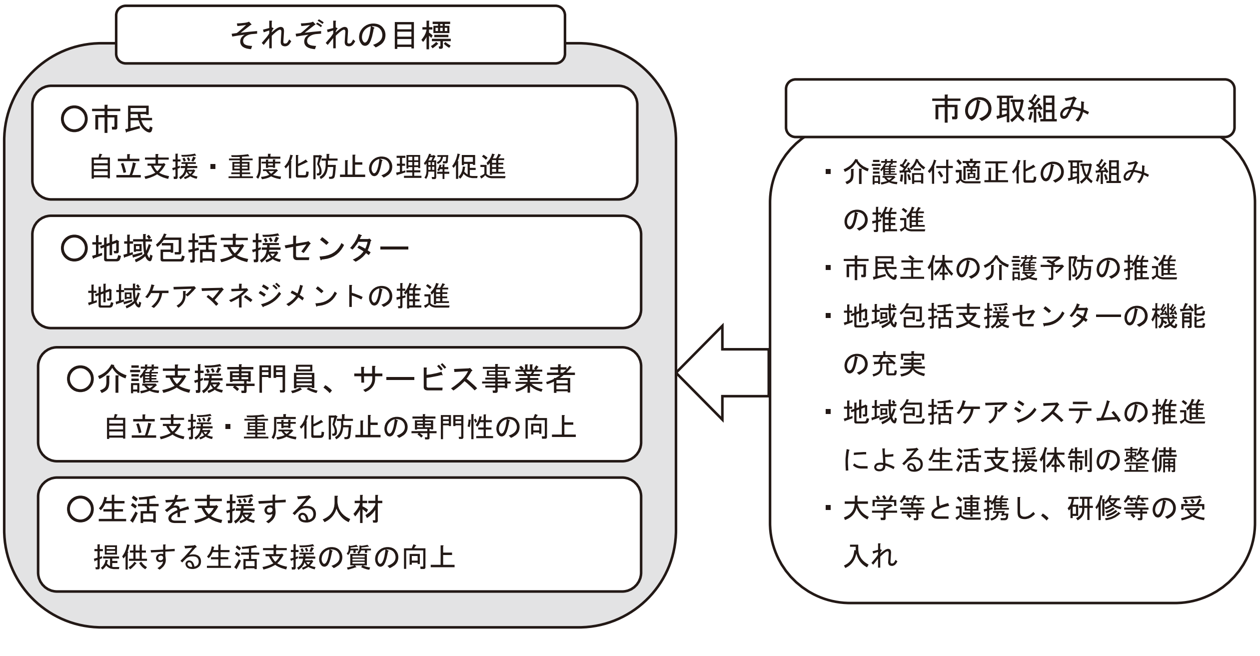

# ２．給付費の見込・保険料

高齢化率が 26%を超え、高齢者人口は今後も増加の一途をたどることから、介護や支援を要する高齢者も増加することが予測されます。

## （１）サービス供給体制の整備

### 現状と課題

○　要介護（要支援）認定者の増加が予測されることから、高齢者が要介護（要支援）状態となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、サービスの供給体制の整備に努めます。

○　介護者の負担軽減及び介護離職防止のため、入所施設の整備が求められます。しかし、安易な施設の増設は介護保険料の負担増となるため、施設入所待機者の状況等を踏まえながら、適切な施設整備を図ります。

### 施策の展開

○　地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護を整備し、介護者の負担軽減、介護離職の防止及び施設入所待機者数の減少を図ります。

○　ケアハウスの居室の一部を特定施設入居者生活介護（介護付きの居室）に転換し、介護度が重くなっても、住み慣れた場所で生活できるよう支援します。

○　第５期及び第６期計画で未整備であった小規模多機能型居宅介護の整備を推進し、在宅サービスの充実を図ります。

○　介護保険制度改正により、新たな施設サービスとして「介護医療院」が創設されることから、県の地域医療構想との整合性を図りながら、必要なサービス量を見込みます。

※介護医療院とは

病院や診療所を介護保険施設に転換した、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。2018 年度（H30）に新設されるサービスです。

■施設整備の計画（必要利用定員）

| 項　目 | 整備済数 | 2018 年度(H30) | 2019 年度(H31) | 2020 年度(H32) | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 定員数 | 定員数 | 定員数 | 定員数 | 定員数 |
| ① 地域密着型介護老人福祉施設 | 87 床 | ー | ー | 29 床 | 116 床 |
| ② 認知症対応型共同生活介護 | 213 床 | ー | 18 床 | 18 床 | 249 床 |
| ③ 特定施設入居者生活介護 | 73 床 | 17 床 | 10 床 | ー | 100 床 |
| ④ 小規模多機能型居宅介護 | 54 人 | ー | ー | 29 人 | 83 人 |

※2020 年度（H32）の地域密着型介護老人福祉施設 29 床及び小規模多機能型居宅介護 1 か所（第 6 期からの繰越分）については、鶴来圏域での整備を予定しています。
※認知症対応型共同生活介護については、2019 年度（H31）に松任東圏域、2020 年度（H32）に松任中央圏域での整備を予定しています。
※特定施設入居者生活介護については、白山市内のケアハウスの転換分です。

①地域密着型介護老人福祉施設

定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、在宅での介護が困難な方（原則要介護３以上）に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行います。

②認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活する住居で、食事や入浴等の介護サービス等を行います。

③特定施設入居者生活介護

ケアハウスや有料老人ホームの一部を介護付きの居室とし、施設職員が入浴、機能訓練等のサービスを行います。

④小規模多機能型居宅介護

登録された利用者（定員 29 人以下）に対して、通いを中心に利用者の生活形態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを行います。

### （２）介護サービスの目標量

介護保険制度が発足した平成 12 年以降、介護給付費は増加し続けています。平成 12 度の介護給付費は約 32.5 億円（合併前の１市２町５村の合計）でしたが、平成 28 年度には約 82 億円（介護予防・日常生活支援総合事業移行分を含む）となっています。

介護保険料は、保険という性質から介護給付費の増加に伴って上昇し、制度発足時の約 2,700 円（合併前の１市２町５村の基準額の平均）から 6,220 円（2015 年度（平成 27 年度）～2017 年度（平成 29 年度）の基準額）となっています。

高齢者人口の増加に伴う要介護（要支援）認定者の増加を考慮すると、今後も介護給付費や介護保険料の上昇は避けられないことから、2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの計画期間だけではなく、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年度（平成 37 年度）を見据えた給付費等を推計することで、介護保険料の急激な上昇を抑える必要があります。

### ①介護給付居宅サービス（地域密着型サービスを除く）の目標量

| 項　目 | | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 計画期間 | | | 2025 年度 (H37) |
| | | 2015 年度 (H27) | 2016 年度 (H28) | 2017 年度 (H29) | 2018 年度 (H30) | 2019 年度 (H31) | 2020 年度 (H32) | |
| 訪 問 介 護 | 回 | 240,724 | 283,727 | 303,348 | 310,063 | 317,298 | 324,955 | 362,437 |
| 訪問入浴介護 | 回 | 1,462 | 1,164 | 1,018 | 976 | 892 | 889 | 1,003 |
| 訪 問 看 護 | 回 | 20,396 | 19,925 | 18,549 | 18,374 | 18,090 | 17,844 | 18,088 |
| 訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ | 回 | 10,065 | 8,563 | 7,008 | 6,629 | 6,810 | 7,145 | 9,524 |
| 居宅療養管理指導 | 人 | 5,700 | 6,082 | 6,423 | 6,648 | 6,876 | 7,104 | 8,304 |
| 通 所 介 護 | 回 | 175,799 | 159,062 | 157,760 | 160,807 | 163,940 | 167,112 | 182,142 |
| 通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ | 回 | 36,107 | 36,102 | 33,736 | 33,274 | 32,885 | 32,436 | 31,048 |
| 短期入所生活介護 | 日 | 41,492 | 43,035 | 43,327 | 43,373 | 44,768 | 46,178 | 53,149 |
| 短期入所療養介護 | 日 | 2,270 | 2,462 | 3,114 | 3,481 | 3,595 | 3,817 | 4,008 |
| 福祉用具貸与 | 人 | 12,349 | 12,897 | 12,930 | 13,200 | 13,488 | 13,524 | 16,224 |
| 福祉用具販売 | 人 | 150 | 153 | 168 | 180 | 204 | 216 | 324 |
| 住 宅 改 修 | 人 | 133 | 139 | 184 | 192 | 204 | 204 | 264 |
| 居宅介護支援 | 人 | 22,557 | 22,619 | 22,538 | 22,572 | 22,608 | 22,332 | 24,624 |

※定員 18 人以下の通所介護は、2016 年（H28）４月から地域密着型サービスに位置付けられました。

### ②介護予防給付居宅サービス（地域密着型介護予防サービスを除く）の目標量

| 項　目 | | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 計画期間 | | | 2025 年度 (H37) |
| | | 2015 年度 (H27) | 2016 年度 (H28) | 2017 年度 (H29) | 2018 年度 (H30) | 2019 年度 (H31) | 2020 年度 (H32) | |
| 介護予防訪問介護 | 人 | 1,913 | 940 | 9 | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 回 | 2,311 | 3,422 | 5,095 | 5,604 | 6,046 | 6,452 | 9,132 |
| 介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ | 回 | 2,879 | 3,895 | 4,185 | 4,058 | 3,768 | 3,463 | 3,372 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人 | 381 | 380 | 496 | 528 | 564 | 612 | 792 |
| 介護予防通所介護 | 人 | 5,800 | 2,800 | 30 | | | | |
| 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ | 人 | 1,757 | 1,832 | 1,706 | 1,728 | 1,752 | 1,776 | 1,896 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 日 | 1,322 | 1,383 | 1,472 | 1,511 | 1,556 | 1,655 | 2,309 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 日 | 85 | 17 | 249 | 97 | 103 | 109 | 139 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人 | 3,617 | 4,435 | 5,196 | 5,724 | 6,252 | 6,792 | 9,420 |
| 介護予防福祉用具販売 | 人 | 98 | 122 | 93 | 96 | 108 | 120 | 204 |
| 介護予防住宅改修 | 人 | 151 | 160 | 161 | 156 | 168 | 180 | 264 |
| 介 護 予 防 支 援 | 人 | 9,704 | 8,425 | 5,879 | 6,168 | 6,576 | 7,104 | 9,144 |

※介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、2016 年（H28）３月利用分から介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）に移行しました。

※介護予防支援のうち、訪問型サービス・通所型サービスのいずれか（あるいは両方）のみ利用している場合は、介護予防・日常生活支援総合事業での支援（介護予防ケアマネジメント）となります。

③地域密着型サービスの目標量

| 項　目 | | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 計画期間 | | | 2025 年度<br>(H37) |
| | | 2015 年度<br>(H27) | 2016 年度<br>(H28) | 2017 年度<br>(H29) | 2018 年度<br>(H30) | 2019 年度<br>(H31) | 2020 年度<br>(H32) | |
| 地域密着型通所介護 | 回 | | 17,141 | 17,310 | 18,168 | 19,054 | 20,302 | 24,640 |
| 認知症対応型通所介護 | 回 | 4,430 | 4,917 | 5,410 | 5,686 | 6,023 | 6,375 | 11,456 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人 | 340 | 420 | 547 | 660 | 756 | 852 | 1,140 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人 | 2,137 | 2,291 | 2,485 | 2,556 | 2,616 | 2,832 | 2,988 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 人 | 862 | 1,039 | 1,040 | 1,044 | 1,044 | 1,116 | 1,740 |

※定員 18 人以下の通所介護は、2016 年（H28）4 月以降、居宅サービスから地域密着型サービス（地域密着型通所介護）に位置付けられました。

④施設サービスの目標量

| 項　目 | | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 計画期間 | | | 2025 年度<br>(H37) |
| | | 2015 年度<br>(H27) | 2016 年度<br>(H28) | 2017 年度<br>(H29) | 2018 年度<br>(H30) | 2019 年度<br>(H31) | 2020 年度<br>(H32) | |
| 介護老人福祉施設 | 人 | 7,083 | 7,198 | 7,260 | 7,416 | 7,464 | 7,512 | 10,548 |
| 介護老人保健施設 | 人 | 3,651 | 3,459 | 3,321 | 3,744 | 3,924 | 3,924 | 4,428 |
| 介護療養型医療施設 | 人 | 489 | 403 | 393 | 384 | 384 | 384 | 0 |
| 介護医療院 | 人 | | | | 0 | 0 | 0 | 612 |
| 特定施設入居者生活介護 | 人 | 1,018 | 1,165 | 1,382 | 1,764 | 2,100 | 2,352 | 3,036 |

（目標量の見方）

※2017 年度（H29）は見込値となっています。

※人数、日数及び回数は、年間の延べ数となっています。

※各サービスの目標量は、国の開発した「見える化システム」を活用し、過去の実績や要介護（要支援）認定者数の増加等を考慮して推計しています。

※介護療養型医療施設とは、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療や介護サービスを提供する施設です。（2023 年度（H35）までに廃止予定です。）

※介護医療院とは、病院や診療所を介護保険施設に転換した、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。（2018 年度（H30）に新設されるサービスです。）

### （３）介護給付費等の見込み

第７期計画期間における介護給付費等については、2018 年度（平成 30 年度）からの３年間で約 279 億円（地域支援事業費含む）が見込まれます。これは、第６期計画の約 252 億円に対し約 11％（約 27 億円）の伸びとなります。

①標準給付費の見込み額　（単位：千円）

| 項　目 | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画期間 | | | 2025 年度 (H37) |
| | 2015 年度 (H27) | 2016 年度 (H28) | 2017 年度 (H29) | 2018 年度 (H30) | 2019 年度 (H31) | 2020 年度 (H32) | |
| 合計 | 8,084,850 | 8,062,766 | 8,150,435 | 8,512,396 | 8,805,156 | 9,090,109 | 11,204,244 |
| 居宅サービス費 | 3,865,449 | 3,703,330 | 3,727,655 | 3,791,809 | 3,944,154 | 4,075,769 | 4,576,995 |
| 地域密着型サービス費 | 803,373 | 1,029,290 | 1,133,814 | 1,181,097 | 1,219,218 | 1,317,210 | 1,634,005 |
| 施設サービス費 | 2,845,315 | 2,771,208 | 2,745,706 | 2,963,755 | 3,050,792 | 3,100,434 | 4,348,203 |
| 特定施設入所者介護サービス費 | 386,676 | 355,885 | 337,875 | 358,735 | 362,246 | 362,297 | 382,349 |
| その他サービス費 | 184,037 | 203,053 | 205,385 | 217,000 | 228,746 | 234,399 | 262,692 |

※その他サービス費とは、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の費用です。

※2017 年度（H29）は見込値となっています。

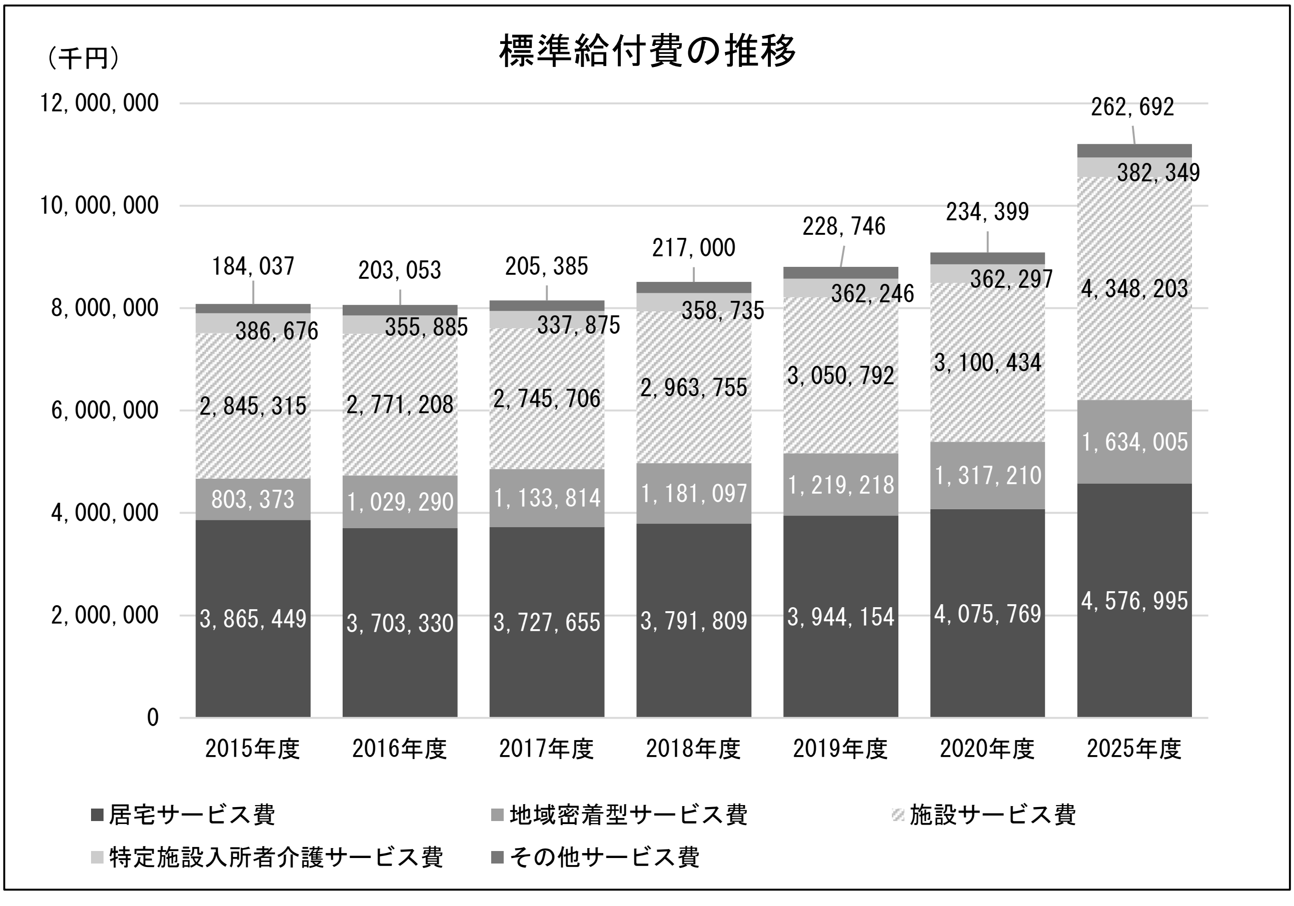

②地域支援事業費の見込み額　（単位：千円）

| 項　目 | 実　績 | | | 推　計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 計画期間 | | | 2025 年度 (H37) |
| | 2015 年度 (H27) | 2016 年度 (H28) | 2017 年度 (H29) | 2018 年度 (H30) | 2019 年度 (H31) | 2020 年度 (H32) | |
| 地域支援事業費 | 158,170 | 304,428 | 476,048 | 488,967 | 503,095 | 516,063 | 613,780 |

※2017 年度（H29）は見込値となっています。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業から成ります。

**○介護予防・日常生活支援総合事業**

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援します。

・訪問型サービスや通所型サービス等の介護予防・生活支援サービスの充実を図り、要支援認定者等の要介護状態等の軽減もしくは悪化防止への施策
・一般介護予防事業において、市民主体の通いの場等の充実を図り、高齢者の介護予防、閉じこもり予防への施策（9、10 頁参照）

**○包括的支援事業**

地域における包括的な相談及び支援体制、地域住民やＮＰＯ、介護以外の民間事業所等の様々な分野からの参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進します。

主に、地域包括支援センターに関する事業です。（21 頁参照）

**○任意事業**

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

・ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業
・紙おむつ購入助成事業
・在宅介護支援金支給事業　　等

### （４）保険料の見込み

#### ①負担割合の見直し

介護保険事業の運営に必要な費用は、第１号被保険者（65 歳以上）の保険料、第２号被保険者（40～64 歳）の保険料、公費（国・県・市）で分担して負担する仕組みとなっています。

第１号被保険者と第２号被保険者の負担割合は、人口比率に基づいて政令で規定されることになっています。第７期計画期間における負担割合は、第１号被保険者が 23％（第６期は 22％）に、第２号被保険者が 27％（第６期は 28％）になり、第１号被保険者の負担割合が 1％上昇します。

【第 6 期の負担割合】2015 年度（H27）～2017 年度（H29）

施設等給付費の負担割合

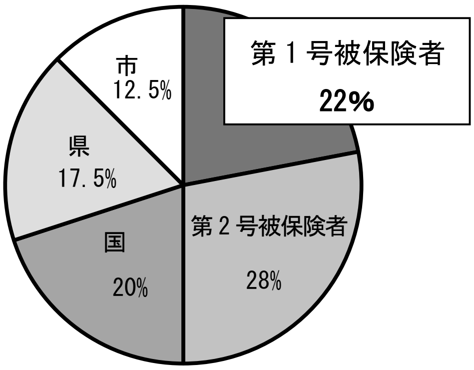


居宅給付費の負担割合

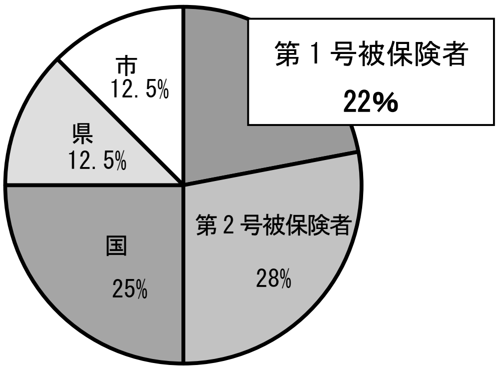


【第 7 期の負担割合】2018 年度（H30）～2020 年度（H32）

施設等給付費の負担割合

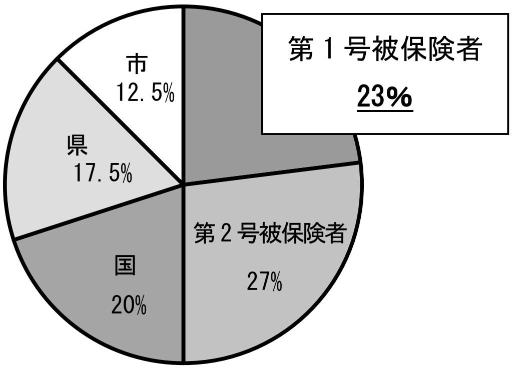


居宅給付費の負担割合

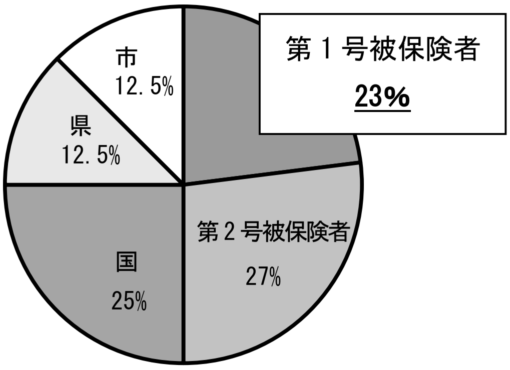


| | |
|---|---|
| 施設等給付費 | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費 |
| 居宅給付費 | 施設等給付費以外の給付費 |

②第１号被保険者の介護保険料基準額

第 7 期計画期間における第 1 号被保険者の介護保険料基準額については、第 1 号被保険者数や介護給付費の推移、第１号被保険者の介護給付費負担割合や介護報酬の改定、所得段階の見直し及び介護給付費準備基金の活用等により算定した結果、第 6 期計画期間と同額の 6,220 円（月額）となります。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 介護保険制度運営に必要な保険料総額（3 年間）※1 | | A | 7,035,568 千円 |
| 保険料収納率 | | B | 99.25% |
| 補正後被保険者数（44 頁）※2 | | C | 94,969 人 |
| 介護保険料基準額 | 年　額 | D＝A÷B÷C | 74,640 円 |
| | 月　額 | E＝D÷12 | 6,220 円 |

※1 の求め方（2018 年度（H30）から 2020 年度（H32）までの３か年の合計で算出）
〔標準給付費見込額（39 頁）＋地域支援事業費（40 頁）〕×23%（第１号被保険者の負担割合　41 頁）
＋〔調整交付金※3 減額分（約 825,000 千円)〕－〔介護給付費準備基金繰入金（210,000 千円)〕

※2　補正後被保険者数とは、実際の被保険者数を保険料算出用に調整したものです。（44 頁参照）

※3　調整交付金とは、「第 1 号被保険者数の年齢別割合（65 歳～74 歳、75 歳～84 歳、85 歳以上)」と「第１号被保険者の所得段階別割合」を踏まえ、全国の平均値に基づいて国から各市町村に交付されるものです。

両基準が平均値の場合は、標準の額（標準給付費見込額と地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業見込額の合計の 5%）が交付されますが、平均値より高い市町村（例：85 歳以上の割合が多い、所得段階の低い人の割合が多い等）は 5%を超えた額が、平均値より低い市町村（例：65 歳～74 歳の割合が多い、所得段階の高い人の割合が多い等）は 5%を下回る額が交付されることになります。

本市は 65 歳～74 歳の割合等が全国平均を上回っていることから、調整交付金は約 2%の額となり、減額分（約 3%）は第１号被保険者の介護保険料で補うことになります。

◎2025 年度（平成 37 年度）の介護保険料（推計値）

第７期計画期間中と同様の計算方法で 2025 年度（平成 37 年度）の介護保険料を試算したところ、約 8,400 円という結果がでました。

あくまで試算であり、今後の保険料を決定するものではありませんが、できる限り元気でいきいきと暮らし続けられるよう、これまで以上に介護予防への取り組みが必要であると考えます。

③第１号被保険者保険料所得段階の見直し

第７期計画期間においては、低所得者の負担軽減を図るため、第１段階及び第２段階の乗率を見直すとともに、現行の第 10 段階のうち、合計所得金額 700 万円未満のものについて新たな保険料所得段階を設け、全 12 段階とします。

また国の制度改正に併せ、第７段階と第８段階を区分する合計所得金額を「190 万円」から「200 万円」に、第８段階と第９段階を区分する合計所得金額を「290 万円」から「300 万円」に変更します。

**【第６期：現　行】**

| 所得段階 | 乗率（月額） | 所得区分 | | |
|---|---|---|---|---|
| 第１段階 | 0.50 (3,110) | 市民税 世帯非課税 | 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 | |
| | | | 年金等収入額 :80 万円以下 | 市民税 本人非課税 |
| 第２段階 | 0.75 (4,665) | | 年金等収入額 : 80 万円超 120 万円以下 | |
| 第３段階 | 0.75 (4,665) | | 年金等収入額 :120 万円超 | |
| 第４段階 | 0.90 (5,598) | 市民税 世帯課税 | 年金等収入額 :80 万円以下 | |
| 第５段階（基準） | 1.00 (6,220) | | 年金等収入額 :80 万円超 | |
| 第６段階 | 1.15 (7,153) | | 合計所得金額 :120 万円未満 | 市民税 本人課税 |
| 第７段階 | 1.30 (8,086) | | 合計所得金額 :120 万円以上 190 万円未満 | |
| 第８段階 | 1.50 (9,330) | | 合計所得金額 :190 万円以上 290 万円未満 | |
| 第９段階 | 1.60 (9,952) | | 合計所得金額 :290 万円以上 500 万円未満 | |
| 第10段階 | 1.75 (10,885) | | 合計所得金額 : 500 万円以上 1,000 万円未満 | |
| 第11段階 | 2.00 (12,440) | | 合計所得金額 :1,000 万円以上 | |

**【第７期：見直し後】**

| 所得段階 | 乗率（月額） | 所得区分 | | |
|---|---|---|---|---|
| 第１段階 | 0.475 (2,954) | 市民税 世帯非課税 | 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 | |
| | | | 年金等収入額 :80 万円以下 | 市民税 本人非課税 |
| 第２段階 | 0.725 (4,509) | | 年金等収入額 : 80 万円超 120 万円以下 | |
| 第３段階 | 0.75 (4,665) | | 年金等収入額 :120 万円超 | |
| 第４段階 | 0.90 (5,598) | 市民税 世帯課税 | 年金等収入額 :80 万円以下 | |
| 第５段階（基準） | 1.00 (6,220) | | 年金等収入額 :80 万円超 | |
| 第６段階 | 1.15 (7,153) | | 合計所得金額 :120 万円未満 | 市民税 本人課税 |
| 第７段階 | 1.30 (8,086) | | 合計所得金額 :120 万円以上 200 万円未満 | |
| 第８段階 | 1.50 (9,330) | | 合計所得金額 :200 万円以上 300 万円未満 | |
| 第９段階 | 1.60 (9,952) | | 合計所得金額 :300 万円以上 500 万円未満 | |
| 第10段階 | 1.725 (10,729) | | 合計所得金額 :500 万円以上 700 万円未満 | |
| 第11段階 | 1.75 (10,885) | | 合計所得金額 : 700 万円以上 1,000 万円未満 | |
| 第12段階 | 2.00 (12,440) | | 合計所得金額 :1,000 万円以上 | |

※年金等収入額：（～第６期）被保険者本人の課税年金収入額と合計所得金額を足した金額
（第７期～）被保険者本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額を足した金額

※合計所得金額：（～第６期）被保険者本人の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額
（第７期～）被保険者本人の収入金額から必要経費に相当する金額及び長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額

（下線は、変更された箇所です。）

※第１段階については、公費投入による軽減策により乗率は 0.475 ですが、負担率は 0.425（2,643 円）となります。

第８章

■所得段階別被保険者数

| 項　目 | | | 計画期間 2018年度（H30） | 2019年度（H31） | 2020年度（H32） | 合　計 | 占有率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1号被保険者数（人） | | | 30,152 | 30,340 | 30,527 | 91,019 | |
| | 65～74歳 | | 16,332 | 16,248 | 16,162 | 48,742 | |
| | 75歳以上 | | 13,820 | 14,092 | 14,365 | 42,277 | |
| | | 75歳～84歳 | 9,240 | 9,420 | 9,598 | 28,258 | |
| | | 85歳以上 | 4,580 | 4,672 | 4,767 | 14,019 | |
| | 所得段階別被保険者数 | | | | | | |
| | | 第1段階 | 2,992 | 3,011 | 3,029 | 9,032 | 9.9 |
| | | 第2段階 | 2,174 | 2,188 | 2,201 | 6,563 | 7.2 |
| | | 第3段階 | 2,018 | 2,031 | 2,043 | 6,092 | 6.7 |
| | | 第4段階 | 3,434 | 3,455 | 3,476 | 10,365 | 11.4 |
| | | 第5段階（基準） | 6,059 | 6,096 | 6,134 | 18,289 | 20.1 |
| | | 第6段階 | 5,653 | 5,688 | 5,723 | 17,064 | 18.7 |
| | | 第7段階 | 3,814 | 3,838 | 3,862 | 11,514 | 12.7 |
| | | 第8段階 | 2,168 | 2,182 | 2,195 | 6,545 | 7.2 |
| | | 第9段階 | 1,187 | 1,194 | 1,202 | 3,583 | 3.9 |
| | | 第10段階 | 309 | 312 | 314 | 935 | 1.0 |
| | | 第11段階 | 126 | 126 | 127 | 379 | 0.4 |
| | | 第12段階 | 218 | 219 | 221 | 658 | 0.7 |
| | | 合計 | 30,152 | 30,340 | 30,527 | 91,019 | |
| | 補正後被保険者数 | | 31,460 | 31,656 | 31,853 | 94,969 | |

※補正後被保険者数の算出方法：
所得段階別被保険者数（第１段階～第１２段階それぞれの人数）×各所得段階の乗率（43頁参照）の合計

# 資　料　編

１．介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

２．在宅介護実態調査

３．計画策定に係る介護保険運営協議会の審議経過

４．白山市介護保険運営協議会委員名簿

# 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## 調査の概要

### １.調査目的

ふるさと安心高齢者プラン（2018～2020 年度）策定の基礎資料とするため、対象となる高齢者の生活実態や地域社会とのつながり等を把握することを目的とします。

### ２.調査対象者

市内在住の 65 歳以上の方（要介護１～５の介護認定者を除く）のうち 4,500 人を無作為抽出

### ３.調査方法

調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等による）
郵送配布・郵送回収による郵送調査法

### ４.調査期間

平成 29 年６月 30 日～7 月 12 日

### ５.回収結果

| 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---|---|---|
| 4,500 | 3,020 | 67.1% |

### ６.結果のみかた

○回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（SA、複数の選択肢からひとつだけ選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
○複数回答（MA、複数の選択肢から２つ以上の回答を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計は概ね 100.0%を超えます。
○図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
○図表中の「N」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

# 調査結果

## 1．属　性

### （1）性　別

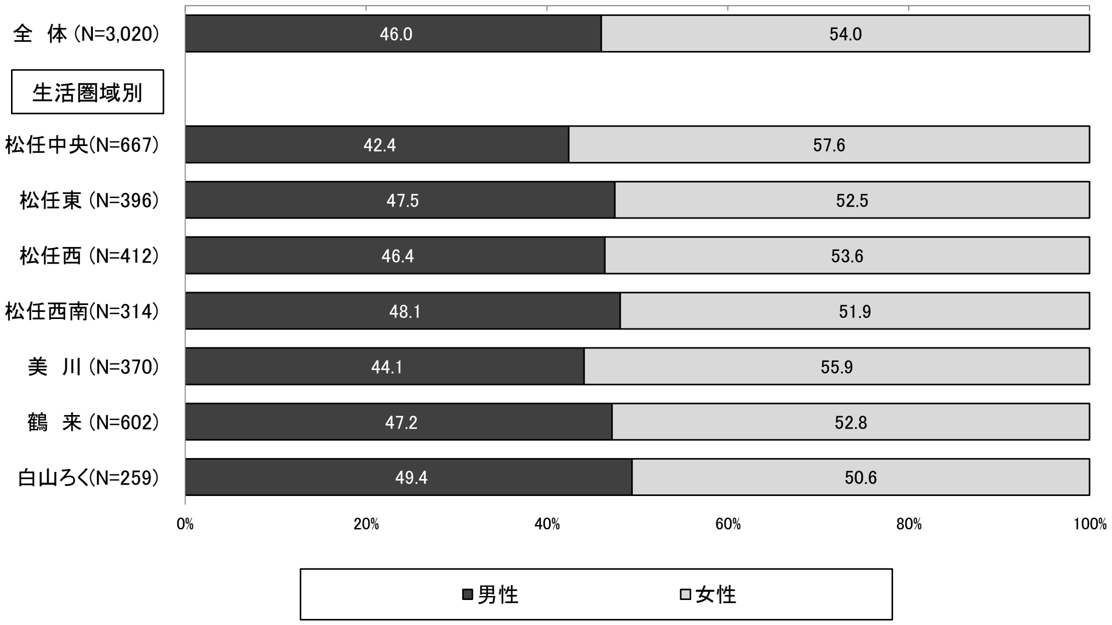


### （2）年　齢

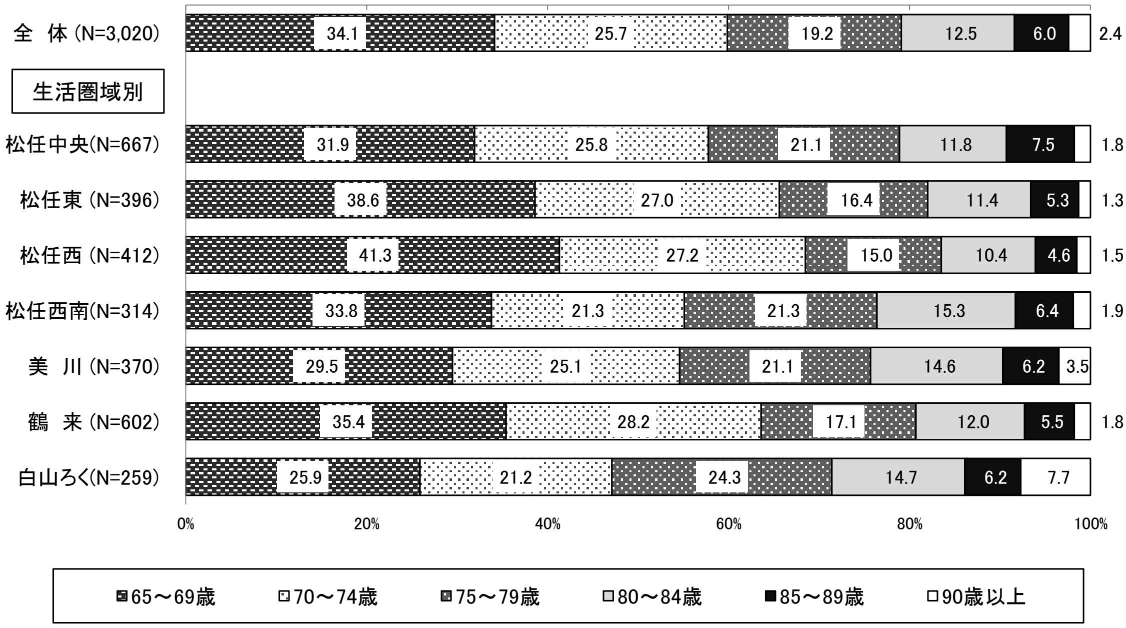

## （３）生活圏域

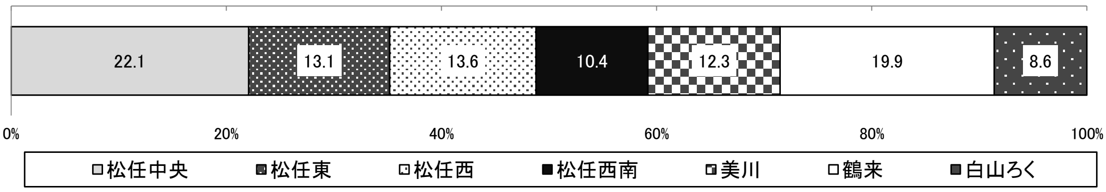


## （４）要介護（要支援）度

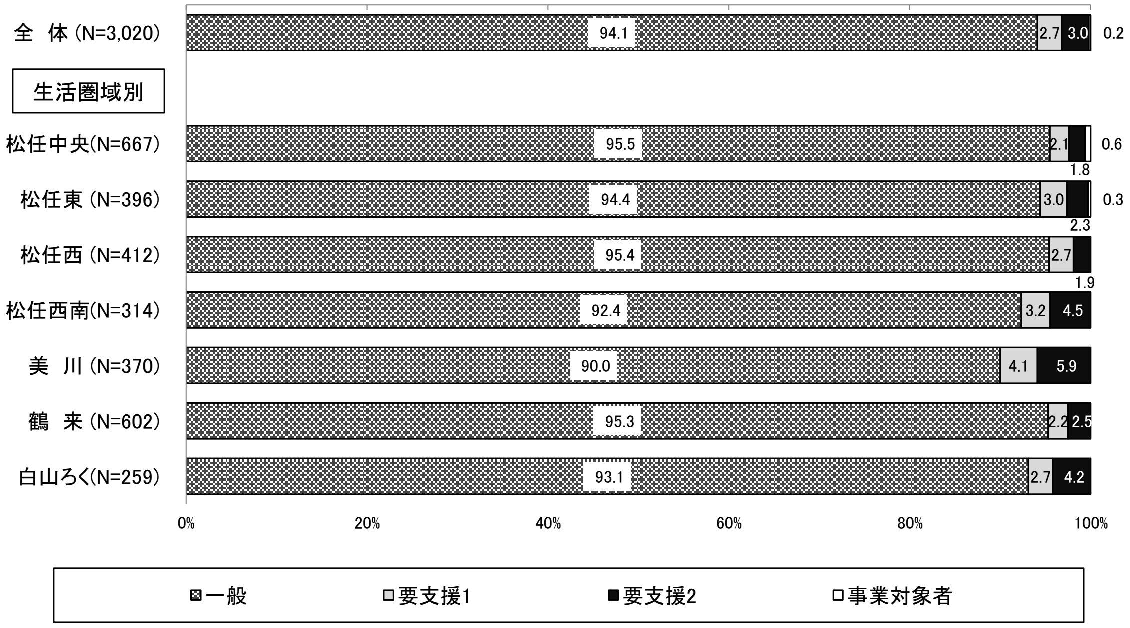


## （５）記入者

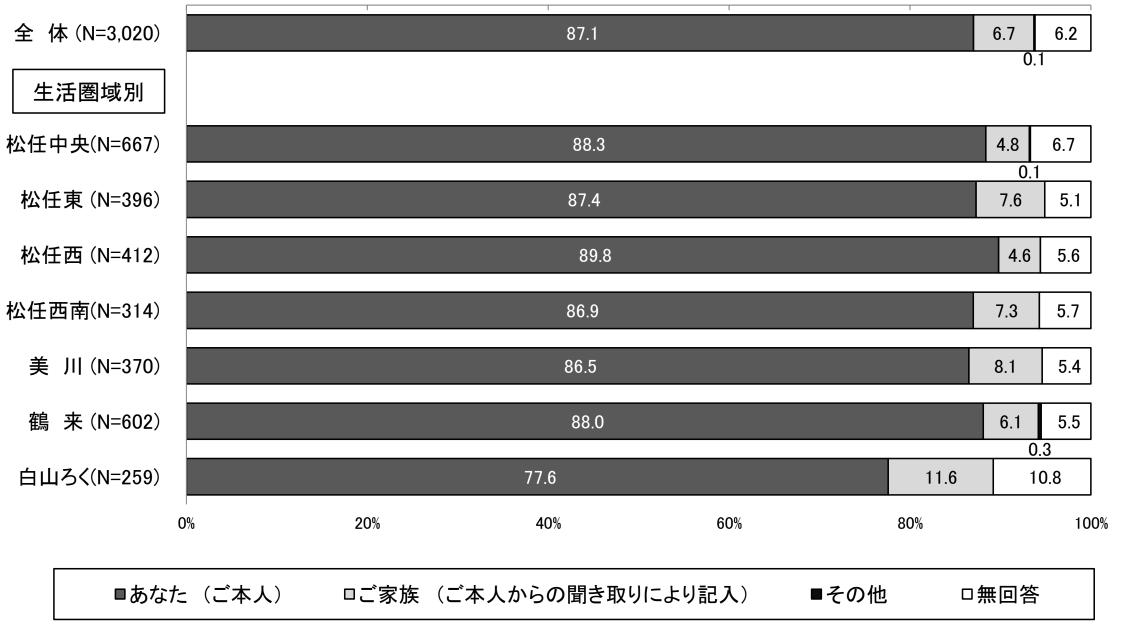


資料編

# 2．質問内容

## 問１　ご家族や生活状況について

### （１）家族構成をお教えください

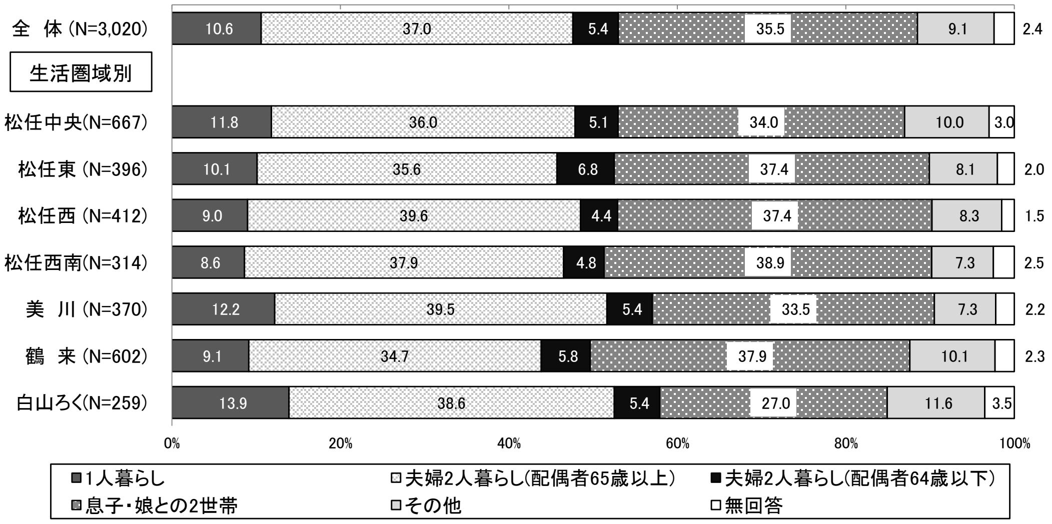


### （２）あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

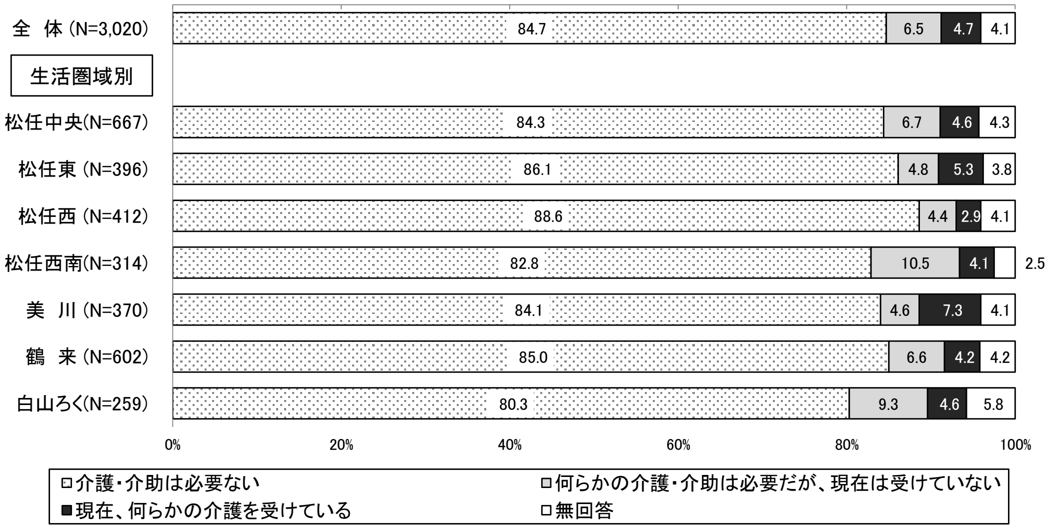


### （３）現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

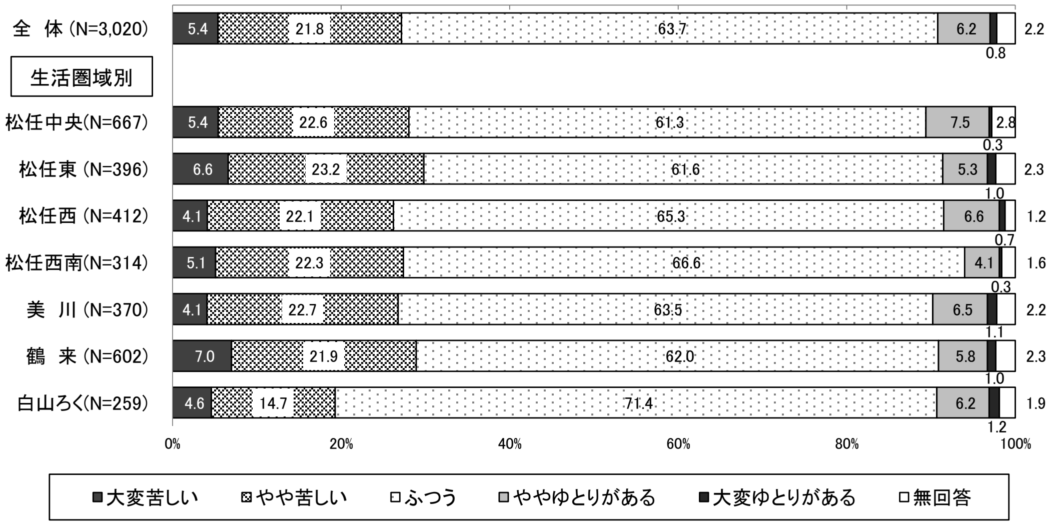

## 問２　からだを動かすことについて

### （１）階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか

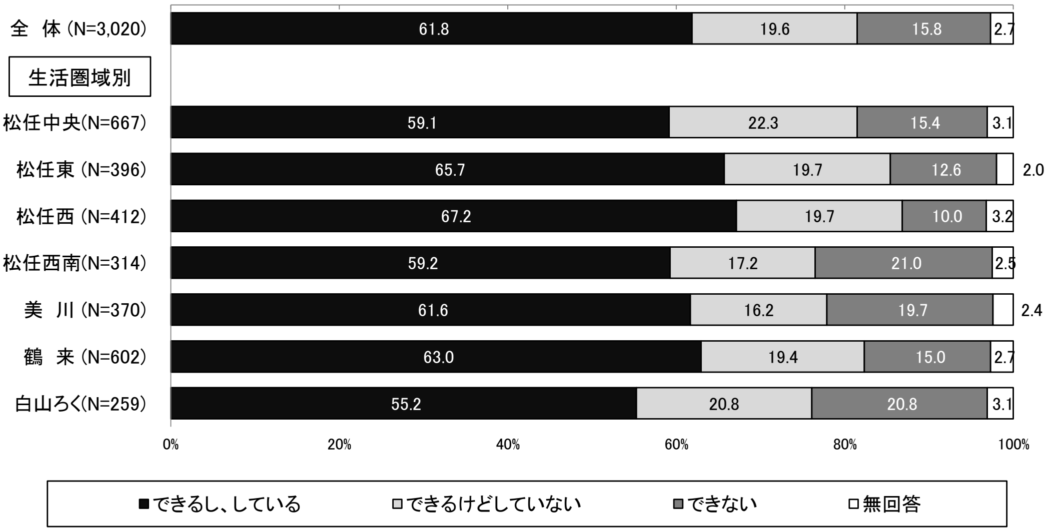


### （２）椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

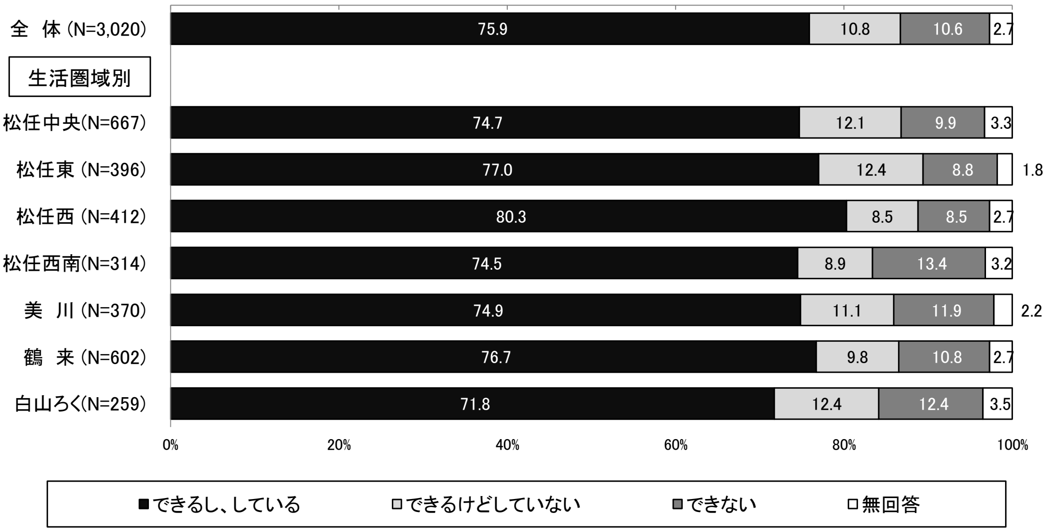


### （３）15分位続けて歩いていますか

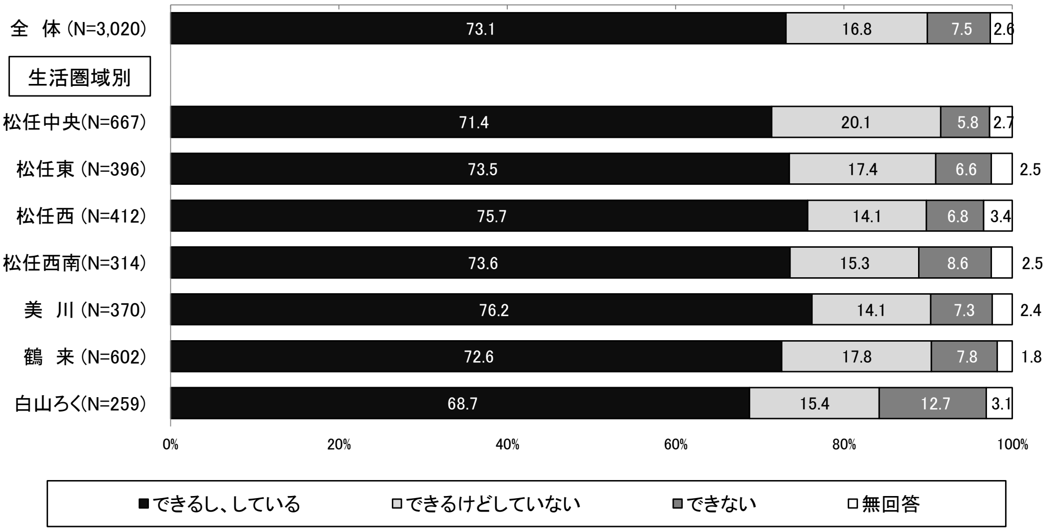

## （４）過去１年間に転んだ経験がありますか

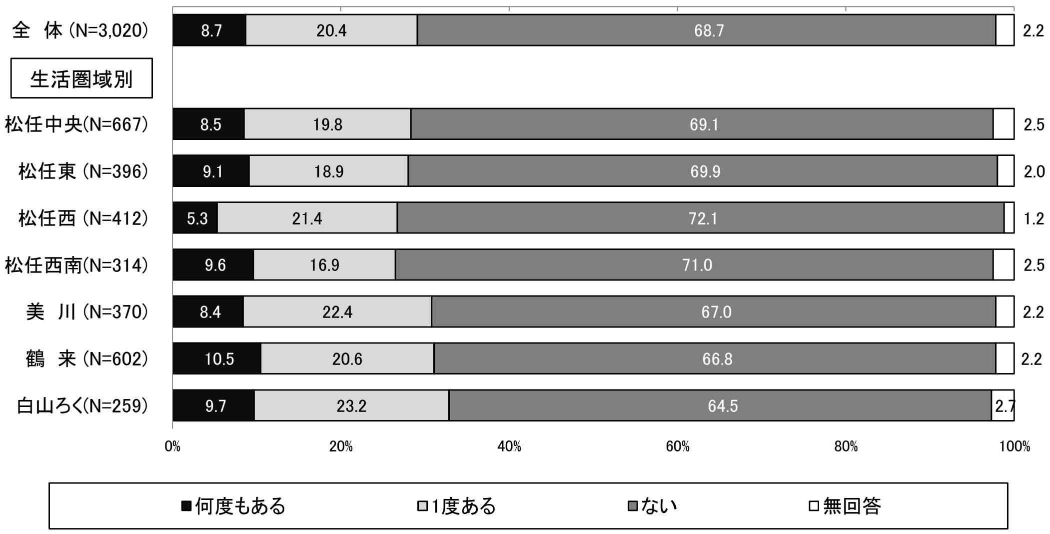


## （５）転倒に対する不安は大きいですか

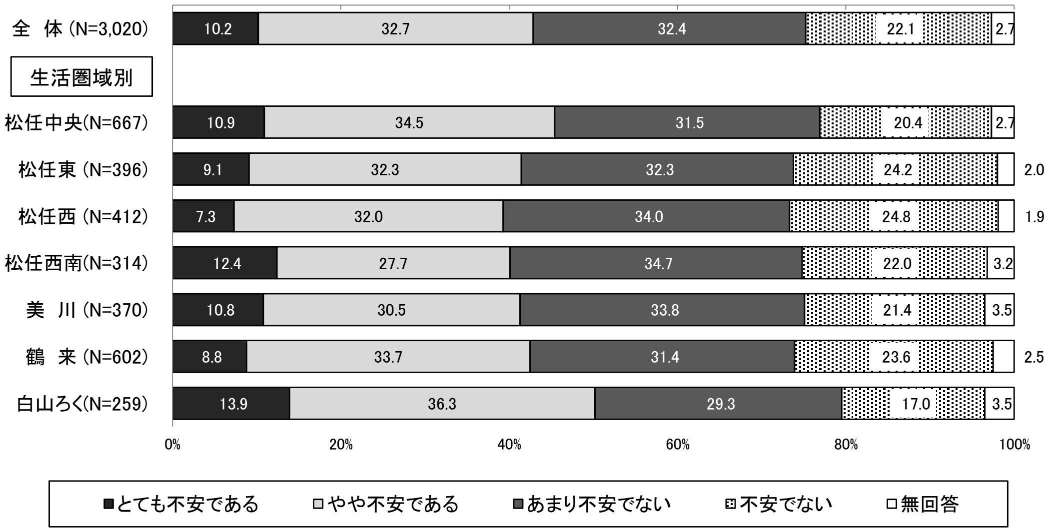


## （６）週に１回以上は外出していますか

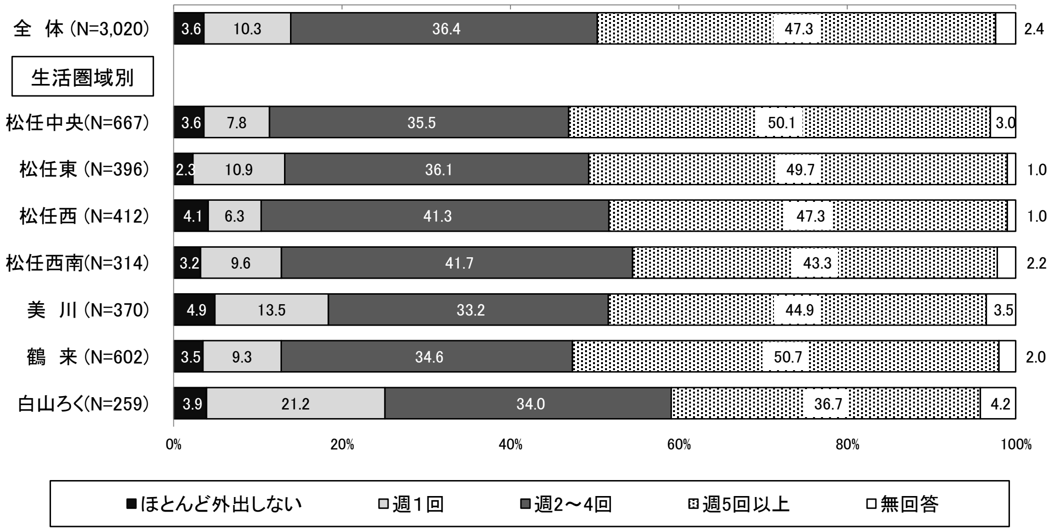

## （７）昨年と比べて外出の回数が減っていますか

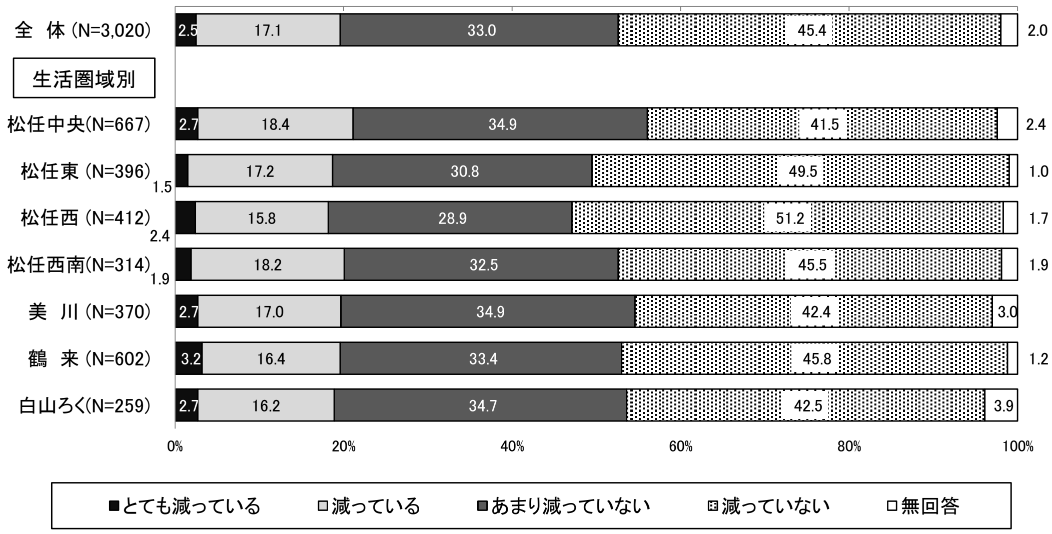


## （８）外出する際の移動手段は何ですか（いくつでも）

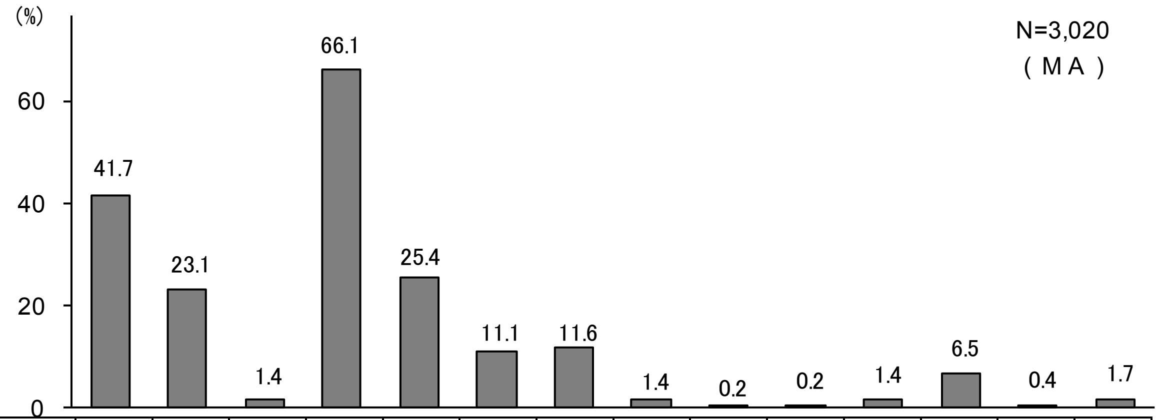


| | | 徒歩 | 自転車 | バイク | 自動車（自分で運転） | 自動車（人に乗せてもらう） | 電車 | 路線バス | 病院や施設のバス | 車いす | 電動車いす（カート） | 歩行器・シルバーカー | タクシー | その他 | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 41.7 | 23.1 | 1.4 | 66.1 | 25.4 | 11.1 | 11.6 | 1.4 | 0.2 | 0.2 | 1.4 | 6.5 | 0.4 | 1.7 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 45.4 | 28.2 | 0.7 | 62.7 | 26.2 | 12.9 | 13.8 | 1.2 | 0.3 | 0.1 | 1.2 | 9.3 | 0.7 | 2.2 |
| | 松任東 (N=396) | 37.9 | 21.2 | 1.8 | 70.2 | 25.5 | 7.6 | 11.4 | 0.5 | - | - | 1.0 | 5.8 | 0.5 | 1.3 |
| | 松任西 (N=412) | 44.4 | 31.1 | 1.9 | 68.7 | 22.8 | 10.4 | 15.0 | 0.5 | 0.2 | - | 1.0 | 8.0 | 0.5 | 1.2 |
| | 松任西南(N=314) | 35.0 | 20.4 | 1.3 | 67.5 | 28.3 | 9.6 | 10.2 | 1.3 | 0.3 | - | 1.9 | 5.4 | 0.6 | 1.9 |
| | 美　川 (N=370) | 52.4 | 25.9 | 0.8 | 57.0 | 28.4 | 21.4 | 12.4 | 2.4 | 0.3 | - | 2.4 | 8.4 | - | 2.4 |
| | 鶴　来 (N=602) | 38.2 | 16.9 | 1.5 | 70.9 | 22.3 | 10.0 | 8.8 | 2.2 | - | 0.2 | 1.3 | 4.2 | 0.2 | 0.7 |
| | 白山ろく(N=259) | 34.4 | 13.5 | 2.3 | 64.5 | 26.6 | 2.7 | 8.1 | 1.9 | 0.8 | 1.2 | 0.8 | 1.5 | 0.4 | 2.7 |

## 問3　食べることについて

### （１）身長・体重（BMI）

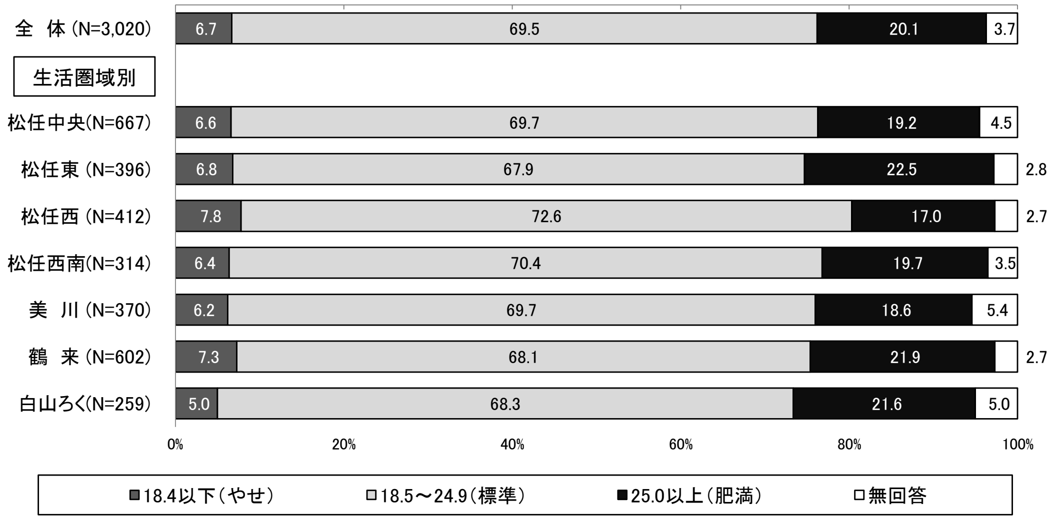


### （２）半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

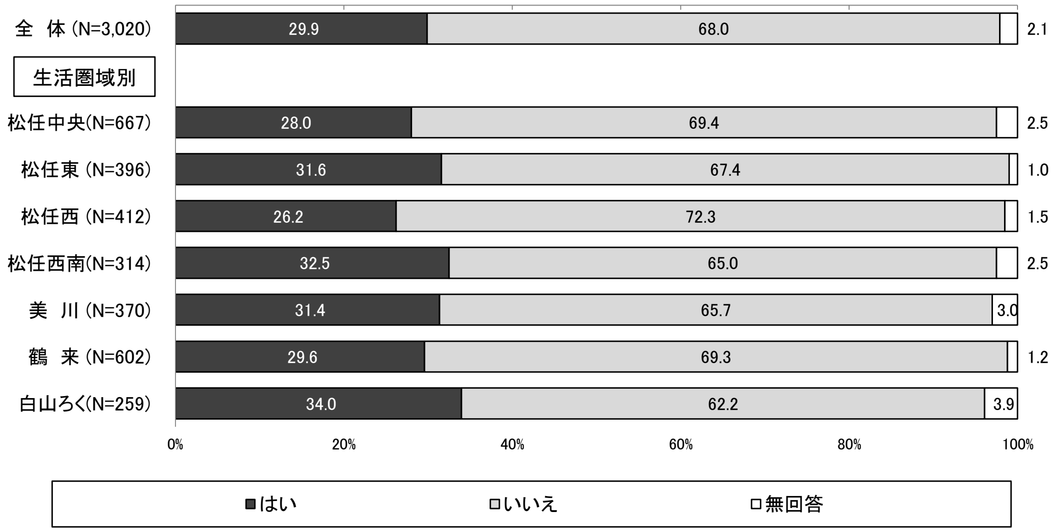


### （３）歯の数と入れ歯の利用状況をお教えください

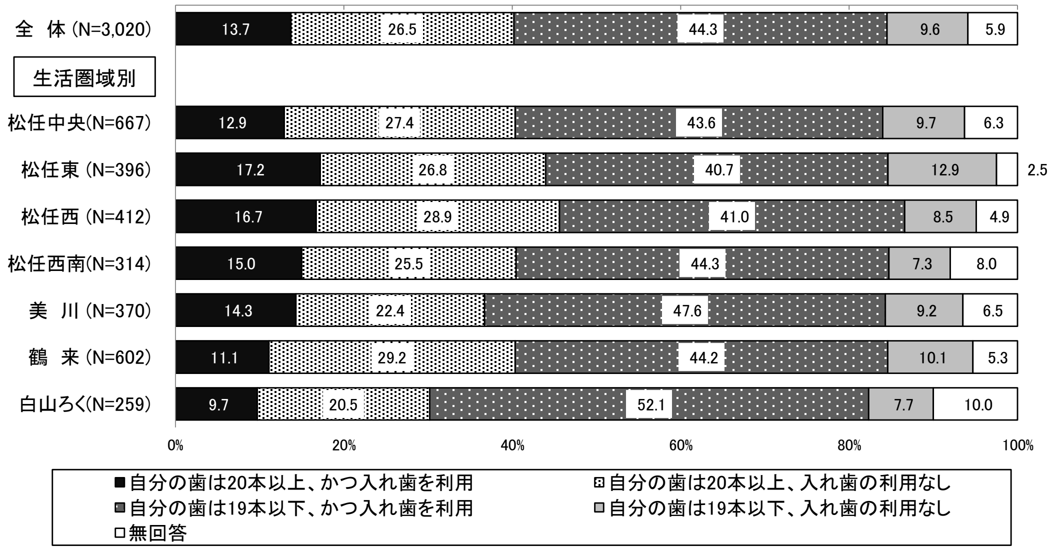

## （４）どなたかと食事をともにする機会はありますか

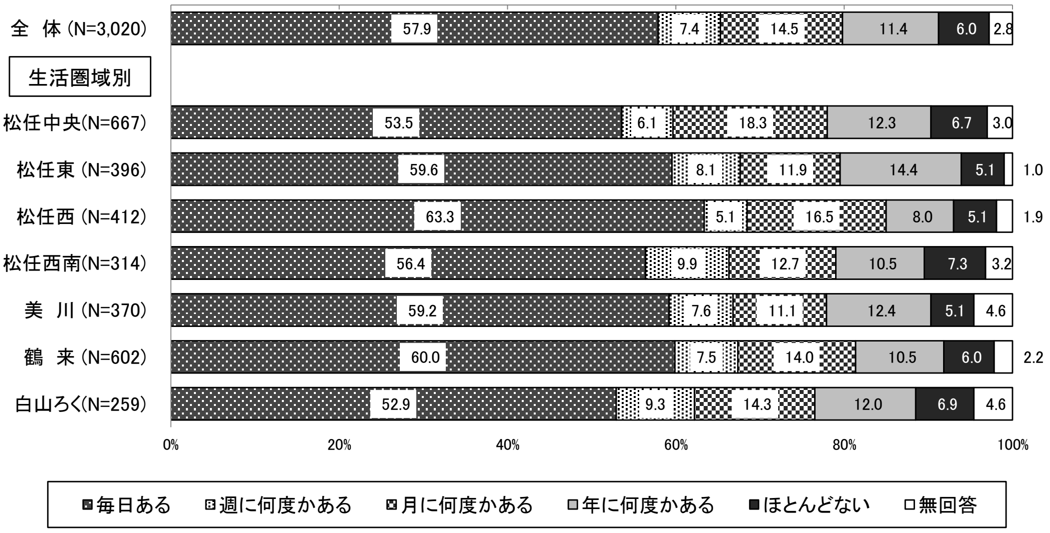


## 問４　毎日の生活について

## （１）物忘れが多いと感じますか

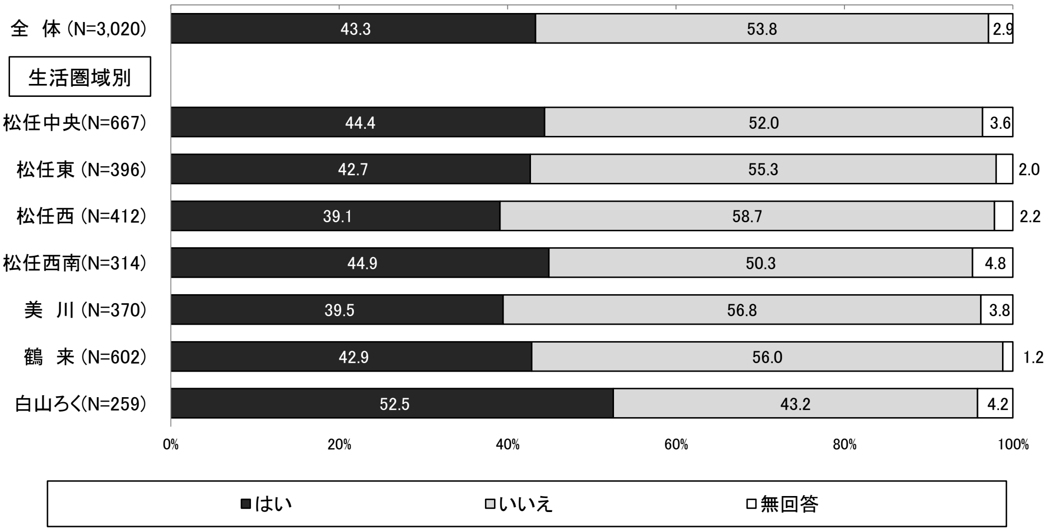


## （２）バスや電車を使って１人で外出していますか（自家用車でも可）

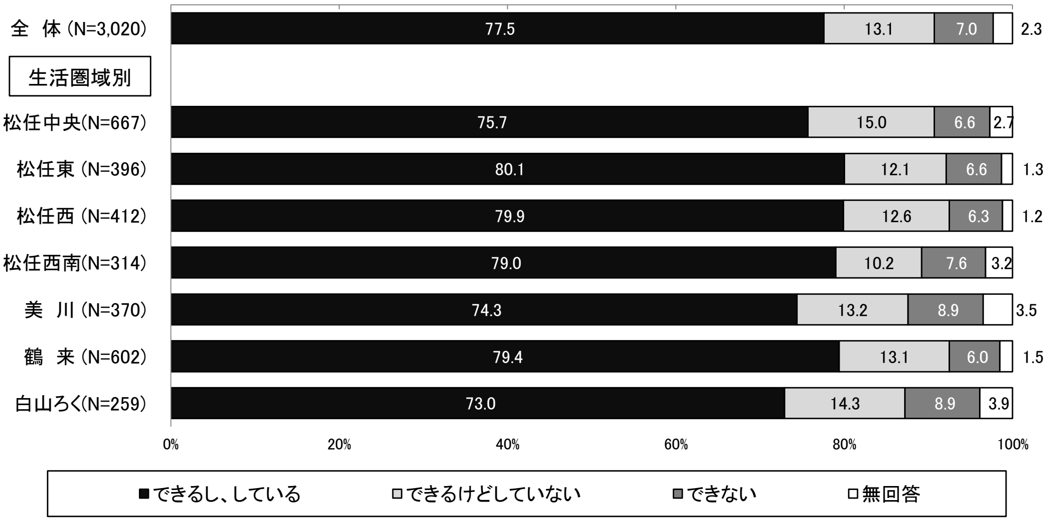

## （３）自分で食品・日用品の買物をしていますか

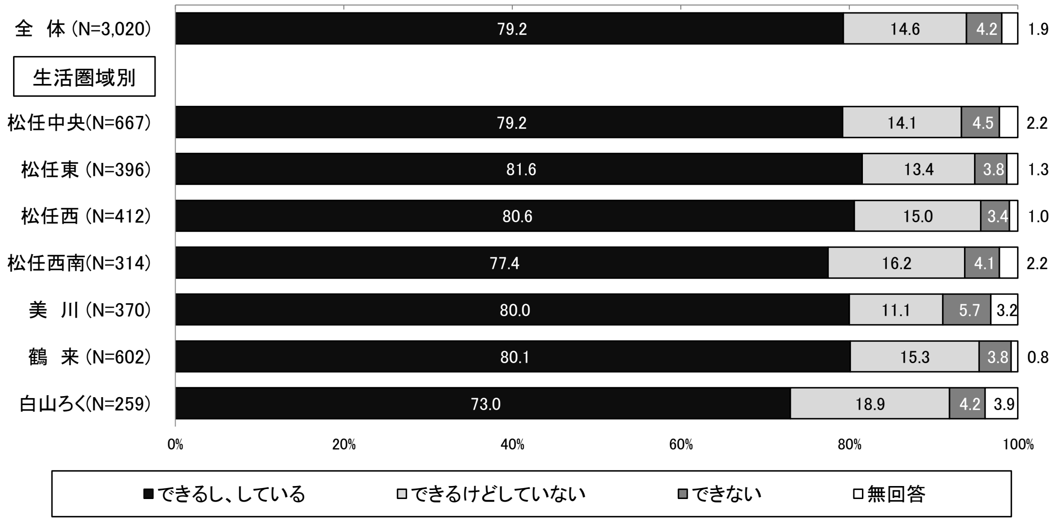


## （４）自分で食事の用意をしていますか

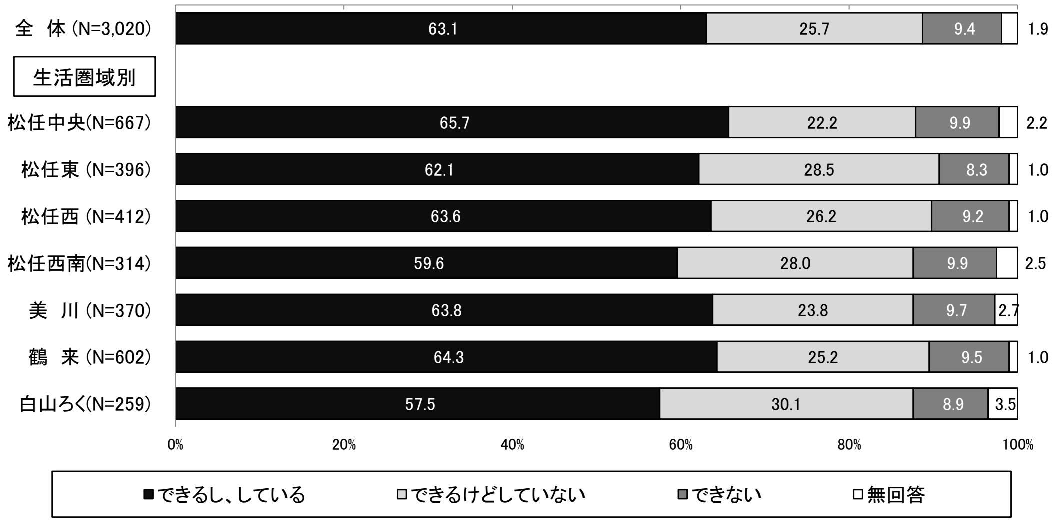


## （５）自分で請求書の支払いをしていますか

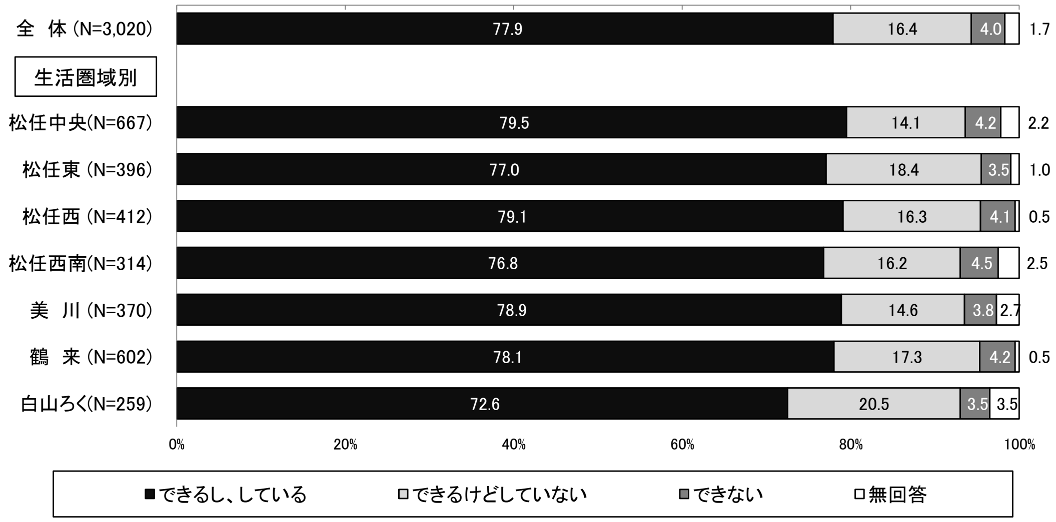

## （６）自分で預貯金の出し入れをしていますか

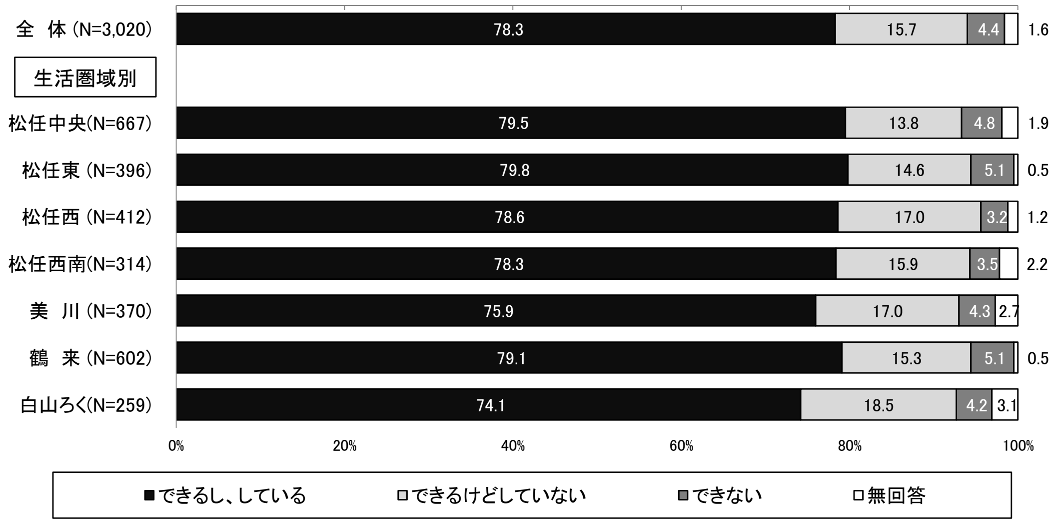


## 問５　地域での活動について

### （１）以下のような会・グループ、活動等にどのくらいの頻度で参加していますか(単位:%)

### ①ボランティアのグループ

| | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 1.3 | 1.3 | 1.6 | 5.3 | 9.0 | 55.3 | 26.3 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 1.5 | 1.0 | 1.3 | 4.6 | 7.6 | 58.0 | 25.8 |
| | 松任東 (N=396) | 0.8 | 1.3 | 0.8 | 4.8 | 11.6 | 52.3 | 28.5 |
| | 松任西 (N=412) | 1.5 | 1.0 | 2.2 | 5.1 | 6.8 | 54.4 | 29.1 |
| | 松任西南(N=314) | 0.6 | 0.6 | 1.6 | 5.1 | 8.6 | 58.3 | 25.2 |
| | 美　川 (N=370) | 0.8 | 1.6 | 1.6 | 7.6 | 10.3 | 55.1 | 23.0 |
| | 鶴　来 (N=602) | 2.0 | 1.3 | 2.2 | 4.5 | 7.3 | 58.1 | 24.6 |
| | 白山ろく(N=259) | 0.8 | 2.3 | 1.5 | 6.6 | 14.7 | 44.8 | 29.3 |

### ②スポーツ関係のグループやクラブ

| | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 4.8 | 8.9 | 6.1 | 3.5 | 3.6 | 50.0 | 23.0 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 5.4 | 12.1 | 6.0 | 3.6 | 2.4 | 49.5 | 21.0 |
| | 松任東 (N=396) | 5.8 | 11.1 | 6.3 | 2.0 | 6.1 | 46.2 | 22.5 |
| | 松任西 (N=412) | 7.5 | 12.6 | 5.6 | 4.1 | 1.7 | 45.1 | 23.3 |
| | 松任西南(N=314) | 4.5 | 9.2 | 9.6 | 2.9 | 4.8 | 49.4 | 19.7 |
| | 美　川 (N=370) | 3.8 | 5.4 | 7.0 | 4.9 | 3.8 | 52.7 | 22.4 |
| | 鶴　来 (N=602) | 3.7 | 5.1 | 4.8 | 3.0 | 2.8 | 56.5 | 24.1 |
| | 白山ろく(N=259) | 1.9 | 5.0 | 4.2 | 5.0 | 6.6 | 46.7 | 30.5 |

### ③趣味関係のグループ

| | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 2.1 | 4.3 | 5.8 | 10.5 | 6.6 | 48.1 | 22.7 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 2.2 | 5.4 | 6.9 | 10.9 | 5.4 | 47.5 | 21.6 |
| | 松任東 (N=396) | 1.8 | 3.8 | 5.1 | 13.1 | 6.8 | 46.7 | 22.7 |
| | 松任西 (N=412) | 2.9 | 5.8 | 7.5 | 9.2 | 5.6 | 45.4 | 23.5 |
| | 松任西南(N=314) | 1.6 | 2.9 | 4.1 | 8.6 | 8.6 | 52.9 | 21.3 |
| | 美　川 (N=370) | 0.8 | 4.1 | 4.9 | 11.4 | 8.9 | 49.2 | 20.8 |
| | 鶴　来 (N=602) | 2.8 | 4.0 | 5.1 | 9.8 | 5.1 | 50.2 | 22.9 |
| | 白山ろく(N=259) | 1.2 | 2.7 | 6.2 | 10.0 | 8.5 | 43.6 | 27.8 |

### ④学習・教養サークル

| | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 0.4 | 1.0 | 1.7 | 3.5 | 4.7 | 59.6 | 29.2 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 0.7 | 0.9 | 3.1 | 4.8 | 5.2 | 57.4 | 27.7 |
| | 松任東 (N=396) | - | 1.0 | 1.3 | 2.0 | 4.3 | 61.4 | 30.1 |
| | 松任西 (N=412) | 0.7 | 0.2 | 1.9 | 3.4 | 3.4 | 56.8 | 33.5 |
| | 松任西南(N=314) | 0.3 | 1.0 | 1.0 | 3.8 | 3.5 | 64.3 | 26.1 |
| | 美　川 (N=370) | 0.3 | 0.5 | 1.1 | 4.3 | 6.2 | 63.0 | 24.6 |
| | 鶴　来 (N=602) | 0.2 | 2.0 | 1.3 | 2.3 | 4.3 | 60.6 | 29.2 |
| | 白山ろく(N=259) | 0.4 | 0.4 | 0.8 | 3.5 | 5.8 | 54.1 | 35.1 |

### ⑤老人クラブ

| | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全 体（N=3,020） | | 0.5 | 0.9 | 0.7 | 6.5 | 13.1 | 53.9 | 24.4 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 0.1 | 0.7 | 0.4 | 7.5 | 10.3 | 55.8 | 25.0 |
| | 松任東（N=396） | - | 0.8 | 0.3 | 3.5 | 11.1 | 58.3 | 26.0 |
| | 松任西（N=412） | 0.2 | 0.2 | 0.5 | 5.3 | 9.5 | 56.6 | 27.7 |
| | 松任西南(N=314) | 0.3 | 1.3 | - | 6.4 | 13.7 | 54.8 | 23.6 |
| | 美 川（N=370） | 0.8 | 0.8 | 0.8 | 4.1 | 15.9 | 57.0 | 20.5 |
| | 鶴 来（N=602） | 0.8 | 0.5 | 1.3 | 7.1 | 13.8 | 52.3 | 24.1 |
| | 白山ろく(N=259) | 1.9 | 3.5 | 1.2 | 12.7 | 22.4 | 35.9 | 22.4 |

### ⑥町内会・自治会

| | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全 体（N=3,020） | | 0.6 | 0.4 | 0.9 | 6.6 | 31.8 | 35.8 | 24.0 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 0.6 | 0.3 | 0.4 | 6.0 | 31.8 | 36.4 | 24.4 |
| | 松任東（N=396） | 1.5 | 0.5 | 1.5 | 6.3 | 26.3 | 39.6 | 24.2 |
| | 松任西（N=412） | - | 0.5 | 1.2 | 7.5 | 30.8 | 33.7 | 26.2 |
| | 松任西南(N=314) | 0.6 | 1.0 | 0.6 | 3.8 | 36.0 | 38.2 | 19.7 |
| | 美 川（N=370） | - | 0.3 | 2.2 | 4.3 | 35.7 | 34.9 | 22.7 |
| | 鶴 来（N=602） | 0.5 | 0.2 | 0.2 | 7.5 | 31.2 | 37.4 | 23.1 |
| | 白山ろく(N=259) | 1.2 | 0.8 | 0.8 | 11.6 | 32.0 | 25.9 | 27.8 |

### ⑦収入のある仕事

| | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全 体（N=3,020） | | 15.7 | 6.1 | 1.4 | 2.6 | 2.8 | 48.4 | 22.9 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 16.0 | 5.4 | 1.6 | 2.4 | 2.5 | 49.3 | 22.6 |
| | 松任東（N=396） | 18.4 | 6.6 | 2.0 | 1.8 | 2.0 | 47.2 | 22.0 |
| | 松任西（N=412） | 14.6 | 7.8 | 1.0 | 2.9 | 2.2 | 46.6 | 25.0 |
| | 松任西南(N=314) | 15.6 | 4.1 | 2.2 | 1.0 | 3.2 | 52.9 | 21.0 |
| | 美 川（N=370） | 13.2 | 6.8 | 0.8 | 3.5 | 3.5 | 49.5 | 22.7 |
| | 鶴 来（N=602） | 17.4 | 5.1 | 1.2 | 2.7 | 3.0 | 48.3 | 22.3 |
| | 白山ろく(N=259) | 12.0 | 8.1 | 1.2 | 4.6 | 4.2 | 44.0 | 25.9 |

## （２）地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

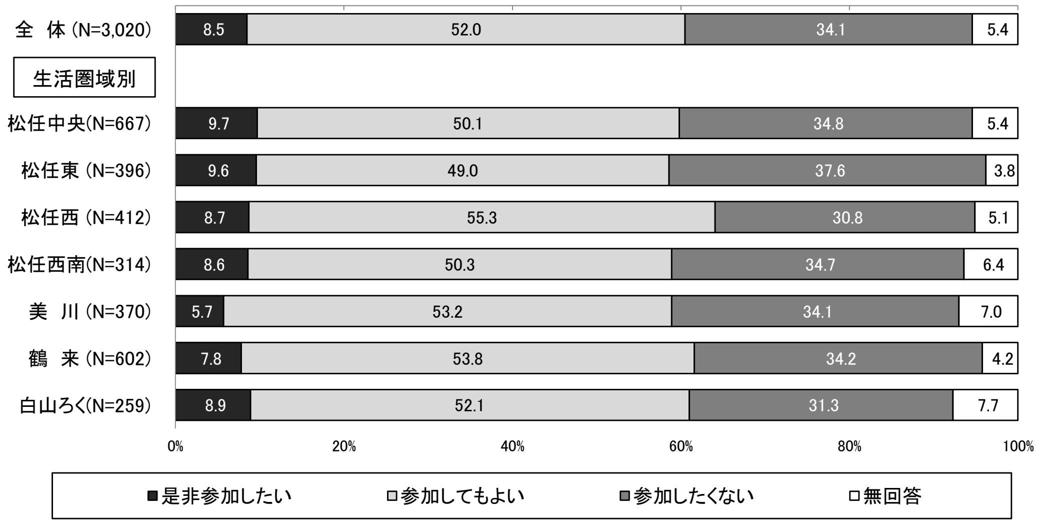

### （３）地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

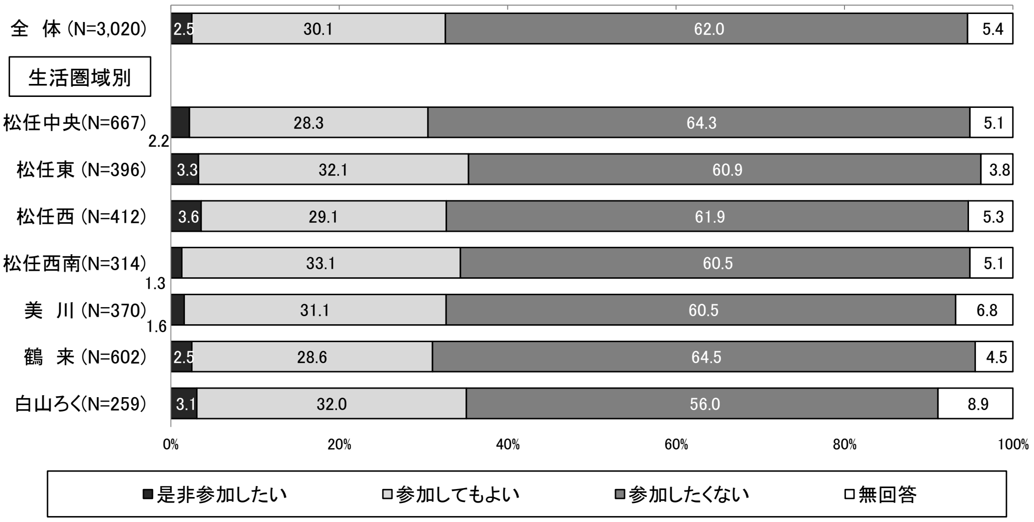


## 問６　たすけあいについて

### （１）あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（いくつでも）

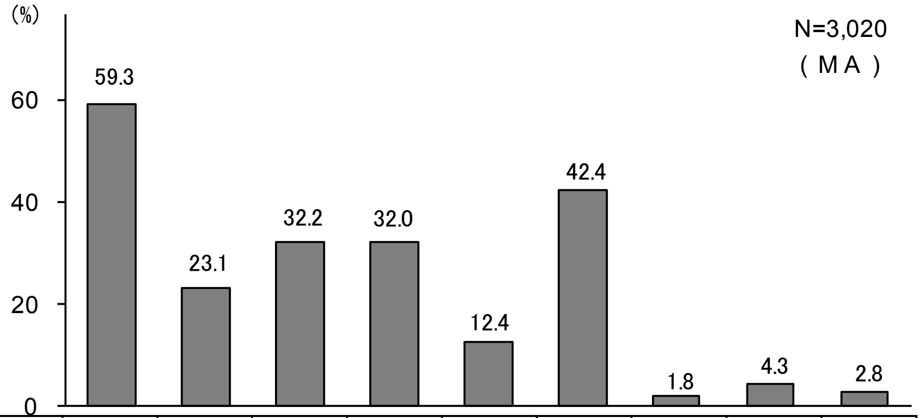


| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人はいない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 59.3 | 23.1 | 32.2 | 32.0 | 12.4 | 42.4 | 1.8 | 4.3 | 2.8 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 56.5 | 21.9 | 30.9 | 30.1 | 11.1 | 43.0 | 1.9 | 4.5 | 2.1 |
| | 松任東 (N=396) | 62.6 | 26.3 | 32.3 | 33.8 | 12.1 | 39.6 | 2.0 | 5.1 | 2.0 |
| | 松任西 (N=412) | 60.4 | 23.1 | 34.0 | 29.6 | 12.1 | 44.9 | 1.7 | 5.1 | 2.4 |
| | 松任西南(N=314) | 63.7 | 22.3 | 30.3 | 30.3 | 17.8 | 40.4 | 2.2 | 2.9 | 3.8 |
| | 美　川 (N=370) | 56.8 | 25.4 | 28.9 | 30.5 | 9.7 | 42.4 | 1.6 | 4.9 | 4.9 |
| | 鶴　来 (N=602) | 61.1 | 24.3 | 35.5 | 34.2 | 11.3 | 45.2 | 1.5 | 4.3 | 1.7 |
| | 白山ろく(N=259) | 54.1 | 16.2 | 31.7 | 37.1 | 15.8 | 36.7 | 1.2 | 2.7 | 5.0 |

## （２）反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（いくつでも）

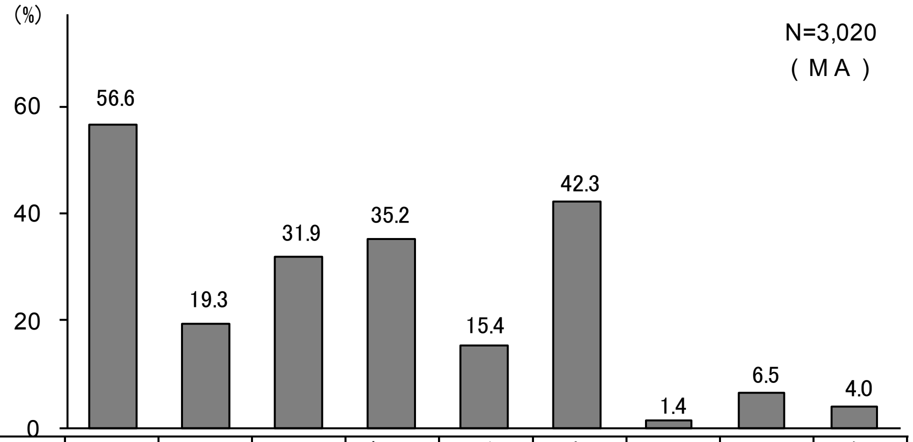


| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人はいない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 56.6 | 19.3 | 31.9 | 35.2 | 15.4 | 42.3 | 1.4 | 6.5 | 4.0 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 54.0 | 19.2 | 31.3 | 33.1 | 14.5 | 43.3 | 1.3 | 7.2 | 3.4 |
| | 松任東 (N=396) | 58.6 | 21.0 | 32.6 | 35.6 | 15.7 | 41.7 | 2.3 | 7.1 | 3.5 |
| | 松任西 (N=412) | 57.3 | 19.2 | 35.4 | 34.2 | 15.3 | 45.1 | 1.5 | 6.8 | 2.7 |
| | 松任西南(N=314) | 63.1 | 17.2 | 28.7 | 32.5 | 18.8 | 38.5 | 1.6 | 4.8 | 4.5 |
| | 美　川 (N=370) | 53.5 | 21.6 | 28.9 | 35.4 | 12.4 | 43.2 | 1.1 | 5.9 | 6.5 |
| | 鶴　来 (N=602) | 59.0 | 20.4 | 34.2 | 38.2 | 13.6 | 44.0 | 1.3 | 6.0 | 2.7 |
| | 白山ろく(N=259) | 49.8 | 14.3 | 29.0 | 37.1 | 22.0 | 35.1 | 0.8 | 6.9 | 7.3 |

## （３）あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（いくつでも）

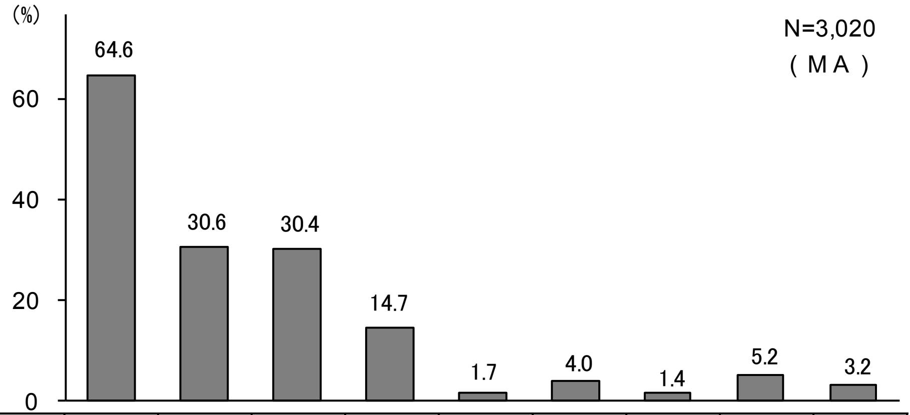


| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人はいない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 64.6 | 30.6 | 30.4 | 14.7 | 1.7 | 4.0 | 1.4 | 5.2 | 3.2 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 60.9 | 31.8 | 29.5 | 15.0 | 1.9 | 3.6 | 1.0 | 6.1 | 2.7 |
| | 松任東 (N=396) | 66.7 | 31.6 | 29.5 | 12.6 | 1.0 | 3.0 | 1.8 | 7.3 | 2.5 |
| | 松任西 (N=412) | 66.5 | 29.6 | 28.6 | 12.9 | 2.2 | 5.1 | 1.0 | 4.4 | 2.9 |
| | 松任西南(N=314) | 67.2 | 30.3 | 28.3 | 11.8 | 2.2 | 2.9 | 1.9 | 3.2 | 3.8 |
| | 美　川 (N=370) | 62.7 | 30.8 | 29.5 | 16.5 | 1.4 | 5.9 | 0.8 | 5.1 | 5.1 |
| | 鶴　来 (N=602) | 67.3 | 31.9 | 33.1 | 14.8 | 1.0 | 3.5 | 1.8 | 5.3 | 2.2 |
| | 白山ろく(N=259) | 61.8 | 25.1 | 34.7 | 20.8 | 3.1 | 4.6 | 1.5 | 3.5 | 5.0 |

### （４）反対に、看病や世話をしてあげる人（いくつでも）

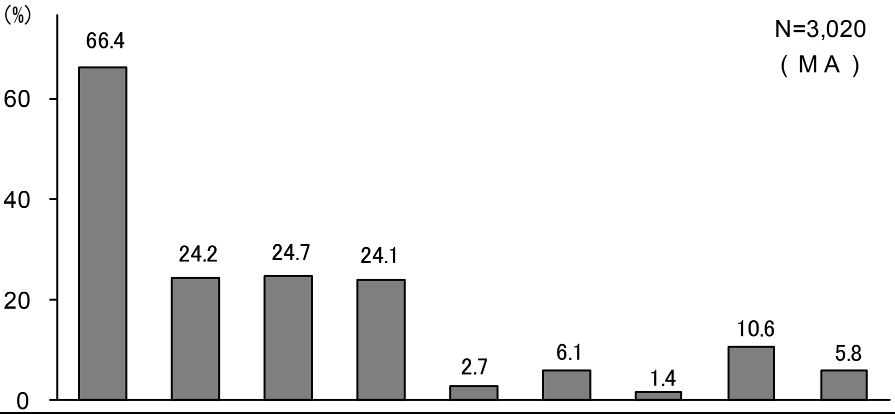


| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人はいない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体（N=3,020） | | 66.4 | 24.2 | 24.7 | 24.1 | 2.7 | 6.1 | 1.4 | 10.6 | 5.8 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 65.8 | 24.4 | 23.8 | 24.1 | 2.7 | 6.1 | 1.2 | 11.2 | 4.0 |
| | 松任東（N=396） | 67.7 | 25.8 | 24.7 | 22.7 | 2.3 | 8.3 | 1.5 | 10.1 | 6.3 |
| | 松任西（N=412） | 66.3 | 22.6 | 27.2 | 23.3 | 2.9 | 6.1 | 1.7 | 11.7 | 5.1 |
| | 松任西南(N=314) | 69.4 | 21.7 | 24.2 | 23.6 | 3.8 | 4.8 | 1.9 | 8.9 | 7.3 |
| | 美　川（N=370） | 63.5 | 26.2 | 20.3 | 23.2 | 3.0 | 7.0 | 1.4 | 10.8 | 8.9 |
| | 鶴　来（N=602） | 68.8 | 27.1 | 27.2 | 25.9 | 1.8 | 5.8 | 1.5 | 10.5 | 3.8 |
| | 白山ろく(N=259) | 61.0 | 17.8 | 23.6 | 25.5 | 3.9 | 3.5 | 0.8 | 10.0 | 9.3 |

## 問７　健康について

### （１）現在のあなたの健康状態はいかがですか

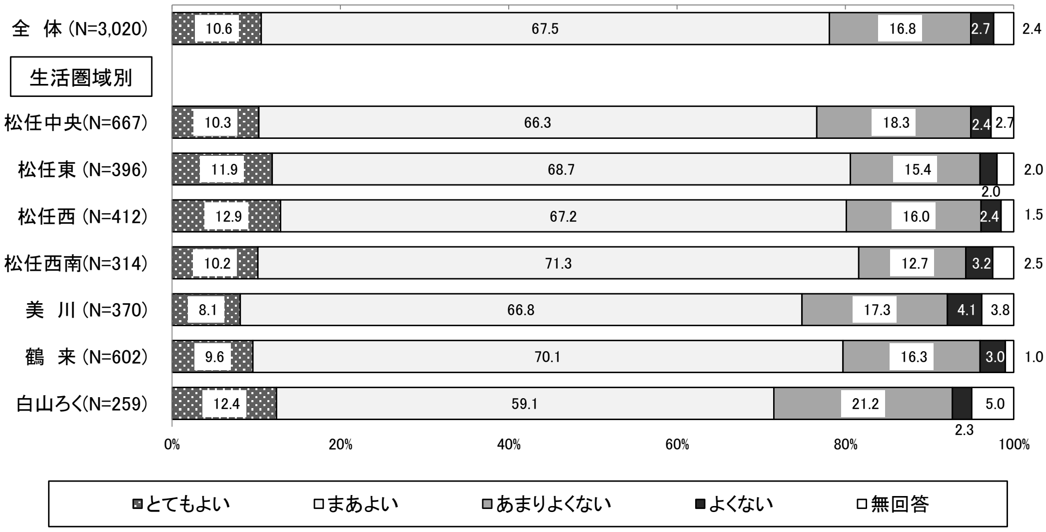

## （２）あなたは、現在どの程度幸せですか
## （「とても不幸」を０点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください）

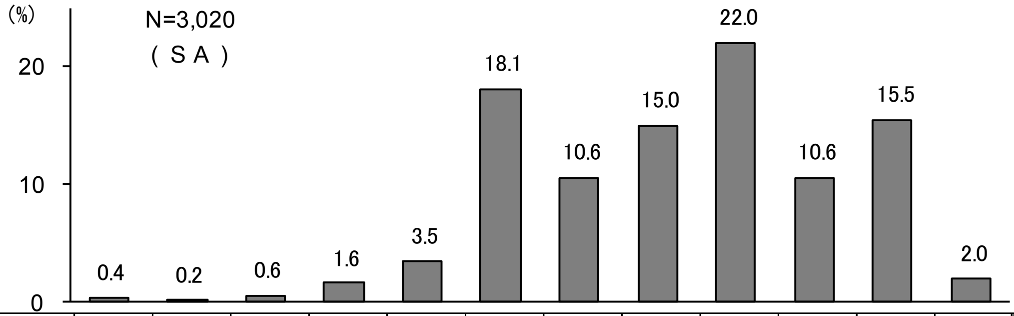


| | | 0点 | 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 | 6点 | 7点 | 8点 | 9点 | 10点 | 無回答 | 平均点 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全　体 (N=3,020) | | 0.4 | 0.2 | 0.6 | 1.6 | 3.5 | 18.1 | 10.6 | 15.0 | 22.0 | 10.6 | 15.5 | 2.0 | 7.2 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 2.2 | 3.0 | 20.4 | 12.3 | 15.9 | 21.6 | 8.7 | 12.7 | 2.1 | 7.0 |
| | 松任東 (N=396) | 0.8 | - | 1.3 | 0.8 | 3.3 | 19.2 | 11.4 | 15.4 | 19.4 | 11.1 | 16.2 | 1.3 | 7.2 |
| | 松任西 (N=412) | - | 0.5 | - | 2.2 | 5.6 | 15.3 | 8.7 | 15.5 | 25.0 | 11.2 | 13.8 | 2.2 | 7.2 |
| | 松任西南(N=314) | - | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 3.2 | 17.8 | 11.5 | 13.7 | 24.5 | 10.5 | 16.2 | 1.6 | 7.3 |
| | 美　川 (N=370) | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.8 | 4.1 | 16.8 | 12.2 | 18.1 | 20.3 | 9.2 | 14.6 | 3.2 | 7.2 |
| | 鶴　来 (N=602) | 0.7 | - | 0.7 | 1.8 | 3.2 | 17.1 | 10.5 | 13.1 | 24.1 | 11.3 | 16.1 | 1.5 | 7.3 |
| | 白山ろく(N=259) | 0.4 | - | 1.2 | 2.7 | 2.3 | 20.1 | 4.6 | 12.4 | 17.0 | 13.9 | 23.2 | 2.3 | 7.4 |

## （３）この１か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

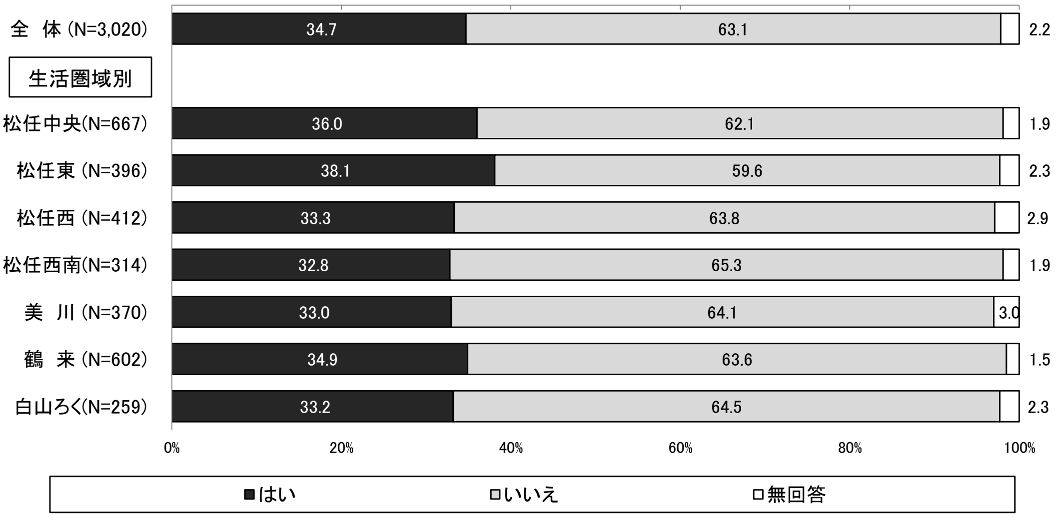


## （４）この１か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

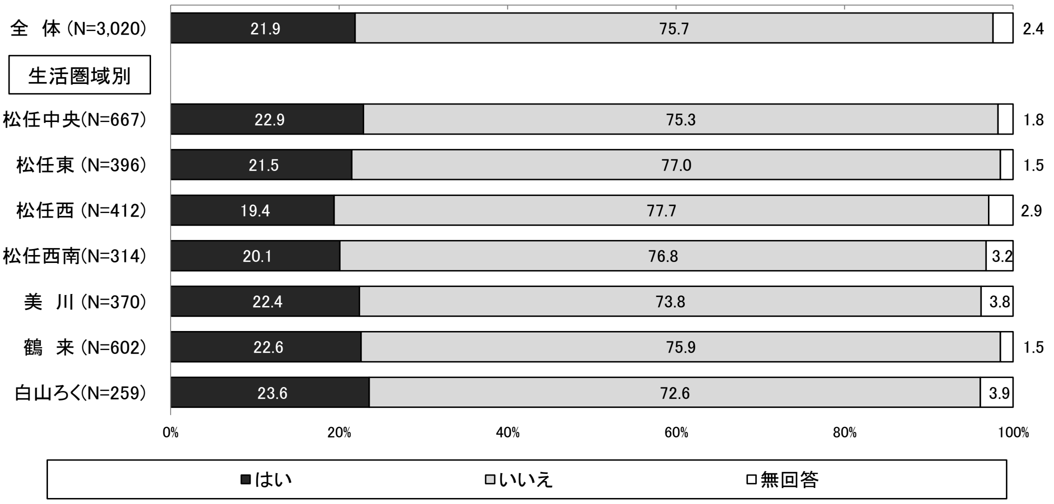

## （５）タバコは吸っていますか

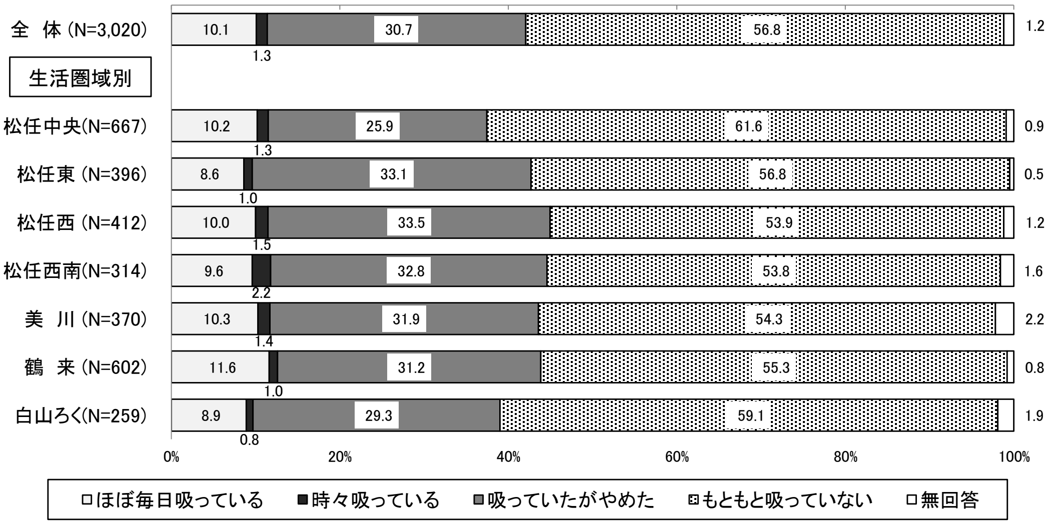


## （６）現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（いくつでも）

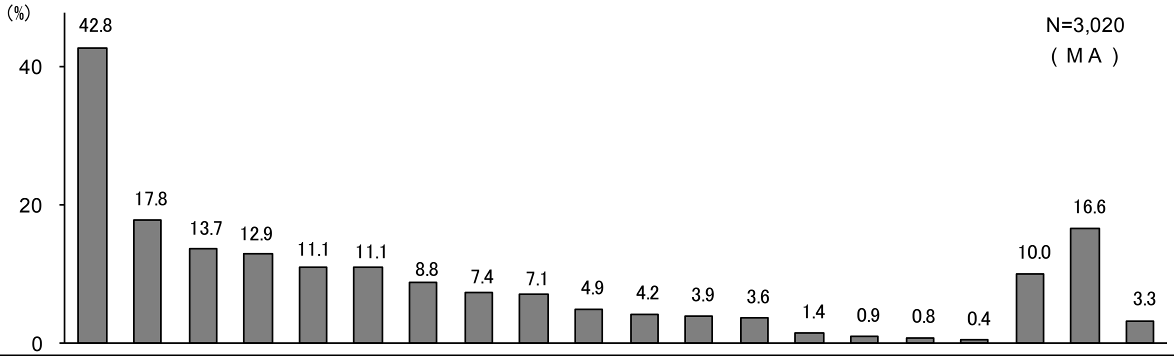


| | | 高血圧 | 目の病気 | 筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等） | 糖尿病 | 心臓病 | 高脂血症（脂質異常） | 腎臓・前立腺の病気 | 胃腸・肝臓・胆のうの病気 | 耳の病気 | 呼吸器の病気（肺炎や気管支炎等） | 外傷（転倒・骨折等） | 脳卒中（脳出血・脳梗塞等） | がん（悪性新生物） | 血液・免疫の病気 | うつ病 | 認知症（アルツハイマー病等） | パーキンソン病 | その他 | ない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全 体（N=3,020） | | 42.8 | 17.8 | 13.7 | 12.9 | 11.1 | 11.1 | 8.8 | 7.4 | 7.1 | 4.9 | 4.2 | 3.9 | 3.6 | 1.4 | 0.9 | 0.8 | 0.4 | 10.0 | 16.6 | 3.3 |
| 生活圏域別 | 松任中央(N=667) | 42.7 | 19.3 | 13.8 | 11.2 | 11.1 | 11.4 | 8.7 | 8.8 | 7.8 | 6.4 | 4.2 | 3.1 | 3.4 | 1.3 | 0.9 | 0.7 | 0.1 | 11.8 | 16.9 | 2.1 |
| | 松任東（N=396） | 40.9 | 18.2 | 13.4 | 13.9 | 9.3 | 9.8 | 6.6 | 7.3 | 7.8 | 4.8 | 2.3 | 5.6 | 4.3 | 1.5 | 1.3 | 0.3 | 0.5 | 10.6 | 14.9 | 3.8 |
| | 松任西（N=412） | 39.3 | 18.7 | 11.2 | 12.6 | 9.2 | 11.4 | 8.0 | 6.3 | 7.3 | 4.6 | 4.9 | 4.1 | 3.2 | 0.7 | 0.5 | 0.2 | 0.5 | 9.5 | 18.4 | 3.2 |
| | 松任西南(N=314) | 46.2 | 19.7 | 16.6 | 13.1 | 10.5 | 11.1 | 11.5 | 8.0 | 6.1 | 3.2 | 4.1 | 3.8 | 3.5 | 1.6 | 0.3 | 0.6 | 0.6 | 10.2 | 16.9 | 3.5 |
| | 美 川（N=370） | 44.3 | 16.2 | 14.9 | 17.3 | 10.3 | 15.4 | 10.0 | 8.4 | 7.6 | 5.7 | 4.3 | 3.0 | 4.9 | 1.1 | 1.9 | 1.1 | 0.3 | 7.6 | 15.9 | 3.8 |
| | 鶴 来（N=602） | 42.5 | 16.1 | 13.3 | 11.6 | 13.0 | 9.3 | 7.8 | 6.6 | 5.6 | 4.3 | 5.1 | 4.0 | 3.5 | 1.8 | 0.7 | 0.8 | 0.3 | 8.6 | 17.6 | 3.7 |
| | 白山ろく(N=259) | 45.9 | 16.2 | 14.3 | 13.1 | 14.3 | 9.7 | 10.8 | 5.4 | 8.1 | 3.9 | 4.2 | 3.9 | 1.9 | 1.2 | 0.4 | 1.9 | 1.2 | 11.2 | 13.9 | 4.2 |

# 在宅介護実態調査

## 調査の概要

### １．調査目的

ふるさと安心高齢者プラン（2018～2020 年度）策定の基礎資料とするため、「高齢者等の在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とします。

### ２．調査対象者

在宅で生活している要支援・要介護認定者 600 人を無作為抽出

### ３．調査方法

認定調査員や介護支援専門員による聞き取り調査

### ４．調査期間

平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年５月 23 日

### ５．回収結果

| 調査対象者数<br>（依頼数） | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---|---|---|
| 600 | 280 | 46.7% |

### ６．結果のみかた

○回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（SA、複数の選択肢からひとつだけ選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。

○複数回答（MA、複数の選択肢から２つ以上の回答を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計は概ね 100.0%を超えます。

○図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

○図表中の「N」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

# 調査結果

## 1．属　性

### （１）年　齢

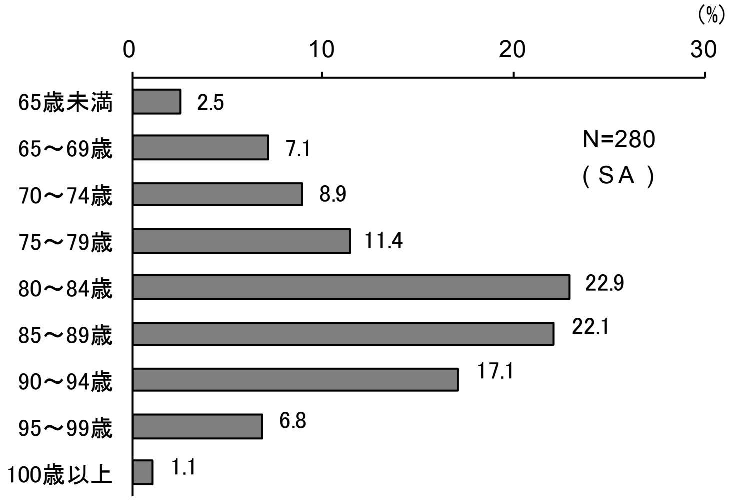


### （２）性　別

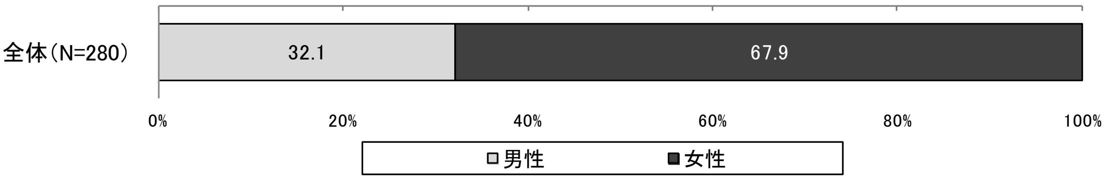


### （３）要介護（要支援）度

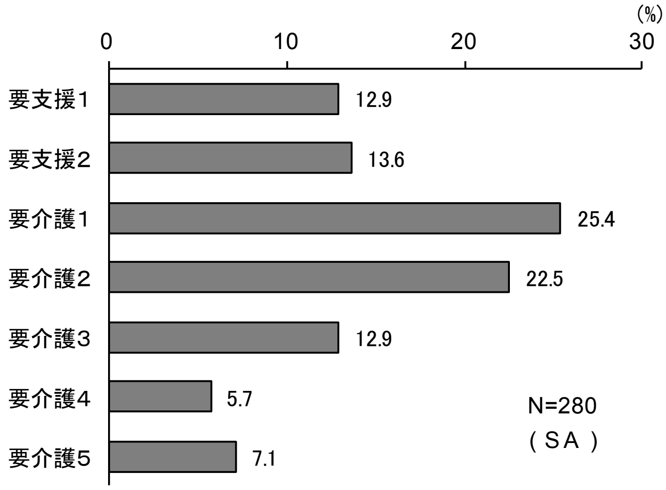

## 2. 質問内容

### 問１　世帯類型について、ご回答ください

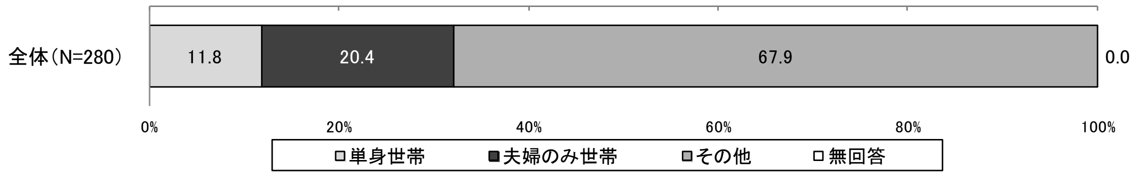


### 問２　ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）

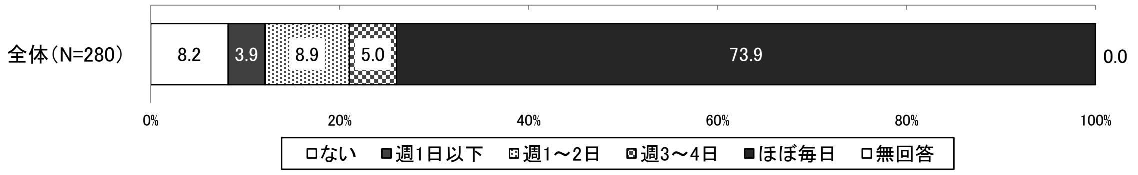


<u>※以下の問３～７については、問２で「週1日以下」「週1～2日」「週3～4日」「ほぼ毎日」と回答した方のみ質問する</u>

### 問３　主な介護者の方は、どなたですか

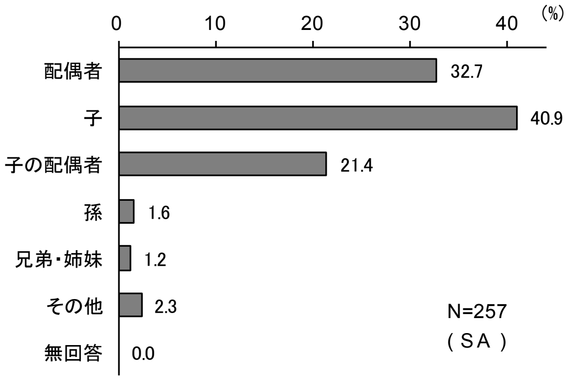


### 問４　主な介護者の方の性別について、ご回答ください

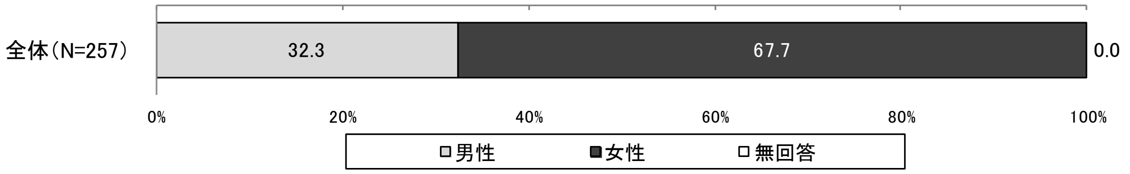


### 問５　主な介護者の方の年齢について、ご回答ください

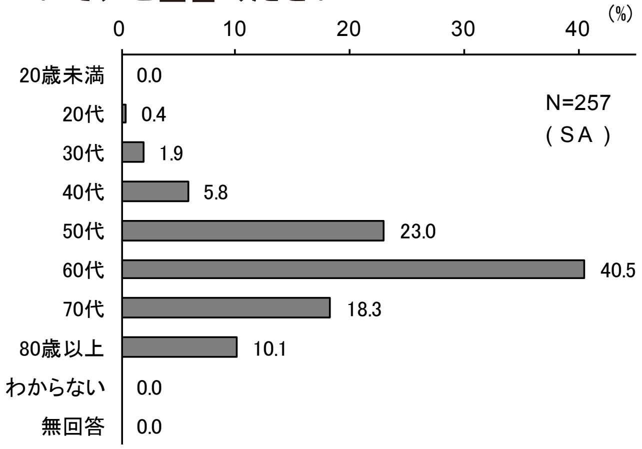

問６　現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください（複数選択可）

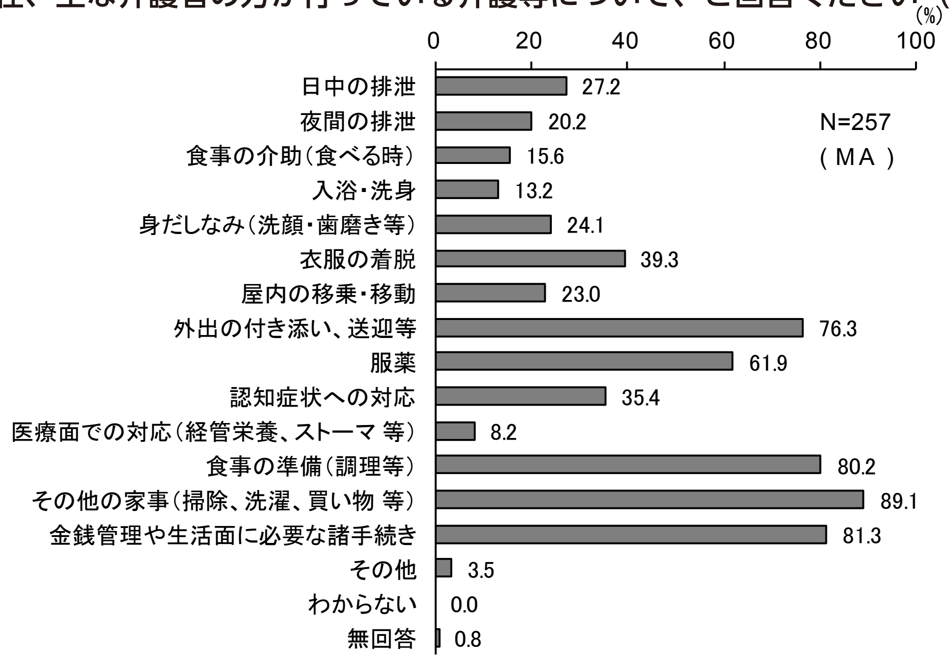


問７　ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去１年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数選択可）

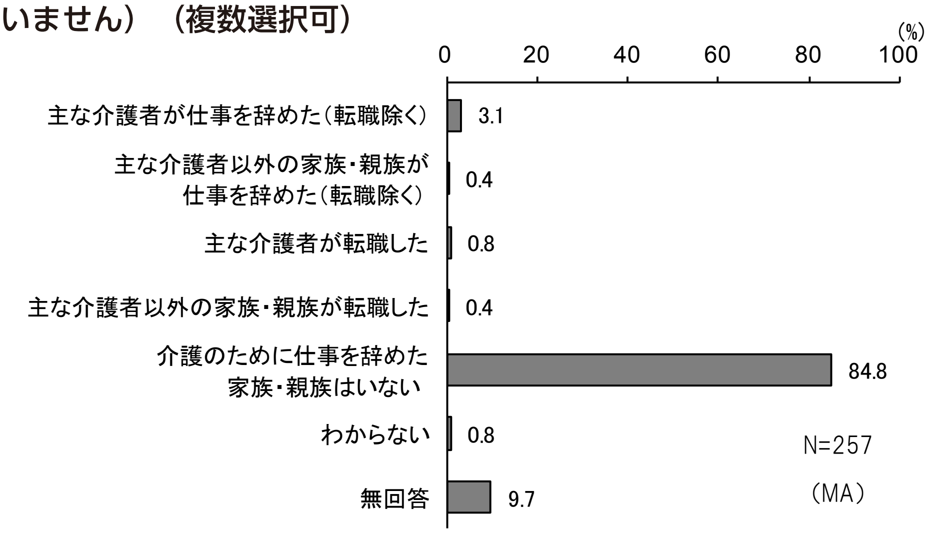


問８　現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください（複数選択可）

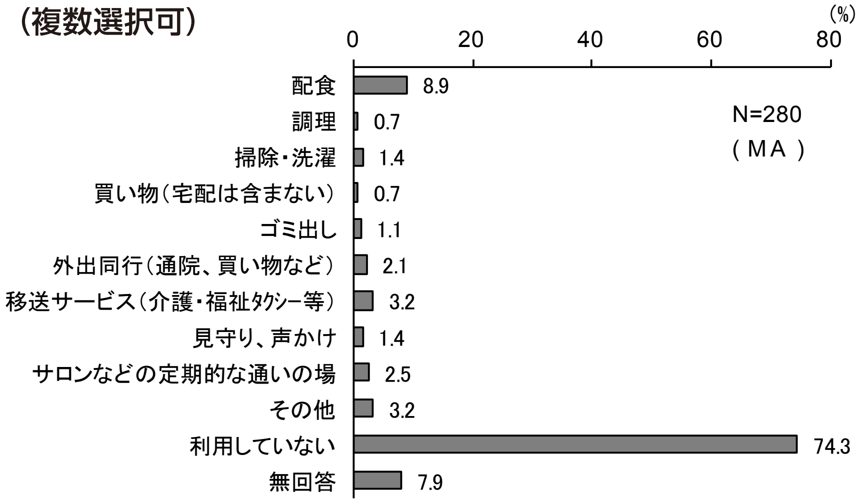


資料編

## 問９　今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（複数選択可）

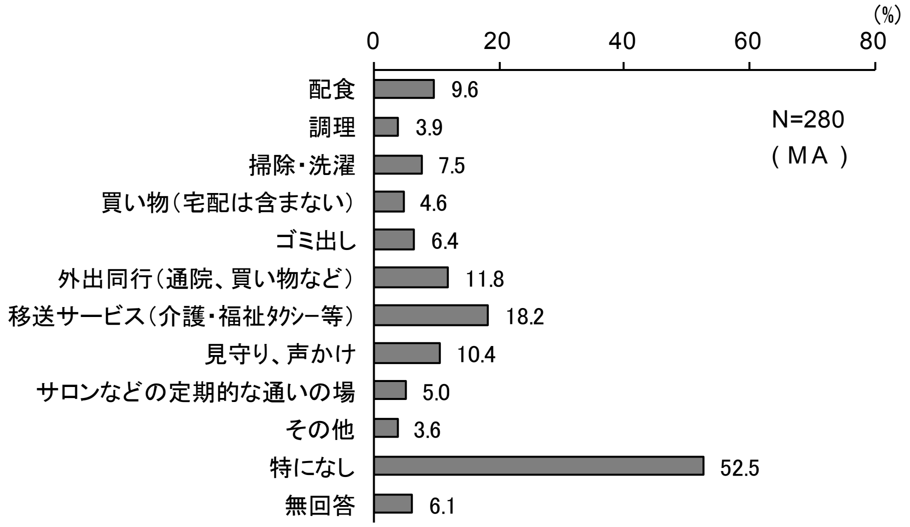


## 問10　現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください

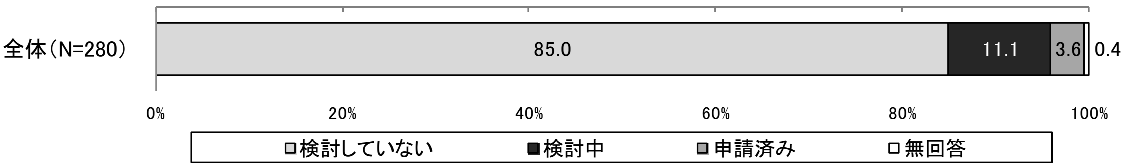


## 問11　ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている傷病について、ご回答ください（複数選択可）

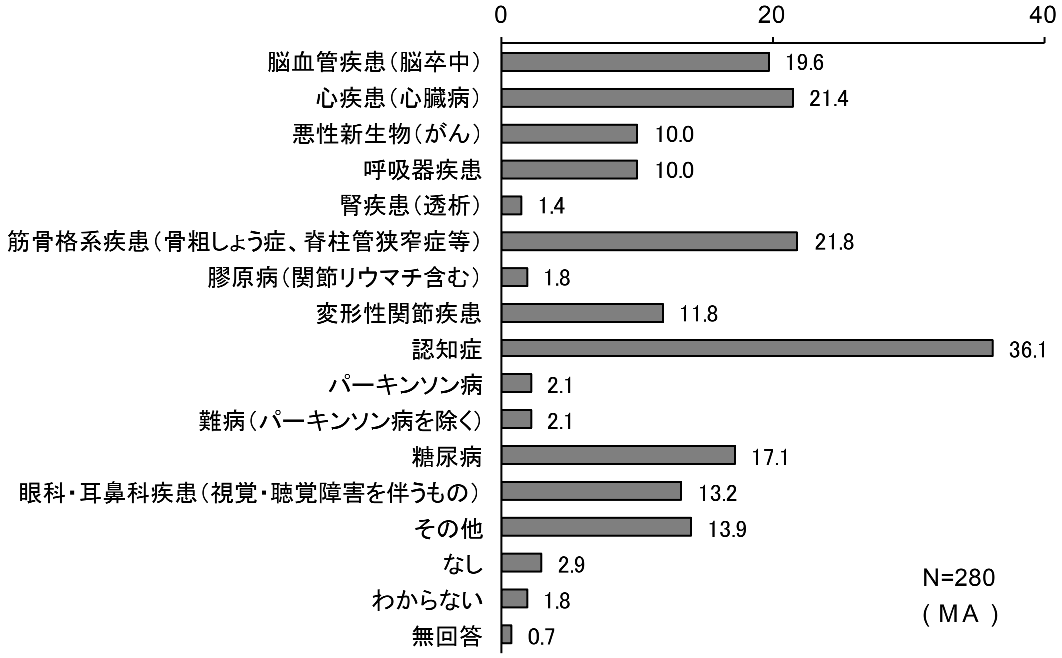

## 問12　ご本人（認定調査対象者）は、現在、訪問診療を利用していますか

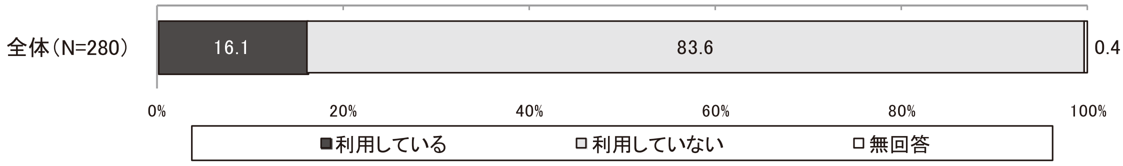


## 問13　現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していますか

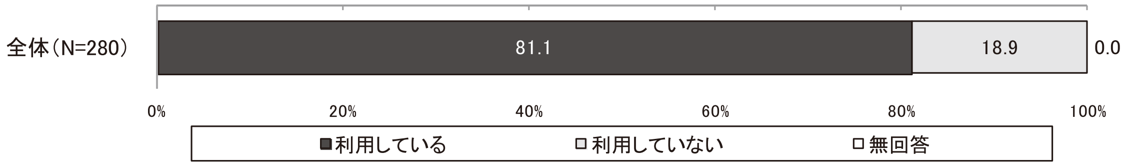


<u>※以下の問14については、問13で「利用していない」と回答した方のみ質問する</u>

## 問14　介護保険サービスを利用していない理由はなんですか（複数選択可）

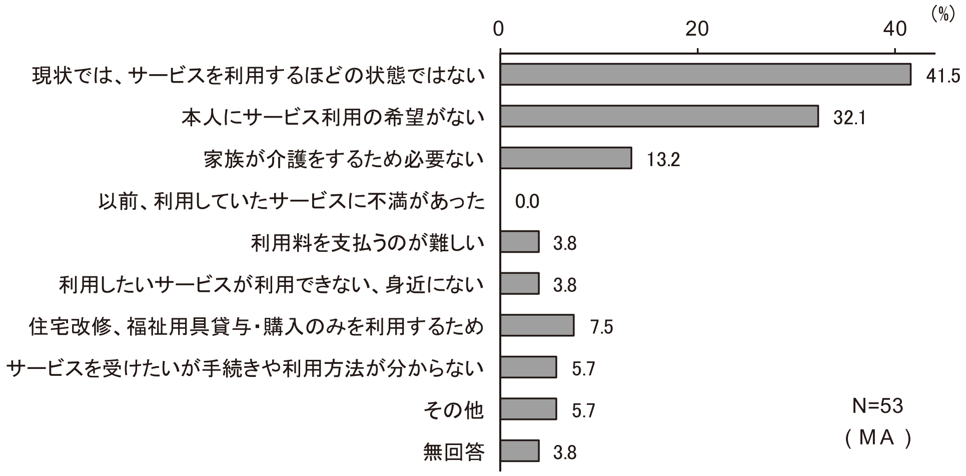


<u>※以下の問15～19については、問２で「週1日以下」「週1～2日」「週3～4日」「ほぼ毎日」と回答した方のみ質問する</u>

## 問15　主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください

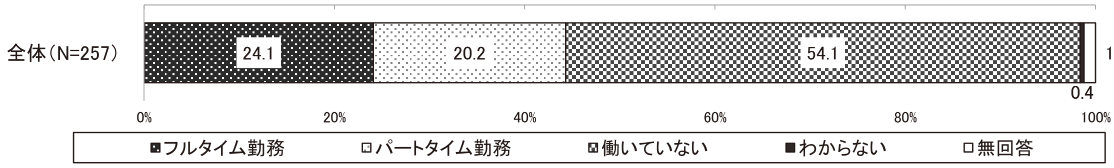

※以下の問16～18については、問15で「1. フルタイム勤務」「2. パートタイム勤務」と回答した方のみ質問する

## 問16　主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか（複数選択可）

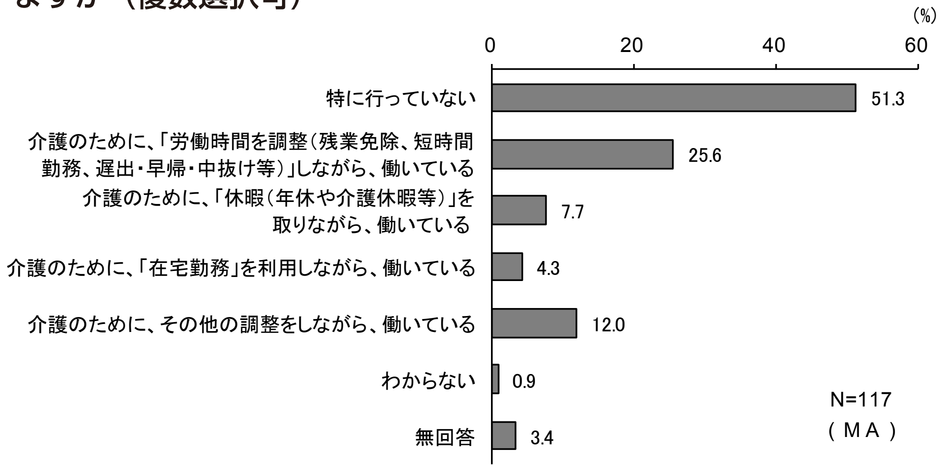


## 問17　主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか（３つまで選択可）

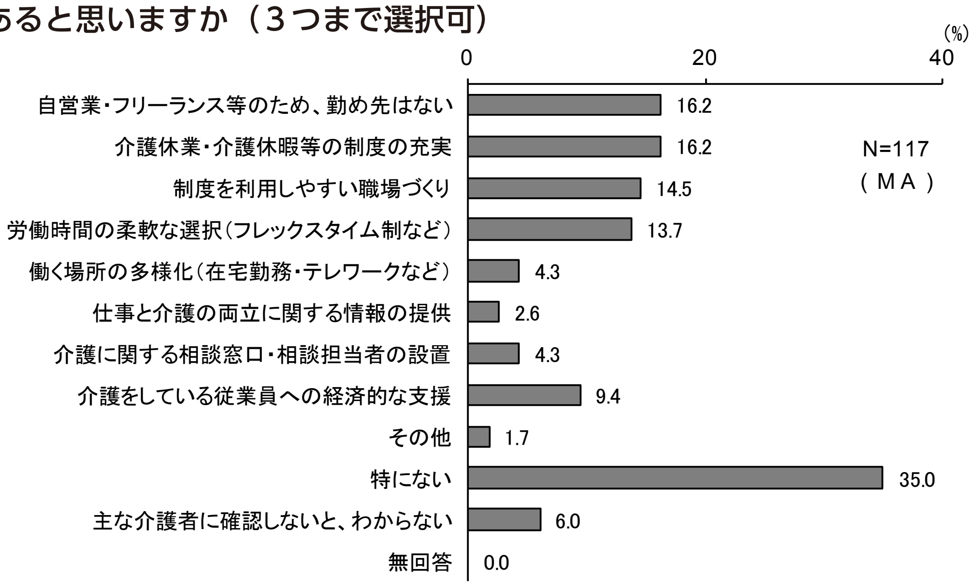


## 問18　主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

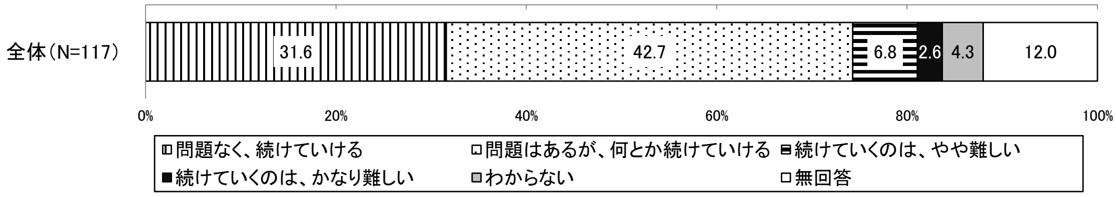

## 問19　現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（３つまで選択可）

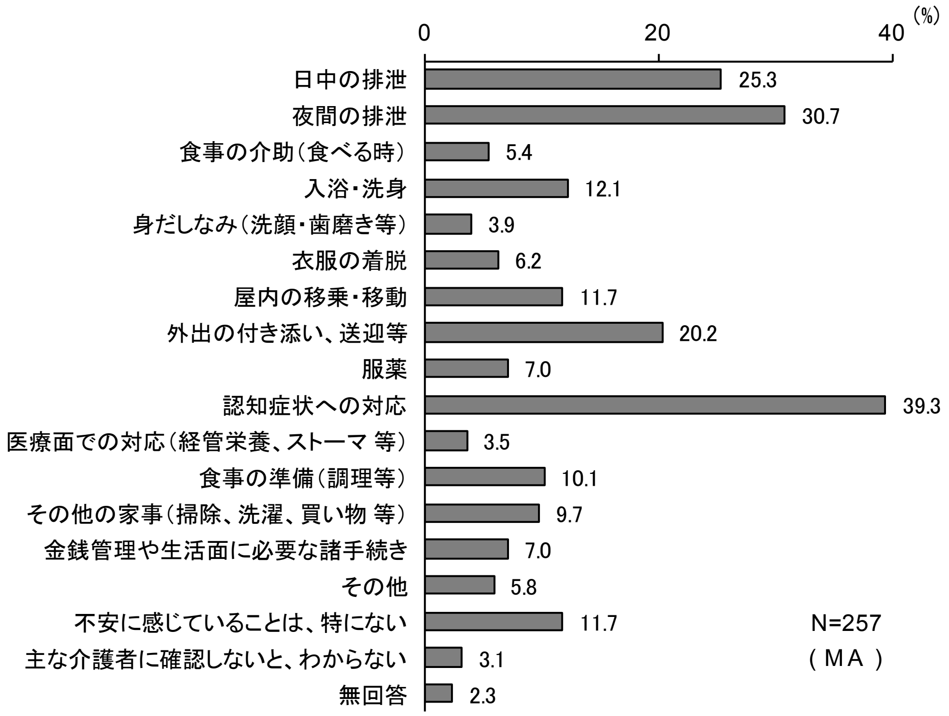

# 計画策定に係る介護保険運営協議会の審議経過

## ○ 平成29年度第１回介護保険運営協議会

日　　　　時　　平成 29 年６月 15 日（木）午後１時
場　　　　所　　白山市福祉ふれあいセンター１階　多目的ホール
協議報告事項　　（１）第６期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗状況について
（２）第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について
（３）日常生活圏域の設定について

## ○ 平成29年度第２回介護保険運営協議会

日　　　　時　　平成 29 年９月 28 日（木）午後１時
場　　　　所　　白山市福祉ふれあいセンター１階　多目的ホール
協議報告事項　　（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について
（２）計画策定の趣旨について
（３）基本理念と重点施策について
（４）元気でいきいきと暮らすための環境づくりについて
（５）地域全体で見守り・支え合う体制づくりについて

## ○ 平成29年度第３回介護保険運営協議会

日　　　　時　　平成 29 年 10 月 26 日（木）午後１時
場　　　　所　　白山市福祉ふれあいセンター１階　多目的ホール
協議報告事項　　（１）高齢者、要介護（要支援）の状況について
（２）地域で安心して暮らすための支援の充実について

## ○ 平成29年度第４回介護保険運営協議会

日　　　　時　　平成 29 年 11 月 16 日（木）午後１時
場　　　　所　　白山市福祉ふれあいセンター１階　多目的ホール
協議報告事項　　（１）在宅介護実態調査の結果について
（２）介護保険事業の充実について
（３）第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の素案について
（４）パブリックコメントの実施について

## ○ 平成29年度第５回介護保険運営協議会

日　　　　時　　平成 30 年２月 22 日（木）午後１時
場　　　　所　　白山市福祉ふれあいセンター１階　多目的ホール
協議報告事項　　（１）パブリックコメントの結果について
（２）第７期介護保険料について
（３）第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について

# 白山市介護保険運営協議会委員名簿

（任期：平成 27 年４月１日～平成 30 年３月 31 日）

| 役職等 | 氏　名 | 適　用 |
|---|---|---|
| 公募委員 | 川上　紀子 | |
| 公募委員 | 吉井　友恵 | |
| 金城大学　准教授 | 浅見　美千江 | |
| 白山ののいち医師会　副会長 | 真田　陽 | 会　長 |
| 石川中央保健福祉センター企画調整課長 | 寺西　衣姫 | |
| 市社会福祉協議会　会長 | 小西　貞義 | |
| 介護老人福祉施設代表　美杉の郷施設長 | 永下　武二 | |
| 市民生委員児童委員 | 武藤　敬子 | 副会長 |
| 市町会連合会　理事 | 林　英一 | |
| 市老人クラブ連合会　女性部理事 | 北井　孝子 | |

## ふるさと安心高齢者プラン


| | |
|---|---|
| 発　行 | 平成30年3月 |
| 発行者 | 白　山　市 |
| | 〒924-8688　石川県白山市倉光二丁目１番地 |
| | TEL　076-276-1111 |
| | FAX　076-274-9518 |
| 編　集 | 白山市健康福祉部長寿介護課 |

白山市

VEGETABLE
OIL INK